

1 大学・学部等の理念・目的・教育目標

(理念・目的等)

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

学習院大学の理念・目的・使命は、「高潔な人格、確乎とした識見並びに近代人にふさわしい健全で豊かな思想感情を培い、これによって人類と祖国とに奉仕する人材を育成することを目的とする」とした学校法人学習院学則総記の精神を根底に踏まえて「精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献する」(大学学則 第1条)ことである。また、上記総記の目的に対し、学習院全体の具体的な教育目標として「ひろい視野、たくましい創造力、ゆたかな感受性」を持つ優れた人材の育成を掲げており、これも大学の教育の目指すところを表している。

本学の旧学制のもとでの前身である学習院の高等教育は、明治期に一時期、大学科(大学相当)が開設されたことはあるものの、前史は、主として帝国大学への進学を前提としたいわゆる旧制高等学校であった。そのため、文理両分野にわたる広義の教養と基礎教育の伝統をもち、1949(昭和24)年にこの旧制度下での高等学校を基盤として大学が開設された際には、それまでの本学の学的伝統を踏まえつつ、さらなる高等教育機関としての展開を求めて、文政学部および理学部を有する大学として再発足したものである。

今日の学習院大学の理念は、学制改革時の万人に開かれた高等教育に相応しく、なおかつ旧制度下での本学の特色である広い教養を基盤とした精深な学術の理論と応用を研究教授すること、その目的は文化の創造発展と人類の福祉に貢献することとされたのは、好ましい意味での歴史の継承と更なる時代の新風を取り込んだところであり、この理念、目的と教育目的は今日も変わることはない。

この理念、目的、教育目標等については、今日の大学進学率の向上にともなう大学の大衆化によって、即戦力となる資格志向の意味からはやや迂遠な印象を与える可能性がある。しかし、しばしば巷間で議論されるような意味での、具体的実践的な教育訓練を中心とする大学、教養教育中心の大学、研究活動中心の大学といった大学の類型的進化の方向をあえて当てはめれば、学習院大学は、高度の専門性、あるいは研究者志向の学生に対してもその必要に応えうる基礎学力を育成することも含めた意味での、真の教養教育中心の大学としての将来性を志向し、将来的には如何なる専門性あるいは分野における活動を志す学生に対してもその目標を達成し得る基礎学力、思考力を得させることのできる教育を目指してきた。

さらに、このような教育を受けた学部学生の受け皿としての専門職大学院を含む大学院研究科の充実をも志してきた。これについては、若干の分野における差はあるとしても、とくに文、理学部卒業生の本学あるいは他大学大学院進学率は、昭和20年代に開設された大学としては高い実績をもち、また、本学大学院進学者の専門家、研究者としての評価

は、後述する大学院修了後の進路から見ても、必ずしも数的には充分ではないとしても、質的には相当程度の成果を挙げていると考えている。

2001(平成13)年には、基本計画策定委員会において、本学の基本的な将来構想として、教育の高度化を目標として掲げ、その基盤整備事業として国際化、情報化を具体的な目標として明示している。教育の高度化とは、必ずしも大学院教育の充実といった狭い意味での高度化ではなく、高度の専門性、研究者への途を考慮した基礎教育としての学部教育の充実をも意味するものである。上述の成果は、この意味での教育の高度化に基づくものであり、ここに挙げた目標が本学の教育資源の質から見ても、今後さらにこれを追求することが適切であることを示していると考えられる。

A群 大学・学部等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

大学・学部および大学院研究科の教育理念、目的、教育目標等の周知の方法は学外に対するものは、大きく分けて、大学入学課所管事項としての入学案内、大学案内、研究科案内等を中心とする印刷媒体を中心とする広報活動、ホーム・ページ等のインターネットを介するものと、各学部、研究科が独自に編集して、各予備校、高校、あるいは他の大学(研究科の理念、教育目標等)等に配布する印刷物、ホーム・ページ掲載のものに分けられる。

また、これらの諸情報掲載の印刷物を配布することと、教職員による直接の学内案内、個別相談、研究室見学、教員による当該科目のエッセンスを盛り込んだ模擬授業などを組みこんだ、通常は年間3回程度開催されるオープン・キャンパスを挙げることができる。

学内にあっては、在学生に対しては各学部発行の学部教員の紹介等を含む印刷物および学生と父母等も対象とする「Compass」と称する印刷媒体の発行とホーム・ページを挙げることができる。

これらの方法の有効性については必ずしも数量的な把握の適切な方法が見出されていないこともあり、十分に把握されているとは言えないが、大学志願者の多くが、オープン・キャンパスに来校した経験をもち、そこで配布される上記の諸印刷物等を持ち帰っていることから、具体的な実地の見学と模擬授業、教員との個別の進学相談等、対面的な関係での情報の提供が有効であると判断している。

2 教育研究組織

【目標】 中規模大学における少人数教育の良さを堅持することを基本とし、既存の学部・大学院の充実はもちろんのこと、社会と時代の要請に合致した学部・大学院の再編、新設をも視野に入れ、教育研究組織のさらなる充実と適切な運営を目標とする。

(教育研究組織)

A群 当該大学の学部・学科・大学院 研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

C群 当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

本学の学部・学科・大学院研究科（専門職大学院を含む）の概要は表1に示す通りである。法学部の法学科と政治学科は、大学院研究科としては法学研究科（博士後期課程のみ）、政治学研究科として、経済学部の経済学科と経営学科も経済学研究科と経営学研究科としてそれぞれ独立した研究科を開設している。これは、関連する学部・学科の開設年次の相違、それぞれの分野一般の大学院の位置づけの相違等を反映したものである。

学部段階では各学部とも大幅に他学部他学科科目の履修が認められているのは言うまでもない。また、法科大学院の開設に伴い博士前期課程を廃止した法学研究科をのぞくと、政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科の博士前期課程においては、授業科目担当教員、在籍研究科委員会の承認に基づいて他研究科、他専攻の授業科目を履修して修了の単位とすることが可能である。そのため、学生、大学院学生は、卒業あるいは修了に必要な単位数に認定されるかどうかには制約はあるものの自学部、自学科以外の授業科目についての履修上の制約はない。ただし、現実の問題としては法、経、文学部学生、大学院学生が理学部、自然科学研究科の授業科目を履修するのは基礎学力から見て極めて困難である。

学部、大学院研究科とは別に、全学的な教育に関係する体育関連科目の担当教員を構成員とするスポーツ・健康科学センター、情報処理関連授業科目担当者の所属する計算機センター、外国語教育を担当する教員からなる外国語教育研究センターが教育組織として存在する。これらの3つの教育関連組織は、独自の事務室をもち、教育関連事務を処理するための教育補助職である副手が配置されている。また、各センターは全学部の学生に係わる共通科目の運営に当たるために、センター担当の授業科目案等の審議決定及びセンター運営上の問題の審議等のためにセンター専任教員代表と各学部代表委員からなる運営委員会をもち、同時にセンター専任教員は全員法、経、文、理学部の教授会に分散して構成員として参加しており、各センター開設授業科目等に対する各学部の意見を吸収する機会をもつと共に大学としてのその他の意思決定に参画している。

他に、教育組織として教職課程、学芸員の資格取得のための授業科目等の運営に係わる

委員会が置かれている。教職課程には教職専門科目の専任教員が所属し、また教員免許取得のための教科に関する専門科目を開設している各学部・学科代表を含む教職課程委員会が教員免許の取得のために必要とされる措置等の審議を行う。

全学的な附置研究機関として東洋文化研究所、史料館があり、前者は専任教員職としては助教が、事務その他の補助職として副手が、後者は助教及び学芸員資格をもつ職員が配置されている。附置研究機関は、全学の専任教員が年度毎に研究プロジェクトを提案し、各附置研究機関の全学部の代表を構成員とする運営委員会で採択されたプロジェクトは、プロジェクト主宰（提案）者を中心に、学部組織の枠にとられない研究組織を編成し、1年以上数年間継続可能な研究活動を行う。プロジェクトには外国人研究者も含む学外の専門家も客員研究員として参加可能である。

その他に、学部附置研究機関として、経済学部には経済経営研究所、文学部に人文科学研究所、理学部に生命分子科学研究所、ハイテク・リサーチ・センターが設置され、それぞれの研究プロジェクトは、学部予算あるいは外部資金等を導入して、各附置機関運営委員会等が適当と判断した場合には学外研究者の参加も求め、またいわゆるポストドクターに相当する大学院修了者の参加も可能で、研究と実質的な教育活動を展開している。

なお、理学部生命科学研究所の運営に関しては、学長、各学部長等に学外学識経験者を加えた「研究の安全性・倫理性の保持」等を審査する評議会が設置され、研究の安全性、倫理性を保持する機構が整備されている。

大学の教育研究組織としては、スポーツ・健康科学関係、外国語、情報処理等は、学部とは異なる教員組織をもつが、それぞれが各学部教授会にも分散所属しており、全学部学生に共通する授業科目と専門学科目の連結に関しては、意思疎通の機会は確保されている。

また、全学部に通ずる上記3センターが運営する諸科目と関連する教材費、図書費等の予算措置は、学長の直接管理のもとで各センター運営委員会等が編成し、予算的な意味での学部、研究科に対する学内の自律性は確保されている。

しかし、教育・研究組織の組織としての適切性に関しては、1) 次年度開設科目は、全学部の代表が参加する運営委員会で素案が作成されるために、学部によって開設授業科目の種類・レベルに関して当該領域の教育専門家である各センターの専任教員の期待する内容・水準の授業科目の開設が制約されることがある。これについて、専門家である担当教員側と開設科目を利用する側である各学部間の意志の調整が必ずしも円滑に進行しないことがある。この点については、たとえば、外国語教育研究センターでは、各外国語についてそれを履修した学生の大学卒業時に期待される外国語運用能力に具体的な目標を定め、それを実現すべくカリキュラムの工夫を行うなど改善の試みがある。しかし、開設科目の内容等に関する学部の要請と各センターとの意思の調整の仕組みをさらに工夫することが必要である。2) すでに2007(平成19)年度初めに文部科学省に届出済で、2008(平成20)年4月開設の大学院新専攻が複数予定されており、現在の予算制度が学部組織を基礎としていることから、学部に対する研究科の予算上の自律性をいかに保障するか、他方

では、現在の大学および大学院の規模からは各学部、各研究科がそれぞれどこまで独自の予算編成を行うことが合理性をもつかの問題を見通した予算編成のあり方の早急な解決が必要である。

各学部・学科、大学院研究科等の開設授業科目は、毎年のように見直しが行われ、必要な学則改正も行われている。しかし、授業科目の適切性、授業水準をどのように設定するかの基準は簡単には明示しにくい。学生の授業評価等の履修者の意見、全学的な授業評価以外の担当教員の自主的な学生アンケート、また外国語科目については関係科目に関する国際性のある標準的な学力テストの利用によって、常に教育の成果とそれを踏まえたさらに望ましい教育のあり方を探る試みは絶えず行われている。しかし、例えば、基礎的な授業科目に関しては標準的な授業内容の設定が期待される一方、高度のレベルの授業においては、教員の学力観、あるいは教育観を存分に生かした個性的な教育を実現すべきであるという考え方も傾聴に値するところがあり、教育内容の適切性を評価する定型化された方策を見出すことはできていない。

研究活動に関しては、全学的な附置研究機関、各学部附置研究機関等、いずれも学部、学科の枠にとらわれないで活動を重ねており、その活力は、教育の活性化にも反映されていると考えられる。

しかし、本学は中規模の大学であり、それぞれの分野に隣接する分野の教員を十分に配置出来ているとはいえない。それを補う上で、直接の教育に関しては、非常勤講師の活用を、研究活動に関しては客員研究員の委嘱等の方法を講じている。これらに関して、私学といえども、すぐれた教育・研究者の育成は怠ることはできないことから、リサーチ・アシスタント等の制度の充実などの取り組みを始めている。

3 教育研究およびその環境整備のための全学的取り組み

この節では、主に、「教育内容・方法等」、「学生の受け入れ」、「学生生活」にわたる内容のうち、本学の全学的取り組みについてまとめて記述した。これら大項目の目標設定については、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭にも記載されているので、併せて参照されたい。

(1) 全学共通科目

本学では、教養科目を「総合基礎科目」と名付けている。「ひろい視野、たくましい創造力、ゆたかな感受性」を持つ優れた人材の育成という本学の「教育目標」をふまえ、総合基礎科目を通して、幅広い見識を身につけ、十分な知識の蓄積と思考の訓練を行うことにより、自分の尺度だけで物事を判断するのではなく、他者の見解も理解したうえで、自分自身を相対化して考えることのできる人材育成を目指し、「一般教育」から脱却した「教養教育」を強調していきたいと考えている。延いては、専門能力と合わせ、教養人として求められる様々な状況に相応しい高い能力を持ち、深い教養を備え優れた人材を養成することを目標としている。

<全学共通科目に関する概要>

外国語・体育・情報処理の科目は、外国語教育研究センター、スポーツ・健康科学センター、計算機センターによって運営されており、学部間共通の科目として、全学部学科の学生が履修している。学部・学科により、必ずしも必修科目ではない場合もあるが、全学生が各センターの科目を履修すると言っても過言ではない。例年、延べ人数で外国語科目は12,000人、体育科目は3,000人、情報処理科目は5,000人程度の履修者がいる。これは、全学生数から見ても非常に多い数であり、学生のニーズも高く、これらの科目が本学の「教養教育」に果たしている役割は非常に大きい。

総合基礎科目の中でも、外国語、体育、情報処理科目以外の科目群として、哲学・思想、言語・文化、芸術、社会システム、地域文化など9つに分類した科目を毎年度約60科目設置しており、延べ約1万人の学生が履修している。

これらの科目群を運営している母体は「共通科目運営委員会」で、教務部長が共通科目運営委員長を兼ねており、委員を各学部から1名ずつ招集し、科目の運営を行っている。ただ、同委員会はいくまでも取りまとめおよび運営を目的としたもので、科目設置等に関する審議の決定機関は各学部教授会である。

なお、これらの科目群は、各学部・学科および外国語教育研究センター、スポーツ・健康科学センター、計算機センターが分担で開設しており、科目によっては、毎回担当者の

変わるオムニバス形式の授業も存在する。

共通科目運営委員会が運営する科目の授業を受け持つのは、大学教員に加え、俳優や作家、演奏家、先端技術の開発者などであり、通常の授業では触れることのできない内容となっている。また、中には自校教育ともなる授業や学習院が一貫教育として行っている表現法の授業も設置されている。

【点検・評価】

〔外国語・体育・情報処理科目〕

- ・ 社会人としての自己像が見え始めた2～4年次の学生にとって有益となるべき科目であるため、意欲ある高学年次生への教育を目指すことが重要である。
- ・ 外国語および体育科目は、履修希望者が多すぎた場合、履修優先権の付与を行ったり、抽選によって履修者を決定しているため、必ずしも履修したい科目を履修できない場合がある。
- ・ 特に英語の授業に関しては、学生の語学力に差があるため、ある程度の語学力を有する学生にとっては、効果的な授業になっていない。
- ・ 外国語に関しては、9ヶ国語もの授業が開講されているが、外国語科目のクラスの定員は40名となっており、より効果的な授業を行うために、定員設定を少なくする必要がある。
- ・ 総合基礎科目としての外国語科目と各学部の専門科目の授業との連繋が必ずしも十分でない。
- ・ 体育科目に関しては、受講者が横ばいであり、授業の能率・効果の面で種目特性・施設の制限があるので難しく、問題があるように思われる。
- ・ 体育科目の集中講義は、専門科目の履修と体育科目の履修の双方に集中し両立できる望ましい授業形態であるため、継続発展させることが有効であると考えられる。

〔外国語・体育・情報処理を除く総合基礎科目〕

- ・ 2006(平成18)年度授業評価アンケートの集計結果によると、「知的好奇心が刺激されたり、新しいものの見方が得られたりした」という項目に対して「強くそう思う」が31%・「そう思う」39%という結果からも学生の知的好奇心や新しいものの見方が得られるような内容の授業となっているといえる。
- ・ 学部学科によっては、開設する科目数が少ない、卒業単位に参入できる科目数が少ないなど共通科目にかかる比重が異なっている。
- ・ 法科大学院の設置をはじめ各種大学院教育を充実させてきたことにより、法学部では、むしろ学部教育自体が教養的意味を帯びてきたため、学部では専門教育を、共通科目では教養教育を補充するという単純な教育目的の棲み分けではなく、共通科目を含めた学部教育という総合的な観点で共通科目を再考する必要がある。
- ・ 延べ1万人の履修者のうち、約6割の約5,800人は、1年次に共通科目を履修してい

る。この学習動向は、旧一般教育課程として、教養科目の教育が行われていた時代と同様であり、学生が大学4年間を通じて継続的に教養を身につけていくという姿ではない。

- ・ 通常は高額な謝礼を必要とする著名な俳優や演奏家等にスケジュールの調整を依頼し、規定の講師謝礼のみで講義を行ってもらおう等、授業担当者の多大な熱意と好意によって支えられている部分がある。
- ・ 数学に関連する科目等は、概ね履修者が少ないため、開設学部・学科で授業内容や履修者数等の改善に向けて検討を重ねこれまで科目の開設・閉講を試みることにより、科目の性質上、履修者が少ないのは止むを得ないものと思われ、科目の存在意義を重視する方向をとっている。
- ・ 科目によって履修者数にばらつきがある。なかには、単位修得が容易と思われる科目もあることから、単なる単位修得のみを目的とした学習意欲がない学生も多く存在し、教養の幅を広げるという目的から乖離しているケースも見受けられる。
- ・ 科目設置等の最終的な意思決定は教授会に委ねられているが、委員会に科目設置に関わる企画・調整機能が不足している面がある。

【改善方法】

〔外国語・体育・情報処理科目〕

- ・ 学生の興味、レベルに応じた教育機会を提供するため、前年度の履修状況を基に学生のニーズに合わせたクラス設定を行い、より効果的な授業を行うために1コマにおける受講者数の制限をする一方で、履修者の増加が予測される科目については、増コマ等をする必要がある。
- ・ 外国語教育研究センターと各学部がより緊密な協力体制をとる必要がある。
- ・ 情報処理科目において、中級以上の情報処理技術を教育するためには、情報処理の基礎知識をもったより多くのティーチング・アシスタントを配置する必要があり、このティーチング・アシスタントは、各学部が独自供給する情報処理関連科目にも、動員させ得る規模であることが、今後の全学的な情報処理教育の向上に必要と考えられる。

〔外国語・体育・情報処理科目を除く総合基礎科目〕

- ・ 全学的に共通科目は4年間を通じて継続的に学ぶ教育課程の実現を目指す必要がある。そのためには、1年生向けに内容やレベルを抑えたと思われるような科目ではなく、ある程度専門的な内容に踏み込んだ科目を扱う必要がある。反面、専門科目自体を他学部に開放することで目的は達せられるという考え方もありうるところで、この点については今後の課題として検討していく必要がある。
- ・ 社会や大学を取り巻く環境の変化等によって、共通科目に必要とされる内容は異なってくるため、科目の開廃に対しては、柔軟な姿勢で運営を行う必要がある。
- ・ 運営主体の共通科目運営委員会としては、全学的な見地から、企画・調整機能を高めるべく改善の必要がある。

(2) 単位互換

早稲田大学・立教大学・日本女子大学・学習院女子大学に本学を加えた5大学は、幅広い学修機会提供のため、2001年度より学部レベルでの本格的な単位互換制度（通称『f-Campus』）をスタートさせた。5大学はいずれも本部キャンパスが近接しており、学生がフットワークを使って通うことができる環境にあることを活かして、直接、他大学の授業に参加することによる新たな学習意欲の昂進や、複数の大学からの学生参加による授業の活性化等、様々な学修効果を期待することができる。また、他大学にない学部科目を提供する補完的な単位互換だけでなく、同一分野の科目をも提供し合うことで、各大学に良い意味での刺激が生まれることが期待できる。

<f-Campus についての概要>

(単位互換、単位認定等)

B群 国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明】 学生は、各大学の提供科目（約2,000科目）の中から希望科目を選択して申込み、修得した単位は、自大学の卒業単位に算入することができる。

①申込資格

学部2年生以上であれば誰でも申し込むことができる。

②学費

原則として無料。実験料・教材費等が必要な科目については自己負担。

③施設の利用

各大学の図書館は、自由に閲覧できる（貸し出しは不可）

④申込み方法

3月末に次年度の提供科目及びシラバス・時間割等がWeb上で参照できるようになり、その中から、希望科目を選択して所定期日（4月初旬）に申し込みをする（年間12単位まで）。科目により受け入れ定員が決められており、希望者が多かった場合は抽選となる。抽選結果もWeb上で発表する。

⑤修得単位の取り扱い

各学科で定める履修規定により、卒業単位に算入することができる。算入できる単位数の上限は、4～20単位と学科により開きがある。

⑥申請件数

本学の学生が、他の4大学の提供科目に申請した件数は、下表のとおりである。

2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
--------	--------	--------	--------	--------

238	202	240	180	190
-----	-----	-----	-----	-----

【点検・評価】 申請件数、単位修得率、学生の評価について順に述べる。

●申請件数の減少傾向

本学学生が他大学の提供科目に申請した件数の推移は上表のとおりであるが、多少波はあるものの年々減少する傾向にある。また、申請者が f-Campus の対象となる学部 2～4 年生全体に占める割合は、2007 年度で 1.6%に過ぎず、本学における f-Campus 利用者は決して多いとはいえない。その原因としては、以下の 2 点が考えられる。

- ①学科により、1 年間に履修できる単位数の上限を設定しているため、他大学の授業を受ける余裕がない。
- ②f-Campus 科目の卒業単位として算入される上限が、学科により異なり、単位を修得しても必ず卒業に必要な単位に算入されるとは限らない。

f-Campus 科目の単位の取り扱い (2007 年)

学部	学 科	卒業単位算入の上限	備 考
法学部	法学科	20	他学部科目等を含む
	政治学科	16	
経済学部	経済学科	8	
	経営学科	4	
文学部	哲学科	8	
	史学科	20	他学部科目等を含む
	日本語日本文学科	16	他学部科目等を含む
	英米文学科	8	
	ドイツ文学科	16	他学部科目等を含む
	フランス文学科	16	他学部科目等を含む
	心理学科	20	他学部科目等を含む
理学部	物理学科	4	他学部科目等を含む
	化学科	4	他学部科目等を含む
	数学科	12	他学部科目等を含む

*備考欄に「他学部科目等を含む」とあるのは、f-Campus 科目のみの上限ではなく、他の科目を含んだものの上限単位であることを示す。

また、履修登録はしたものの授業を放棄してしまう学生もおり、中には f-Campus 用の身分証明書(他大学入構時に必要)さえ未受領のケースも少なくない。ちなみに 2007 年度では、5/31 現在、履修登録した本学の学生 92 名のうち、23.9%にあたる 22 名が未受領のままである。2006 年度は同じく 78 名中 10 名(12.8%)、2005 年度は 125 名中 25 名(20.0%)

が未受領のままであった。

●単位修得率の伸び悩み

単位修得状況を見てみると、下表のとおり、2006年度では、総申請件数のうち単位を修得した件数の割合が47.8%となっており、おおよそ5割前後で推移している。

総申請件数のうち単位を修得した件数の割合

2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
52.5%	48.1%	52.5%	48.9%	47.8%

本学の科目での単位修得率が70%を超えていることを考えると、低い数字といえるが、その原因としては、後述の学生アンケートの回答にもあるように、休憩時間に他大学に移動するのが困難であり、申請したものの本学の授業と両立できない事態が発生していることが考えられる。

●学生からの評価

2006年度にf-Campusを利用した学生に対しアンケートを実施したが、「自分の大学ではあまり取り扱われていない分野の勉強をもっと深くしてみたいから。」という回答をはじめ、「他大の雰囲気味わうことは、良い刺激になる。」「他大学の雰囲気は非常に刺激的だから。」「自分の大学と雰囲気が異なるので刺激になるし、他の大学を知るのは視野を広げるためにも必要だと思うから。」などのように、よい意味での「カルチャーショック」を受けることができたことが収穫であったという回答が目立った。反面、以下のとおり、いろいろな苦情や要望が寄せられているが、f-Campusをよりよくするための貴重な意見ととらえ、活用していく必要がある。

- ・「各大学ごとにシラバスを参照する仕組みではなく統一してほしい。」

現在、シラバスや休講の情報は、それぞれの大学のホームページにリンクされているが、使い勝手があまりよくないので、f-Campusのサイトですべてが見られるようにしてほしいという要望。

- ・「履修希望の申請を締め切るのが少し早い。」

「f-Campusのことを知らない学生が多い気がしてもったいないと思った。」

4月初旬に申請を締め切ってしまうため、または、そもそもf-Campusという制度を知らなかったために申し込みできなかったという苦情。

- ・「履修したい科目があっても移動時間を考えるとなかなか取れない。」

近隣の大学とはいっても、休憩時間内で移動するのは困難であるため、履修したい科目があっても、あきらめざるを得ないことがあるという指摘である。また、交通費についても学割が使えないため、学生にとっては無視できない問題となっている。

【改善方法】 2001年度から始まったf-Campusは、「新たな学習意欲の昂進」や「各大学にも良い意味での刺激が生まれることも期待できる」といった当初の目的をある程度実現

してきたが、学生アンケートにあるように、解決すべきいくつかの問題点を抱えている。これらの問題点については、各大学と連携をとりつつ改善していかねなければならないが、当面考えられる改善方法は以下のとおりである。

①f-Campus をより積極的に広報する

f-Campus の存在を知らなかったために申請の機会を逸したというのが、大学としては一番残念なケースである。現在は、12月頃に申請手続日程を掲示し、3月中旬にリーフレットを配付している（いずれも本学のホームページで公開）が、今後はそれに加え、学生が出入りする場所にポスターやリーフレットを設置する、Eメールを配信する、構内に大きな看板を設置する等、多様な手段を使って周知する必要がある。そのため、加盟大学から数名ずつメンバーを出して作業グループを組織し、共通のパンフレットや履修マニュアルの作成に当たることになった。

②シラバス、休講等の情報をより早く検索できるようにする

各大学の提供科目一覧やシラバス・休講情報は、現在でも f-Campus のホームページで見ることができるが、学生が必要な情報をより早く検索できるよう改善する余地があるため、加盟大学間で協議し、本学がホームページの構成、デザインのたたき台案を作成し、なるべく早急に改善することとなった。

（3）FDへの取り組み

本学におけるFDとは「授業に関する技量及び教育効果を高めるための組織的かつ継続的な取り組みを行うこと等を通して教育の内容及び方法の改善を図ること」（学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会規程より）であるとされる。大学の教育理念や学部等の教育目標に基づき、学生による授業評価や教員に対するセミナー、研修会等を通じて、教員が主体的に上記FDを実現するためのシステム構築が大学としての目標である。

<FDに関する全学的な取り組みの概要>

（授業改善への組織的な取り組み）

A群 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

A群 シラバスの作成と活用状況

A群 学生による授業評価の活用状況

B群 FD活動に対する組織的取り組み状況の適切性

C群 FDの継続的实施を図る方途の適切性

授業方法の改善手段は、各学部・学科、センターにおいて様々な形で継続的に行われており、たとえば、教員による授業参観、公開授業、過去の試験問題の冊子や成績評価の資

料の配布、TAや助手による教育支援、ホームルーム制（担任制）による学生への適切な対応、学生との懇談会による意見の吸い上げなどがある。また、学部・学科あるいはセンターによっては、授業評価アンケートや公開授業などが試行されたこともある。大学全体の取り組みとしては、「シラバス」の作成があげられる。本学では、それまで単なる「講義内容」であった冊子を、「シラバス」すなわち授業計画書としての体裁を持つものとして2000年から学生に配布している。当初は「講義内容」とほとんど変わらず量も少ないものであったが、年毎に、様式の工夫に加え教員の意識の変化もあり、質、量ともかなり充実したものになっている。

大学全体としての本格的なFD活動が意識的に行われるようになったのは、2003年8月の各学部・センターの有志の教員14名からなる「FD勉強会」の組織からである。ここでは、FDの定義についての確認、FDに関する他大学の状況説明等があり、これらにつき意見交換がなされた。また、各学部・学科、センターにおけるFDへの取り組み状況が説明され、上に述べたような授業改善に向けた様々な取り組みが紹介された。学生による授業評価アンケートについても報告され、経済学部、法学部法学科、スポーツ・健康科学センターおよび外国語教育研究センターが独自のアンケートを実施（または予定）していた。しかし、アンケート調査の結果分析やフィードバックの体制が十分でないとの報告もあわせてなされている。

その後「FD勉強会」は「FD研究プロジェクト」と名称を変え、FDをめぐる様々な事項について意見交換がなされ、とりわけ授業評価アンケートやFDを推進してゆくための組織について集中的に討議された。その結果、「ファカルティ・ディベロップメント準備委員会」を経て、学長補佐を委員長とする「学習院大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」（以下、「FD推進委員会」）が発足、2004年7月、第1回の委員会が開催された。委員会規程によれば、本学におけるFDとは「授業に関する技量及び教育効果を高めるための組織的かつ継続的な取り組みを行うこと等を通して教育の内容及び方法の改善を図ること」であるとされ、委員会の目的は、「学長の諮問に基づき、全学的立場でFDを推進すること」であるとされる。

FD推進委員会は、各部門におけるFD活動の現状報告を受けることから始まったが、全学の取り組むべき活動として学生による授業評価の実施を最優先に議論することとなり、その後の準備期間を経て、2006年、第1回の全学にわたる授業評価アンケートが実施された。対象科目数1918、実施科目数1882、実施率は98.12%と非常に高い数値であった。2007年3月には各授業担当の教員へ集計結果を送付し、5月に集計結果の速報を大学ホームページに公開した。この結果を分析し、どの様に授業改善に活かすかの具体的方策はこれからの課題であるといつてよい。

FD推進委員会では、その発足当初から、学生による授業評価の実施方法に議論が集中した感が否めない。実際、2007年1月に大学院のFD活動に関する報告と提言があったものの、それを除けば、委員会の審議は、授業評価アンケートの質問項目、アンケート結

果と個人情報保護との関わり等に集中し、教員に対するFDの啓蒙のための研修会・講演会、授業改善事例の収集・整理等、他のFD活動にふれることはほとんど無かった。

以上のことは委員会でも認識され、FDに関する担当事務部門が明確化されていないこと、専門性を要するFD活動に携わるFD推進委員長を学長補佐が兼務するという体制に無理が生じていることに主な原因があり、さらに、今後も継続的にFDを推進するためには、新たな独立した部署を設置し、その上で、自己点検・評価および認証評価に関する業務をも担当する組織として強化すべきであるとの結論に至った。委員会は以上のことをまとめ、2006年11月、FDに関する学内体制の整備についての要望書として学長に提出し、今後のFD活動の充実のためには、事務部門を含めた大学全体としての組織的取り組みが必要不可欠であることを表明した。これに対し、大学事務機構全体についての改革の中で検討が始まっている。

(4) 学生の受け入れ

本学では、大学・学部の理念に基づき、毎年度、既存の入試制度の見直しや新たな入試制度の導入について検討のうえ、入学者の受け入れ方針を設定し、一般入学試験以外にもさまざまな特別入学試験を実施している。特別入学試験の中には、現在実施を見送っている学部・学科がある入試制度もあるが、それらについても、その導入の可否について、毎年度、各学部において、不断の検討を行っている。

<入試改革に関する全学的な取り組みの概要>

【現状の説明】 本学における開学以来の各種入試制度の開始年度ならびに2007(平成19)年度の入学試験実施状況は、データ編「大学特別入試・大学院入試制度開始年度について(学部一般入試を除く)」に掲載のとおりとなっている。各種特別入学試験の実施に際しては、その出願資格・基準について、それぞれの入試区分による入学者の詳細な学業成績追跡調査等も参考にして、各学部・学科が求める入学者の受け入れに関する理念に基づき、毎年度、見直しの作業を行っている。

関連して、本学では大学入試センターが実施するセンター試験を利用した入学試験はいずれの学部においてもこれまでは実施してきていない。このことから本学が「入試改革とは無縁の大学」との誤解を受ける傾向があることも仄聞するが、センター試験を利用した入試の実施についても、毎年度、各学部ならびに全学的に検討した結果、本学独自の試験科目・作問による入学試験を実施することを決定したためにセンター試験を利用した入試の導入には至らなかつただけであり、今後も引き続き毎年度、センター試験を利用した入試の実施の是非についての検討が行われる。

【点検・評価】 各入学試験は、大学・学部の教育理念に基づき実施しており、それぞれの入学試験が求める個性ある優秀な学生を入学させている。また、一般入試日程の決定に

際しては、競合する有力他大学の日程も参考にして、本学を志望する受験生の受験機会の確保(競合する有力他大学との入試日のバッティングの回避)に配慮している。

《問題点》

1. 本学では、一般入学試験を含むすべての入学試験において、個々に実施する入学試験の募集人員枠を募集要項において明示していない。そのことから、受験生・父母をはじめとして、高校教員ならびに予備校に至る多様なステークホルダーに対し、様々な誤解を生じさせる一因となっているように思われる。
2. 2月1日以降の、所謂「一般入学試験」としては、上述したように、本学ではセンター入試を利用した入学者選抜試験を実施してきていない。また、2教科型入試等の入学者選抜方法の実施も行っていない。このことから、結果的に、2月1日以降は、各学部とも1日だけの3科目による学部別個別入学試験だけが各学部を志望する受験生への唯一の受験機会となっている。各種の広報活動においても、直接、受験生等より、本学への受験機会の複数化の要望がなされることが多くあるが、それに応じられないのが現状である。

【改善方法】

1. 募集人員を「若干名」とせざるをえない「各種特別入学試験」を除き、一般入試募集要項には、学部・学科別に募集枠(人数)を明記する方向で、学内で審議のうえ、改善を図っていきたい。併せて、文部科学省より毎年度通知される「大学入学者選抜実施要項」の中で要求される「推薦入学者の募集人員の定員に対する比率(入学定員)」に関しても、学部・学科別に目途とする人数を明示する方向で、改善のうえ、広報していくこととしたい。
2. 本学への入学を熱望する受験生に対する受験機会の門戸を拓けるような新たな入試制度の実施について、全学的に審議を開始したい。その際、関西の私立大学を嚆矢として、関東の私立大学でも2006(平成18)年度入試から立教大学が開始した全学部入試の効果も十分に検証し、今後の本学の入試改革の参考とすることとしたい。その際は、関東圏以外の志願者への受験機会の門戸を拓けるような、例えば地区入試の新たな実施等についても、検討することとしたい。

(入学者選抜の仕組み)

B群 入学者選抜試験実施体制の適切性

B群 入学者選抜基準の透明性

C群 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

B群 各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

C群 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

【現状の説明】 本学の入学試験実施に関しては、学部入試・大学院入試・法科大学院入

試のすべてに関して、全般的な企画立案・実施・点検・次年度への改善案の提案等を一元的に、教務部長の統括のもとで、教務部入学課が担っている。入学試験実施に関する審議機関として、学長を議長とする入学試験委員会が置かれている。当該年度に実施する入学試験については、入試日・試験科目・試験時間・出願資格等について、4月末までに、入学試験委員会において全学部一括して審議のうえ決定している。

一般入学試験の実施体制に関しては、11月に開催する入学試験委員会において、その詳細が決定される。一般入学試験当日の構内への入出に関しては、学生部長が統括する学生部委員会で入構体制について決定し、各門において入構規制が実施される。一般入学試験問題の学内への搬入は、教務部次長および入学課長両名による立会いの下で厳正に行われ、一般入学試験の問題は試験日まで、二重鍵の堅牢な倉庫に、耐火のコンテナに詰めて保管される。二重鍵の管理は、教務部次長および入学課長両名により厳格に行われる。マーク式解答用紙の学外電算処理のための運搬作業時には、往路・復路ともに、全行程、当該学部の入試企画運営委員と教務部職員が立ち会う。一般入学試験当日の試験監督の運営実務に関しては、詳細な実施要領を事前に作成の上全教職員ならびに学生入試監督補助員にも配布し、事前の説明会を実施し、かつ、試験当日も時限毎に詳細な説明を行い、厳正な運営に努めている。

合否判定は、すべての入試で、当該学部の教授会において、受験番号のみにより(無記名で)、厳正かつ公正に行われている。合格発表は学内掲示を行うとともに、合格者全員に速達で合格書類等一式を郵送する。また、志願者全員が確認できる「電話応答による合否案内システム」「インターネット(携帯電話・パソコン) 応答による合否案内システム」の各種サービスも実施し、全国一律に迅速な合否情報の提供を実現している。なお、「インターネット(パソコン) 応答による合否案内システム」では、特にパスワード等の入力が必要としないため、受験生以外(父母等)の確認も可能としている。

一般入学試験では、すべての学部・学科において、合格最低点、合格者数、補欠者数、補欠繰上者数等の情報を提供している。また、不合格者からの申し出があれば、本人の得点調整後の受験科目別得点ならびに総得点も、合格最低点と併せて通知する。

本学が実施するすべての入学試験の選抜基準については、5月下旬より、本学が発行する「大学案内」「入学試験資料集」といった広報誌を中心に、前年度との変更点を明確にして公表することで、透明性の確保に努めている。また、併せて、ホームページでも同様に公表している。

一般入学試験問題の出題に関しては、入学試験委員会における「入試日・試験科目・試験時間等」の決定を受けて、5月下旬に、教務部長が主催する「出題主任会議」を、全出題科目の出題主任を招集し開催する。出題主任会議では、全学的な見地から出題方針を検討・確認し、その後、出題科目別に出題主任を中心に、出題関連作業が進められる。出題主任会議の配布資料として、前年度のマーク式解答による各設問別の「適切率ならびに得点ランク別の解答結果・総計・平均・偏差」を網羅した「選択肢分析表」を配付し、当年度

の出題に際しての参考に供している。出題主任会議には、全出題科目の出題主任に加え、各学部より選出された、当該学部の入学試験実施のための運営責任者となる入試企画運営委員も招集され、出題者とは別の観点から、問題の校正作業に従事し、出題内容の確認を行い、受験生にとっての問題の適切性や解答に際しての妥当性等の判断や、出題ミス等の防止に努めることが要請される。出題主任の選出は、前年度の末までに、前年度の出題主任が次年度の出題主任を指名し、教務部長に報告される。また、出題委員は、出題主任の責任で、5月中旬までに、教務部長へ報告される。出題主任ならびに出題委員の氏名は、学内的にも機密事項としていることから、教授会においても報告されることはない。

試験終了後の翌年度の4月中旬には、学長が主催する「一般入試問題にかかる反省会」を、新旧の「全出題主任」ならびに「入試企画運営委員」を招集し開催する。そこでは、前年度の反省点を精査し、当年度へ向けた改善案の検討や各種申し送り事項についての検討が行われ、5月下旬に開催される「出題主任会議」へと引き継がれることになる。

【点検・評価】 一般入学試験の出題に関しては、全出題者と入試企画運営委員による、延べ14日間・125時間に及ぶ綿密な校正により、出題ミスを防止する体制が確立している。試験実施後にミスが発覚した際の対応についても、各段階(採点開始前、合格発表前、合格発表後等)別での詳細なマニュアルを完備している。

一般入学試験の願書処理に関しては、2007(平成19)年度入試から業務の改善を行い、受験票送付時に「志望学部・学科、受験科目、試験教室」等の情報を掲載し、入学試験の前に受験生が事前に確認できるように変更した。

《問題点》

入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みは導入していない。一般入学試験問題に対して、試験実施後にあっても、第三者の外部機関によるチェック体制は導入していない。また、模範解答の公表も実施していない。

【改善方法】 入学者選抜方法の適切性について、各学部個別での実施は別として、全学的に学外関係者などから意見聴取を行う仕組みを導入することについては、今後、入学試験委員会での審議を待つことになる。一般入学試験の問題に対する出題者以外の専任教員によるチェック体制は、これまで、各出題主任の判断により、試験問題の校正日において、実施してきた科目もあった。出題者以外の専任教員によるチェック体制を、すべての出題科目において実施することの可否については、今後、入学試験委員会や出題主任会議での審議を待つことになる。併せて、試験実施後、合格発表までの間で、一般入学試験の問題に対する第三者の外部機関によるチェック体制の実施についても、今後、入学試験委員会や出題主任会議での審議を待つことになる。また、模範解答の公表の是非についても、大学全体としての審議を経て、決定することとなる。

(入学者選抜における高・大の連携)

C群 推薦入学における、高等学校との関係の適切性

【現状の説明】 本学の実施する推薦入学制度は、各学部において、以下のとおりとなっている。

- ①同一法人内の男女両高等科からの推薦進学：全学部・全学科にて実施
- ②指定校による推薦入学：全学部・全学科にて実施
- ③公募制推薦入学：文学部(哲学科・史学科・英米文学科・ドイツ語圏文化学科、フランス語圏文化学科)、理学部(物理学科)にて実施

【点検・評価】

①両高等科からの推薦進学について

本院の標榜する「幼稚園からの一貫教育」の理念に基づき、両高等科との進学基準に基づき、毎年、両高等科長の推薦により試験を課すことなく一定数の入学者を受け入れている。本学を第一志望とし、かつ志望する学部の理念も十分に理解した生徒が入学するため、入学後の勉学意欲も強く、入学者の学業成績追跡調査の結果を見ても良好である。

②指定校推薦について

各学部が定める推薦指定校依頼基準に基づき、毎年度、推薦依頼校に関する新規依頼・依頼取り止め、依頼基準の見直しを行っている。選考は、理学部を除き、全て出身学校長から提出される調査書による書類選考で行われ、出願要件を満たした志願者は全員合格としている。理学部では、志願者全員に対し、学科別に口頭試問を課すため、毎年、各学科が定める合格基準を満たさない志願者若干名に対しては不合格としている。ただし、この合格基準は、志願者の多寡により予定募集枠を超えた志願者を不合格とする性質のものではない。本学を第一志望とする全国からの優秀な生徒が入学するため、入学後の勉学意欲も強く、入学者の学業成績追跡調査の結果も良好である。一方で、入学者の学業成績追跡調査の結果が芳しくない結果が継続する高等学校については、次年度以降の依頼にも影響を及ぼすこととしている。

③公募制推薦について

高等学校を指定することなく、本学を第一志望とする全国からの優秀な生徒を対象とした入試制度であり、出身学校長から提出される調査書および推薦書と、学力検査以外の小論文等（理学部では15分程度の問題を課す）ならびに面接(理学部では口頭試問を課す)により選考を行う。本学を第一志望とする全国からの優秀な生徒が入学するため、入学後の勉学意欲も強い。

《問題点》

募集開始時期についても、すべての推薦制度において、文部科学省が定める11月1日以降としており、高等学校との関係の適切性という観点からは、特に問題点はない。

C群 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ

【現状の説明】 本学が実施するすべての入学者選抜制度において、高等学校もしくは中

等教育学校の卒業(卒業見込みの者を含む)を出願資格とする志願者には、全員、出身学校調査表の提出を求めている。

【点検・評価】 調査表に記載される評定平均値を、全志願者の入試データとして入力・管理し、その後のさまざまな調査・統計に役立てている。また、前述した、「指定校推薦入試」「公募制推薦入試」では、調査表に記載される評定平均値をもって、出願資格の有無について、厳正に確認している。なお、各高等学校で定める「調査表の保管期間の定め」により、既卒者で調査表を提出できない志願者に対しては、当該高等学校長に対し、その旨の理由書等を提出依頼し、それを受けて卒業証明書をもって代替することとしている。その際は、評定平均値については、高等学校卒業程度認定試験合格者と同様に扱うこととしている。

《問題点》

入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけという観点からは、特に問題点はない。

C群 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

【現状の説明】 本学が高校生に対して行う進路相談・指導の場としては、主として以下の機会を通じて行っている。

1. オープンキャンパス
2. 広告代理店等の業者が主催する学外入試相談会
3. 高等学校・予備校等からの要請による本学の教職員が出張する相談会
4. 高等学校からの本学への見学希望に伴う進路相談
5. 個々の高校生による本学への来校の際の窓口相談
6. 個々の高校生による電話による相談

本学に対する「閉鎖的」という誤ったイメージを払拭すべく、可能な限り、高校生からの各種の照会に対し、積極的に応じるように努めている。また、高校生に対する直接的な進路相談・指導とは異なるが、高校教員のみを対象とした本学独自の入試説明会を実施し、高校教員を通じて、高校生へ本学の魅力等を知ってもらう機会を設けている。

【点検・評価】 2006(平成18)年度の上記の実績(予備校生等も含む)は、以下のとおりであった。

1. オープンキャンパス
8月～10月の間に3回実施し、計7,710名の来場者があった。
2. 広告代理店等の業者が主催する学外入試相談会
全国各地で開催された49会場に参加し、計1,058名の相談に応じた。
3. 本学の教職員が高等学校・予備校等へ出張する相談会
主として関東近辺の92の高等学校へ出張し、計2,571名に対し、説明・相談の機会を得た。

また、関東近辺の 36 の予備校・塾へ出張し、計 895 名に対し、説明・相談の機会を得た。

4. 本学見学に伴う進路相談

主として関東近辺の 43 の高等学校から、主として高等学校の進路指導等の高校教員が引率し来学いただき、計 1,849 名に対し、説明・相談を行った。

なお、事前の予約等を伴わない、個々の高校生に対する窓口・電話による説明・相談の実績については、集計は行っていないものの、相当数な実績となっている。

《問題点》

1. 現状の説明で記した実績の一方で、機会はあるながらも参加を見送った企画等も、以下のとおり、相当数ある。

* 広告代理店等の業者が主催する学外入試相談会に関して

全国各地で開催された相談会の個別ブースに、延べで 92 会場に教職員の派遣を果たせなかった。

* 55 の高等学校、・ 2 つの予備校等に、延べで 57 会場からの出張・派遣要請依頼に応じられなかった。

広告代理店等の業者が主催する学外入試相談会に関しては、参加料も有料であることから、予算面において参加を見送らざるをえない企画もあるものの、根幹的な要因としては、このような相談会への対応を基本的に入学課職員 8 名(教務部次長・入学課長各 1 名を含む)ですべてを担っていることが大きい。入学課では、大学の全般的な広報活動も行いつつ、大学院の入学試験も含め、学部各種入学試験の運営も負っているため、特に 9 月以降にあつては、課員は全員、大学院入試ならびに学部各種特別入試に忙殺され、広報活動に割ける時間はほとんどない状態になる。

2. 事前の予約等を伴わない高校生が本学を訪れた場合、現状では、カウンター越しの(訪問者を立たせたままの)対応となっている。

【改善方法】

1. 出張回数の増に向けて

大学の広報活動を入学課から切り離し、広報活動に専従する部局を発足させることが 1 つの改善方法である。ただし、この提案は人員増を伴う全院的な組織改革を要するものであるため、現状で可能な対応方法として、「入試アドバイザー制度」の導入を提案する。「入試アドバイザー制度」の骨子は、入学課以外の大学・法人の各部局から、主として若手職員より「入試アドバイザー」としての登録を募り、入学課が「入試アドバイザー」となった職員に対して各種研修を課し、習熟度に応じて、入学課職員と同様に、高等学校・予備校等への派遣出張を依頼することで、入学課職員の絶対数の不足を補填する制度である。既に、他の私立大学では実施している制度であり、かつ、他部課の職員に対する研修的な意味合いも有するため、2006(平成 18)年度に実施された全院的な事務職における業務改善の提案において

も、人事課ならびに入学課から提案したが、実現には至っていない。本提案は、事務職員の合意が得られれば（教員の負担を伴う提案ではないことから）実現可能な改善方法であり、実現に向けて慎重に取り組んでいきたい。

2. 受験生用資料コーナー（インフォメーションラウンジ）の新設

本学を訪れる高校生等に、本学が作成する広報誌の閲覧やDVD等の視聴等を可能とする自由なスペースを入学課に隣接する場所に新設することを、現在進行している大学のキャンパスプランの中で実現できるように提案していきたい。

（5）国際交流

本学では、国際交流センターを設置し、以下のような目標を掲げ、国際化に取り組んでいる。

- ・海外の大学との学生交流協定の締結により、本学の学生の知見を広め国際的に通用する社会人を育成する。また、本学に外国人留学生を招き、日本語及び日本文化の普及に努める。
- ・国際レベルでの教育研究交流を推進するため、外国の大学や研究機関への本学教職員の派遣や、海外の研究者の本学への招聘の財政的援助をする。

＜国際交流センターの概要＞

国際交流センターは、海外との学術・文化の交流を促進し、教職員及び学生の教育研究に資することを目的として、1990年4月に開室された。主な業務として、海外の大学との交流の推進及び協定の締結、本学学生の留学及び外国人留学生の受入れ、本学の国際交流活動の促進・援助及び助成などを行っている。

センターには、所長1名及び6名のセンター運営委員（各学部から1名ずつ選出された者4名、教務部長及び学生部長）で構成されるセンター運営委員会が設置され、年に10回程度開催される委員会で、センター関連の業務全般について審議・決定を行い、業務の実務については、所長の他、事務長1名（教務部次長と兼務）及び事務嘱託2名で行っている。

（単位互換、単位認定等）

C群 海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状の説明】 2007年5月1日現在、本学の学生交流協定締結校は26校で、その内訳は中国2、韓国2、タイ1、オーストラリア2、ニュージーランド1、アメリカ合衆国3、英国8、イタリア2、ドイツ2、アイスランド1、フランス2となっているが、実際に学生交換が行われているのは、半数程度の協定校にとどまっている。本学では、協定校への留学を「協定留学プログラム」として位置づけ、学生を派遣しているが、ここ数年毎年10

名前後で定常化している。受入れについては、宿舍費の補助など奨学金制度等が整備されたこともあり、増加傾向にある（データ編「海外協定校との交換実績（派遣・受入）」参照）。本学学生が派遣先大学で取得した単位のうち、教授会（研究科委員会）が適当と認めた単位は、学部学生は 30 単位、大学院学生は 10 単位を限度として、本学において取得したものとして認定される。

【点検・評価】 本学にはフランス語圏文化学科（2006 年度まではフランス文学科）があるにもかかわらず、これまでフランスには協定校が無く、フランス留学を希望する学生は協定外留学（私費留学）で渡仏せざるを得なかった。現在は、同学科の尽力もあり、2 校と協定を締結し、リヨン第二大学にはすでに学生を派遣、今後の交流の拡大が期待される。学生の留学先として希望の多いカナダの大学とも協定文書の調印手続き中である。このように、前回の自己点検・評価の改善目標としていたフランス及びカナダの大学との協定締結については、目標を達成した。一方、協定を締結しながら、交流実績の無い大学の割合は依然として高い。また、アメリカの大学との新たな協定締結もなかなか実を結んでいないのが現状である。

【改善方策】 学生交流協定をもとに行われる交換留学は、授業料が相互免除されるなど、学生にとってはメリットが多い。留学を希望する学生のほとんどが、「協定留学プログラム」を利用して留学できれば、理想的である。しかし、そのためには、現在の協定締結校では、絶対的に数が不足している。今後は、交流実績のある大学との学生交換を維持しつつ、交流実績の無い大学については、交流の活性化を図り、また、多くの学生が留学先として希望する英語圏の大学を中心に、新規協定校の開拓を進めることが必要であろう。

C群 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】 経済学部と文学部の 3 学科（哲学科、史学科、日本語日本文学科）で実施されている外国人学生特別入学試験によって入学した学生及び協定留学生等を対象として、外国語教育研究センターにより、日本語科目「日本語コミュニケーション」が、開設されている。初級・中級・上級の 3 レベル 12 クラスが設置されており、日本語の履修を希望する者は、プレイスメントテストを受け、その結果によって、クラスを振り分けている。経済学科を除く上記 4 学科と協定留学生は外国語科目として、日本語を履修することが可能となっている。

【点検・評価】 外国人留学生の外国語履修に関し、日本語が開設されていることは評価できる。しかし、レベル別に 3 段階のクラスを開設しているものの、外国人学生特別入学試験によって入学した学生はそのほとんどが日本語学校を経て入学し、日本語レベルは概して高いが、協定留学生の場合は、日本語能力にばらつきがあるため、初級クラスにティーチング・アシスタントを配し、更に希望する者には、チューターをつけるなど、配慮している。

【改善方策】 協定留学生の場合、日本語能力に差が開きすぎる傾向があるので、チュー

ターをつけるなど配慮しているが、今後は受入れにあたって、一定レベル以上の日本語能力を課すなどの検討が必要かと思われる。

B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

C群 外国人教員の受け入れ体制の整備状況

【現状の説明】 本学では、海外との学術・文化の交流を促進し、教職員及び学生の教育研究に資することを目的として国際交流センターが開設された。具体的には、(5) 国際交流で述べたような目標を掲げ、データ編「国際交流センター実施事業」に記載した事業を行っている。

【点検・評価】 国際交流に関する基本方針は適切であり、国際化への措置も一通り講じられていると考える。現在の事務体制（所長1名、兼務事務長1名、事務嘱託2名、アルバイト1名）を勘案すれば、協定校との交流、学生の派遣、留学生の受入れ、研究者の受入れについて、全体としては、バランス良く行っていると評価できる。しかし、一つ一つの事業を点検すれば、国際化への対応は十分であるとは言いがたい。

【改善方策】 国際交流は一つの部署が単独で推し進められるものではなく、大学の基本方針の基に関連部署の協力の上に推し進められるものであることから、国際交流センターとしては、今後も関連部署と連携し、国際レベルでの交流を緊密化させていくことが肝要であると考え。その中で、国際交流センターが主導的な役割を果たせる方策の主なものとしては、以下のようなものが考えられよう。

・協定校との交流の維持、活性化、新規協定校の開拓

協定校との関係は、活発に交流が行われてこそ、意義があるものである。協定締結校＝交流実施校となるよう、交流の維持を図るとともに、有名無実な協定校については、交流の活性化や協定の見直し等を行う。また、大学としての国際化の方針を明確にし、協定締結に際しては、その方針に沿って、新規協定校を開拓できるようになれば理想的である。

・本学学生の語学能力の向上

近年、協定留学生の受入れ人数が増加しているものの、派遣学生の人数が横ばいである理由の一つとして、本学学生の英語を始めとする外国語能力が、先方の求める基準に達していないという点があげられる。学生の外国語能力の養成については、大学としてその方策を検討することが求められる。

・海外留学奨学金の多様化

現在奨学金額が固定化されている「学習院大学海外留学奨学金」については、留学の多様化にあわせ、その内容により、奨学金額を柔軟に対応させられるような制度に変更することが必要であろう。

・危機管理体制の構築

本学では 2006 年に JCSOS（海外安全協議会）に加入したが、派遣学生数が増加すればそれだけ危険に遭遇する可能性が高まる。多くの学生を安心して海外に送り出すためには、学内の危機管理体制の構築が急務である。

・協定留学生等の宿舎

協定留学生に対しては、宿舎費補助制度により、宿舎に関する経済的な負担は軽減されている。しかし、受入れ人数の増加に伴い、予算額も増し、また宿舎確保の業務負担も大きいことから、借り上げ宿舎や留学生寮の新築などの可能性について検討を要する。

・広報活動の活性化

国際交流センターではオリエンテーションやホームページ、また掲示等を通して業務の紹介や各種事業の募集等を行っているが、今一つ学生等の間に浸透していない感があるため、より効果的な広報の方法を探る。

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】 海外留学のための本学独自の奨学金として、「学習院大学海外留学奨学金」を設けている。この奨学金は、学則第 41 条に定める留学の許可が得られた者を対象に（休学により渡航する者は対象としない。）、1 人 50 万円を給付するもので、年間 20 名までの採用枠を設けている。本学協定校からの留学生である協定留学生に対しては、「協定留学生奨学金」及び「協定留学生宿舎費補助制度」を設ける他、授業料の減免を行っている。「協定留学生奨学金」は、一人当たり 50 万円を限度（ただし、協定校 1 校につき 100 万円を限度）に支給している。「協定留学生宿舎費補助制度」は、協定校からの留学生を対象に、家賃の一部を、毎月 5 万円を限度に、最長 11 ヶ月間補助している。協定留学生の授業料免除については、現在のところ、交換人数が不均衡の場合であっても、願い出た全員に対して、授業料を 100%減免している。なお、私費外国人留学生を対象とした奨学金は学生部で取り扱っており、本章、学生生活の項を参照されたい。

【点検・評価】 留学者数の増加傾向（データ編「国別、学部・大学院・協定別留学者数」参照）に伴い、昨年「学習院大学海外留学奨学金」の採用枠を 15 名から 20 名に増やしたことは評価できる。より多くの学生が留学に伴う経済的負担の軽減を図ることが可能となった。しかし、留学先によっては、それでもかなりの負担が強られる場合が多い。特に、海外において拠点大学といわれる大学は、概して授業料が高く、それらの大学へ留学しようとする場合、特に経済的負担が大きくなる。今後、ますますグローバル化する社会において活躍が期待される人材を育成するためにも、世界でもトップクラスの機関に留学を希望する優秀な学生に対し、留学費用を全面的にバックアップできるような奨学金の創設が望まれる。

協定留学生については、「協定留学生奨学金」と「協定留学生宿舎費補助制度」を設けることにより、必要最低限の措置は講じられていると考える。物価高の東京での生活は、留学生にとって日本留学の不安材料となり得るが、これらの制度が整備されたことにより

(データ編「海外協定校との交換実績(派遣・受入)」参照)、協定留学生の受入れ人数が飛躍的に増加したことは評価できる。ただし、協定留学生の人数が増えても、財政的には限りがあることから、恒久的に現在のように協定留学生の宿舍費を補助することは困難である。長期的な視野に立って、制度を見直すことも必要であろう。

【改善方策】 海外留学のための奨学金については、留学費用のかなりの部分を補う奨学金を創設するため、今後学内で調整していく必要がある。また、協定留学生に対しては、宿舍費補助だけではなく、借り上げ宿舍も含め、留学生寮等設置について検討していく。

A群 社会人学生、外国人留学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮(大学院)

【現状の説明】 本学では、大学院等に在籍する外国人留学生を対象に、学習及び研究効果の向上を図るため、チューター制度を設けている。この制度は、留学生が希望し、指導教授が必要と判断した場合に適用され、チューターは日本人学生の中から、指導教授が選出している。

【点検・評価】 外国人留学生については、個々の学生の事情にそって、指導教授が十分配慮した指導を行っている。チューターがつくことにより、資料の読解や日本語の添削など一人ひとりの留学生の必要性に応じて、さらに決め細やかな支援が可能となり、留学生の研究を支える上で、欠くことのできないものとなっている。

【改善方策】 国際交流センターとしては、十分な配慮をしており、今後もチューター制度を継続する。

B群 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況(大学院)

B群 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性(大学院)

大学院学生を対象とした場合でも、学部についてすでに述べたことと同じことが言える。

これまで本学の協定は、そのほとんどが大学間で締結されたものであったが、近年、研究科間で締結するケースも増えてきた。大学間に比べ、研究科間の協定は、より高度な学術的要素と個別の条件等を含む内容となっているため、実際の交流活動については、各研究科の自主性が必要となる。国際交流センターとして、今後これらの協定に対し、どのような支援が可能か検討していくことが課題となろう。

C群 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性(大学院)

【現状の説明】 本学では、高度な研究能力を有する国外在住の研究者に対し、その招聘に係る費用の助成を目的とした「客員研究員助成金制度」を設けている。助成金は、招聘期間によって、短期(14日以上90日以内)または長期(6ヶ月以上1年以内)に分けられ、短期については毎年各学部で、長期については四学部が交代で、「学習院大学客員研究員助成金に関する規程」に基づき、実施されている(データ編「外国人招聘研究者の受入れ(客員研究員助成金支給者のみ)」参照)。この制度により招聘された研究者は、本学

においてその研究成果を公表することが求められている。

また、2007(平成 19)年度からは、協定校と研究者レベルでの交流促進を目的として、上記助成金制度に、協定校からの研究者を対象とした枠を新設した。

【点検・評価】 この助成金により招聘される研究者は、毎年 6 名前後と人数はそれほど多くはないが、各学部においては、招聘研究者による講演会の開催やゼミへの参加などが積極的に行われている。本制度を利用することで、毎年恒常的に研究者を招聘することが可能となり、効果的に活用されている。

また、協定校枠についてもすでに 2 名の研究者を受け入れるなど、十分成果をあげている。

C群 外国人留学生の受け入れ状況（大学院）

【現状の説明】 本学大学院には、毎年 25 名前後の外国人留学生が在籍しており、その中の約 8 割が、学位取得を目的とした正規学生で、2 割は、研究生や協定留学生などの非正規生である（データ編「国籍別外国人留学生数（受入）」参照）。

また、国費外国人留学生は毎年 10 名前後で、全体の 6 割は私費留学生として在籍している。

【点検・評価】 本学の大学院学生の総在籍者数は 400 名前後であるから、現在在籍する外国人留学生の割合は 1 割にも満たない。しかし、大学院の場合、経済学部や文学部の一部で実施されている外国人学生のための特別入学試験等は実施されておらず、留学生でも日本人と同じ試験制度での入学であることを考えれば、妥当な人数と言える。

【改善方策】 大学院レベルの外国人留学生を増やすのであれば、入学試験の方法、入学後の指導など、今後検討を要すると思われる。

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性（大学院）

【現状の説明】 大学院学生に対しては、すでに述べた本学独自の奨学金制度の他、「大学院学生国外研究発表援助」制度を設けている。この制度は国外における研究集会で発表を行う大学院学生に対し、一人当たり 10 万円を限度に渡航費用を援助するもので、総額 150 万円の枠内で実施することとしているが、近年は利用希望者が多く、150 万円の枠を超えることもしばしばある。

【点検・評価】 大学院学生は、海外の研究集会で研究成果を発表する機会が多々ある。第一線での発表は、その後の研究に大きな刺激となることから、参加を奨励したいところだが、学生にとっては、渡航費などが負担である。本制度は経済的な支援により、より多くの学生に発表の機会を提供しようとするもので、近年は制度が定着し、利用希望者も多く、積極的に活用されている。

【改善方策】 若手研究者の育成という本制度の趣旨にかんがみれば、希望者全員に対して援助することが望ましいので、予算の増額を実施したい。

(6) 人権保護への取り組み

本学におけるすべての学生・教職員が対等な個人として尊重され、セクシュアル・ハラスメントその他の人権侵害と差別のない、公正で安全な環境において、学習・研究・教育・就労ができる機会と権利を保障するキャンパスをつくることを目標としている。

<ハラスメント等の防止への取り組みの概要>

【現状の説明】 本学では、セクシュアル・ハラスメントその他の人権侵害や差別のない、良好な環境のなかで学生生活が送れるよう、2000(平成12)年度に「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」「学習院大学人権問題委員会規程」「学習院大学人権侵害調査委員会規程」を制定し、人権問題委員会を設置して、その発生防止に努めると共に、各学部、法務研究科、学生部、学生相談室に相談員を置き、学生からの相談等を受けられるよう体制を整えている。

「学習院大学人権問題委員会規程」および「学習院大学人権侵害調査委員会規程」では、公正で安全な学校生活を守るための委員会の活動指針となる任務等が定められている。また、「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」は、セクシュアル・ハラスメントはどのようなものであるかを考える手がかりを記し、あわせて、相談や救済申し立ての手続きを明らかにするもので、この「基本方針」に則り、ハラスメントの防止とその対応等について必要な措置を講じている。

【点検・評価】 ハラスメントに関係する諸規程（「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」「学習院大学人権問題委員会規程」「学習院大学人権侵害調査委員会規程」）、相談窓口の相談員の氏名と連絡先、相談から解決までの手続きは、ホームページで公開されており、自由に閲覧することができる。また、新入生に配布する冊子「学生生活の手引」にも掲載している他、リーフレットとカードを作成して配布している。周知度を高めて、すべての学生、教職員の目に留まりやすいようにすることで、ハラスメントの啓蒙と防止を図り、併せて、相談を希望する学生にとっても、本人が相談しやすい相談員に直接連絡をとることができるよう配慮している。

相談窓口の相談員はセクシュアル・ハラスメントだけでなく、それ以外のあらゆるハラスメントについての相談に対応している。毎年、相談員を対象に、相談対応の知識・技術向上のための「ハラスメント防止に関する研修会」を実施している他、一般教職員を対象に、外部講師によるハラスメント防止の講習会を行い、啓蒙に努めている。

【改善方策】 本学では、セクシュアル・ハラスメントの防止と対応については基本方針が制定されて有効に運用されている。それ以外のハラスメントについては、現在は、セクシュアル・ハラスメントの防止と対応についての基本方針を採用しているが、まだ、正式の規程等がない。キャンパス内で起こるハラスメントが多様化傾向にあることを考えると、

セクハラ以外のハラスメントについても学内でのガイドラインを整備し、今後起こりうる問題に充分対応できる体制を整え、良好な環境の維持に努める必要がある。

(7) 個人情報保護に関する取り組み

<個人情報保護への取り組みの概要>

【現状】 「個人情報の保護に関する法律」が2005(平成17)年4月に全面施行されたことにあわせて、本院(学校法人)では、「学習院における個人情報の保護の方針」及び「学習院個人情報保護規程」等関連諸規程が定められ、個人情報に関する基本的な取り組み体制を整備してきた。大学においても、それらの規程に則り個人情報の適切な取り扱いに努めている。

大学における個人情報に関する具体的な取り組みとしては、次のものが挙げられる。

1. 大学Webサイトの「プライバシーポリシー」を大学Webサイト上に公開し、大学Webサイトとしての個人情報に関する取り組み及び考え方を周知。
2. 個人情報の適切な取り扱いに関する取り組みを周知するために法人が作成している「教職員向け」、「新生及び父母保証人向け」リーフレットを大学において活用。
3. パンフレット、入試要項等の資料請求への対応においても、収集した個人情報の使用方法等についてあらかじめ周知し、各部門で細心の注意喚起。
4. 「ファカルティ・ディベロップメント推進委員会」において、授業評価アンケートを実施するにあたり「個人情報の取り扱いに関するガイドライン」を制定。

【点検・評価】 個人情報の保護に関する社会的な関心が高まってから日が浅いこともあり、上記規程に基づく体制について、教職員及び学生への周知が行き届いていない面がある。

【改善方策】 今後の目標としては、体制を作っただけではなく教職員及び学生へのさらなる啓蒙活動で本学の基本的な考え方を浸透させるとともに、諸問題に対して迅速な対応ができるように規程・組織を運用していくことが必要である。また、法人および各部門間のより円滑な連携体制が重要であり、そのためには、大学における個人情報の保護に関する事項を審議する「第2部会」(「学習院個人情報保護委員会規程」の「学習院個人情報保護委員会内規」に定める部会の1つ)を活用すべきである。

4 教員組織

【目標】 学校教育法第 58 条の改正の趣旨に則した教員組織を構築するために、必要な規程改正等を行い、新制度下の教員組織の整備を適切に行うことを目標とする。

なお、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

まず、改正前の学校教育法第 58 条の考え方と、本学のこれまでの教授、助教授、講師（専任）の職位の位置づけに関する相違点について述べる。

本学においては、教育、研究活動に関してはその力量、経験の蓄積における相違は認めざるをえないことは前提としつつ、対等な立場で協力し、関連学科目の運営、担当に当たってきた。すなわち教授は、助教授等に対して先達としての経験の蓄積による指導性は自ずと発揮されていたものの教授を頂点とする階層的職位という実態は見られなかった。この限りにおいて、学校教育法の改正の趣旨は本学のこれまでの実態を制度的に保障するものであった。

ただし、本学においては、助手は教育、研究にあたるべき者の将来への蓄積、準備期間としての一階梯との位置づけから 特別な例外を除いて授業科目の担当責任者とはしてこなかった。しかし、基本的な教育、研究能力を持つ者として捉えてきたのであり、学校教育法 58 条の規定する助教に相当することに疑義はなかった。

（学校教育法第 58 条の改正に伴う新たな教員組織の整備）

B群 新制度への対応についての大学としての考え方

B群 それぞれの職の位置づけ

学校教育法の改正を受けて本学教員職制を改正する際にまず第一に検討されたことは、旧学校教育法上の教授、助教授、講師（専任）、助手任用に関する本学の慣行を含む任用条件と新学校教育法の定める資格要件との対応関係を検討した。

旧学校教育法第 58 条のもとの本学の教授、助教授、講師（専任）、助手の任用条件は、まず学校法人学習院の教職員給与規程にある初任号級に関する大学卒業後の年数要件（教授は大学卒後 16 年を初任とする。助教授は同 9 年を初任とする。講師は大卒後 6 年を初任とする。助手は大卒を初任とする）を任用の基礎条件とし、個々の具体的な任用に際しては、旧学校教育法のもとの大学設置基準第 14 条に定められている通り、教授は研究上の業績が博士の学位を有するか、それに準ずるとともに大学おける教育を担当するにふさわしい実績等を有すること、助教授については設置基準第 14 条の各号の何れかに該当するとともに大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すること、講師

に関しては教授あるいは助教授となることのできるもの、助手に関しては学士資格をもつものまたはそれに準ずる者を任用することが全学の了解事項として認められていた。ただし、給与規程は給与に関する条件であり、それぞれの分野の特殊性に基づいて、教育、研究上の実績が考慮されていた。

給与規程に関する顕著な例外は、助手の任用であった。すなわち、学部卒業直後に助手に任用された事例は、新制大学院の制度的整備が不十分であった昭和 20 年代を除くと皆無であり、多くは大学院博士後期課程修了または単位取得満期退学者であり、極めて稀に博士後期課程満期経過以前に退学して任用される場合が見られた。

助手は、本学においては体育実技（スポーツ健康科学のうち実技を主とするもの）、学芸員の資格取得のための博物館実習科目以外は、授業科目の責任担当者とはされなかった。しかし、専攻分野において自ら研究活動を行い、また実験実習の指導や演習等の授業に参加して教育に従事することを職務とし、さらに学科によっては学部学生、大学院学生の論文作成の個別指導あるいは文献検索の指導等を行うとともに学科あるいは研究室の管理的実務を担ってきた。

ただし、助手が一定時間数内という制約のもとで他大学の非常勤講師として大学教育の実際に携り、あるいは新設大学の予定専任講師あるいは助教授として設置申請時に就任承諾を求められ、資格を認められる事例には事欠かない。

学校教育法第 58 条の改正に関係して検討された第二の問題は、上記第一の検討事項と実質的に重なるが、教育上、研究上、また大学教員に求められる実務能力の問題である。まず、本学においては教授、助教授任用の際には、研究能力および学生の教育、研究指導に関するそれまでの実績を含む審査が行われる。

教職員給与規程は給与上の処遇の決定のための原則であるが、分野の特色に応じて、教授任用は大学卒業後 12 年経過以上から 20 年経過以上の範囲で経験年数の基準とし、助教授は、同じく分野により、大学卒業後 5 年から 12 年経過後とされていた。

これらの条件を原則的基礎条件として、顕著な研究上、教育上の業績の有無によって弾力的な任用が行われてきた。この場合、助教授は、教授の指導あるいは監督下において教授の教育、研究活動の補助者として位置づけられて任用されたわけではなく、教授、助教授の相違は、基本的には個々の教育、研究実績の相違を基本として先述の経歴上の年次を考慮したものであった。また、講師（専任講師）職は、助教授任用には教育、研究歴等の経験年数が必ずしも十分とはいえないと判断された場合に適用された。

以上の背景から、本学においては、学校教育法の改正に伴い、学校教育法第 58 条の上に規定されている教授は改正前の教授相当職であり、准教授は助教授相当と判断し、講師（専任）は講師相当とし、助手は、原則として授業科目担当は行わないとするこれまでの慣例を変更しないものの、将来、教授職等の教育研究職を目指すものとして実質的に新学校教育法上の助教相当の力量を有するものと判断して職名の改正をおこなった（2007(平成 19)年 4 月 1 日施行）。新学校教育法第 58 条に定める助手は、現在該当する者は存在し

ないが、教育研究業務の補助者として必要が生じる場合を想定して助手職を設けている。

教授、准教授、講師（専任）は、それぞれ自立して教育、研究活動を担うこととしている。しかし、講師（専任）は、それ自体が准教授までの過渡的職位であることもあり、大学院学生の指導教授となることは出来ないとされている部門もある。教授、准教授、講師（専任）には研究活動上の自立性が保障されている。学内予算による研究費配分に差別は存在しない。また、各関係部門の教授会等に対等に参加する。ただし、それぞれの職位より上位の職位に位置づけられる者の任用を教授会が審議する場合のみ出席しないことを慣行とする部門がある。全学的に構成される用務別の諸会議体構成員となる資格上の制度的な差別は存在しない。しかし、学部長、学科主任、研究科委員長（研究科長）および図書館長は規程上、専任教授から選出されることとなっており、また教員が構成員となる他の組織、会議体等においてもその長に専任教授以外の者が充てられることは実際にはないことから、教授職には各部門の運営に対しより重い責務を担うことが期待されていると考えられる。

助教は、2007(平成 19)年度採用者から全学一律に最長 5 年の範囲の任期を定めた教員とすることとなり、この範囲内で分野の特性に応じて任期を定め、また、初任時の契約の際に研究業績等に関する審査条件を明記して最長 3 年を限度とする再任可能性を認める場合があるとしている部門もある。助教の任期が定められている理由も、独立した研究者としてのまとまった実績を挙げ得る期間を想定してのことである。

なお、現在、一部例外を除けば、助教は授業の責任担当者とはなっていない。教育技量を身につけそれを実践することは、単に教育のみならず研究者自身の研究活動にも有益であり、それが研究の最先端にいる新進の研究者によるならばなおさらである。その点をふまえ、また内外の動向も考慮し、助教の授業担当を視野に入れた研究教育体制の見直しを検討中である。

5 施設・設備等

【目標】 本学独自の歴史・伝統の継承、緑の保全を視野に入れながら、既設大学院研究科および学部学科教育の充実、さらには大学院研究科の新設や学部学科の再編成に対し、必要かつ十分な施設・設備等の整備を、総合的な見地から計画・実行することが目標である。

なお、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

本学は、1949(昭和24)年に旧制7年制高校を母体として出発した。1947(昭和22)年には学習院に関する皇室令、宮内省令が廃止され、官立としての学習院は終わり、財団法人学習院として、後に法改正によって学校法人として改めて出発することになる。その際、皇室より財団法人学習院は土地、建物、経営資金を下賜されたものの前年度との対比でいえば、学生、生徒納付金を約4.6倍とする必要があるなど私学としての経営的自立を迫られ、また、極度のインフレーションの下で、学習院内のいくつかの学校は戦災からの復旧にも資金を必要とするなど財政的には著しい困難のなかでの大学の出発であった。

財政上の問題は、開学当初からの本学の理想としてのマスプロ教育を排して、少人数教育を実現するための少人数による演習の実施等への要請も含め、絶えず教室の不足を痛感させるものがあった。

また、文政学部、理学部の隣接学科も含めた教育体系の整備、発展、学問的な新たな展開に対応するための教育体制の整備、学科、学部の新設、大学院各研究科の整備などに際しても財政上の問題が大きな制約となり、施設面においては十分に対応できてきたとはいえない。

本学では、時に郊外に校地を設けるなどの議論も生じたものの、体育施設、課外活動施設等も漕艇、ヨットなど一部の特別な条件が必要なものを除外し、馬術部の厩舎も含めて目白校地内に基本的な大学施設を整えることを方針とするとともに、山手線内の都心としては豊かに残された緑と空間的ゆとりを保存することで知性の府としての落ち着いた雰囲気保持する、という相容れにくい条件の保持につとめてきた。

現在地においては上記の条件を保持しようとするれば、学生数の増加、創設後の学部、学科、付置研究施設等の充実の面からも、学生の課外活動等の多様化から見ても、校地は狭隘に過ぎる。校地の拡張が基本的に困難であることは自明であるにも係らず他に新たな施設用地を求めようとしてこなかった理由は、同一の校地内にすべての学部が位置し、また1年生から大学院博士後期課程の学生までもが同一の施設を共有することによる、学生と教員の関係よりもより年齢の近い先輩を通じての若々しい学問的・研究的雰囲気の伝承にも教員等との密な接触とは異なる多くの意義があること、あるいは正規の授業と課外の諸活動が同一の校地内で行われることによって、学生が課外活動と授業との両立に困難を

感じることはない利点を重要視していたためである。

以下では、教育、研究施設と学生施設を中心に施設、設備の整備の経緯を述べる。その背景には、以上に述べた基本的な構想が存在する。

本学は、ある時期、大学学生のための寮をもち、現在も部屋数は僅かではあるが、校地内に留学生用の宿舎および学校法人内の学校の共用であって大学の専用ではないものの短期、長期の諸外国との交換客員研究者のための自炊設備を備えた宿泊施設を保有している。また、一時期、校地の近傍にある旧制高校時代の学生寮を転換して大学も含む本院各学校に勤務する教職員用の舎宅を保有し、あるいは校地内に大学発足以後に建設された教職員用集合住宅などの施設を整えた時期があった。これらは現在も一部、教職員住宅として主として遠隔地から赴任する教員用の当面の住宅、あるいは従来から本院内の舎宅に居住してきた教職員が利用可能とされている。留学生及び本学における研究を志し、あるいは本学学生のための集中授業などを行う招聘外国人教員の宿泊施設のさらなる完備等は、大学としては早急に実現すべき課題ではある。しかし、これらの施設は、現状では、学校法人の管理下にあり、学校法人内の各学校、大学の共用であり大学専用のものではないことからここではこれ以上触れない。

以下各施設毎の記述の際に括弧内に取壊しとあるものは 2007(平成 19) 年 10 月現在で現存しないものを意味する。また、現存する大学施設名の本学内での呼称は本文中に括弧内に記載した。本項末尾に付した校地内現存各施設と将来計画を記した略図にその名称は記載されている。

<キャンパス整備への取組みの概要>

1. 大学開学時の施設・設備の概要： 本学は、1949(昭和 24) 年大学発足時には旧制高等科（7 年制高等学校）及び新制高等科（新制高等学校）との共用とされた 1930(昭和 5) 年建設の本館（現西 1 号館）、1927(昭和 2) 年建設の旧制高等科理科教室であった特別教室棟（現南 1 号館）のみで出発した。しかし、「大学設置委員会」の学習院大学審査報告書要領に「更に大講堂の建設が望ましい」と指摘されたことに基づいて、1949(昭和 24) 年秋、床面積 3 6 5 平方米で、控室、演壇（舞台）を除き講義室として使用する場合には 5 2 8 名、補助席を入れて 1 0 0 0 名が収容可能な大講義室が建設された（1992(平成 4) 年取壊し）。本学大学固有の施設として建設されたはじめてのものである。

しかし、大学の完成年度には、それらの施設のみでは教室、研究室の必要を満たせないことも明らかであった。新制中等科（中学校）はすでに他に校舎を備えていたが、旧制高等科廃止（1950(昭和 25) 年）後大学と施設を共用していた新制高等科を同じ目白校地内の他に移転し、上記本館内に文政学部研究室を、また、特別教室棟内に理学部研究室を配置して当面の必要を満たした。

その後、旧学制からの切替による三年次への編入学者を加えると 1952(昭和 27) 年度に

は収容定員 1980 名となり、施設の増設が緊急課題となった。主要な教育施設に限定して以降の施設等の拡充を記すと、1952(昭和 27) 年 10 月には三階建延床面積 1154 平方メートルの開設が予定されていた大学院学生のための予備室を含む、研究室、学科研究室、学生用図書閲覧室及び研究室、書庫及び図書事務室からなる独立の施設が校地西北隅に、また 300 名収容が可能な階上、階下の教室 2 室からなる延床面積 506 平方メートルの教室が上記の本館に接続して建設された（前者、後者ともに 2001(平成 13) 年取壊し）。

また、1953(昭和 28) 年、実験室、研究室、大学院研究室等からなる延床面積 280 平方メートルの理学部別館（1983(昭和 53) 年に取壊し）が完成し、同時に大学院自然科学研究科が開設された。

以上で、大学の開設に基づく当面の最低限度の整備計画は実現して一応の区切となった。

2. 学習院整備五ヶ年計画の策定： 初期の整備計画が一段落したところで、学習院全体としての学園整備の基本方針を策定する必要があることが改めて確認され、この基本方針に基づいて 1955(昭和 30) 年、2 階建延床面積 1000 平方メートルの映写施設をもつ 500 名収容の教室と 200 名収容の教室 2 室が建設された（2001(平成 13) 年取壊し）。

この間に学生相談室が開設され、延床面積約 190 平方メートルで 150 席の休憩所のほかにホール、書籍販売等も行う売店を併設した学生集会所の建設（2001(平成 13) 年取壊し）など学生の福利厚生施設の充実も図られた。

1959(昭和 34)年には、これまでの施設整備計画がややもすると個々の必要に迫られての全体的総合的視点を欠くきらいがあったことを反省しつつ組織的な将来計画をもとに学園の整備を図ることを明確にして学習院創立 85 周年、官立から私学に移行して 15 周年の記念事業をかねた学習院第二次整備事業計画が理事会の承認を得た。これに基づいて 1960(昭和 35) 年には、政経学部・文学部研究室、両学部の学科事務室等からなる北 1 号館（現北 1 号館）、理学部研究室・実験室、大講義室からなる理学部専用施設である南 2 号館（現南 2 号館）、中央教室（現中央教室）と呼ばれる 700 名収容の大講義室など 3 棟が建設され、1963(昭和 38) 年には大学図書館（現大学図書館）が、また 4 階建で各階 1 室の教室が既存の教室棟（現西 1 号館）に接続して増築（2001(平成 13) 取り壊し）され、また延床面積 2200 平方メートルの体育館（現体育館）が竣工し、体育館は、体育実技等の授業、課外活動、学外の各種競技会にも利用されるとともに、3000 名収容の講堂としての機能も併せ持つことになった。また、同年、学生食堂、学生の集会室などを配置した延床面積 1470 平方メートルの学生厚生施設（現輔仁会館）が完成し創立 85 周年及び私学化 15 周年の記念事業・学習院第二次整備計画が完了した。

3. その後の新学科開設、政経学部の法学部、経済学部への拡充等と学生の福利厚生施設の建設： その後、1963(昭和 38)年に理学部に数学科が開設され、1964(昭和 39) 年には政経学部が法学部、経済学部に分離されそれぞれが独立し、経済学部には経営学科が開設される（1974(昭和 49) 年）、この時期、後には、文学部に心理学科開設される（1975(昭和 50) 年）など学科の新設とそれにともなう教員増等が、切実な研究室、教室の不足をき

たすことになる。

当面の措置としては、もともとピロティ形式の建物であった既設の研究棟（現北1号館）の1階部分の空間に壁を設けて図書室とするなど最小限度の施設の拡張が試みられたがこのような措置では個々の研究室も狭隘で、また学生、大学院学生の自習施設も極めて不十分なものでしかなかった。

差し当たり検討の対象となったのは法学部、経済学部の研究棟の建設であるが、学部間の意見の調整、部会室など学生施設建設との優先度の検討、法人の方針との調整など多くの課題を解決する必要がある、理事会決定に至るまでに時間を要し、1973(昭和48)年に地下1階、地上9階延床面積4633平方メートルの法学部、経済学部研究棟（現東1号館）が竣工した。この研究棟は、財政上の制約から、学生、院生も利用可能な法経学部関係の専門書、雑誌等を所蔵する図書室を備えていたが、開架閲覧室もなく、最低限度の教員用の研究室を整備するだけのものであった。

1974(昭和49)年、開学当初急遽建設された大講義室が先述の中央教室の建設以来講義等には使用されなくなり、仮の講堂等として使用されていたが中央教室にその役割を譲り、学生施設として学生休憩室に衣替えした（後取壊し）。1978(昭和53)年、学生の部会室棟としてその時点での大学公認の全部会が入居可能な150室の地下1階、地上5階延床面積4100平方メートルで、シャワー設備ももつ部会室棟（現黎明会館）が完成した。

本学は、1847(弘化4)年開講を淵源とするが、1877(明治10)年10月に開業され、官立学校から私立学校になったのは1947(昭和22)年であった。1977(昭和52)年は開業100年に当たることから百年記念事業が計画され、その構想は1972(昭和47)年から検討を開始した。この記念事業では大学総合研究棟が提案され、「人文科学系、自然科学系の研究室を集約して、人文、社会、自然諸科学間の緊密な交流と新分野の開拓を志向する」とうたわれた。しかし、その具体化を検討していく過程で文学部・人文科学研究科が収容される文学部棟と理学部・自然科学研究科が使用する理学部棟の2棟案が最終的に決定し、1979(昭和54)年地下1階地上10階延床面積約9150平方メートルの文学部棟（現北2号館）、地下1階、地上4階の延床面積約2900平方メートルの理学部棟（現南4号館）が竣工した。

また、1983(昭和58)年、それまで理学部研究室棟（現南2号館）1階の本来は解放された空間であった回廊の一部に仮に設置されていた大型計算機を収容するとともに学生の情報処理教育のための実習室を備えた計算機センターが独立の施設として竣工した（現南5号館）

4. さらなる教育環境、学生生活の質の保証を目指して— 学習院二十一世紀計画による施設の整備 — : 1991(平成3)年、およそ10年先までを見通した長期的・総合的・体系的な学習院改革推進の必要性への認識から「学習院二十一世紀計画」が検討、立案された。大学の教育環境の整備に限定してこれに関連した事項を挙げると、「教育の質の飛躍的向上」、「課外活動施設の整備」等である。

理学部生命分子科学研究所棟、新法経教育研究棟、教室を含む本部事務部門関係棟計画がその中に組み込まれた。1階に学生ラウンジ、学生自習室、演習室、3階から5階までは開架閲覧室と書庫を含む法学部・経済学部図書センターを収容する13階延床面積16000平方メートルの法学部・経済学部教育研究棟（現東2号館）は1993(平成5)年に、4階建てで延床面積1900平方メートルの理学部生命科学研究棟（現南6号館）は1992(平成4)年に竣工した。また、本部事務部門を含む本部・大学教室棟（現西5号館）は460名収容の大教室1室のほか270名から150名収容の教室5室及び学生ラウンジと売店が設置されている。

2000(平成12)年には、地下2階、地上6階の新部会室棟（現富士見会館）が完成し、屋上には弓道場が設けられた。2002(平成14)年には本項冒頭でのべた旧制高校時代の本館（現西1号館）周辺に増改築によって継ぎ足された教室を解体して統合すべく地下2階地上5階の延床面積約8800平方メートルの新教室棟（現西2号館）が建設された。これには、地下に体育実技を履修する学生のための更衣室、さらに学生・教職員共用のトレーニング機器を備えたトレーニングルーム、保健室が収容され、地上1階部分は、書店、学生用パソコンを設置した自習室、学生用ホール、2階以上の階上に約30から40名を収容する小教室を中心として一般的な法廷を模した模擬法廷組立式の舞台が設置可能な教室等23室を備えたものである。

上記の施設の増改築等の記述の中で、2001(平成13)年度に取壊しと記載されているものが、この新教室棟に統合されたものである。

ここで、とりあえず本学は、既設の学科、学部に関連する研究・教育施設および増加する部会等に対応可能な当面の学生の課外活動の拠点となる施設が整備されたことになる。

大学基礎データの表36,37,38,40は、以上に経緯を述べた大学の諸施設の現状を記したものである。

5. 大学の教育環境の整備と教育・研究体制の改組、発展のための整備計画： 1995(平成7)年、阪神淡路大震災は地震国日本を改めて自覚させる大災害をもたらし、さまざまな教訓を残した。さらに、その後に喧伝されたアスベストによる健康障害の問題も含めて、安全面での大学施設の見直しの必要性を迫るものであった。

本学においても法人施設部の手で、2005(平成17)年改めて各施設の耐震強度調査が行われ、さらに同年各施設のアスベストの含有の有無に関する標本分析と浮遊物分析を含む詳細な調査が行われた。現西1号館、輔仁会館等はすでに早くから耐震補強工事等を終了させていたが、前記の諸施設のいくつかが耐震補強を必要とすること、また、アスベスト除去工事を実施する必要があることが判明した。

他方、2002(平成14)年前後から、本学において、司法制度改革に対応する法科大学院の設置を行うことを予定したものの学生自習室、教員研究室等は既存の諸施設を応急的に転用するしかなく、さらに学部新学科の開設、大学研究科の新専攻の開設等への問題が緊急の課題として検討されはじめたものの収容すべき施設の見通しもなかった。また、1991(平

成 3) 年大学設置基準の大綱化が行われ、本学においては、全学部に通ずる授業科目の運営部門として既存の体育科研究室のスポーツ・健康科学センターへの改組、計算機センターに講師以上の専任教員を配置するなどの改組のほか文学部の外国文学科等の改組および従来の一般教育部会所属外国語担当教員を母体とする外国語教育研究センターが設立され、とくに外国語教育研究センターは新設部門であるため事務室、研究室、教員共同研究室、教員及び学生用の図書室を当面利用可能な各施設の一部を当座の措置として借用しており、LL教室(CALL教室)等とも異なる施設内に分散配置されており教材の準備、学生の自習用の利用も施設の不足以外に管理運営上の問題からも極めて不自由であるといった緊急の課題が提起されていた。

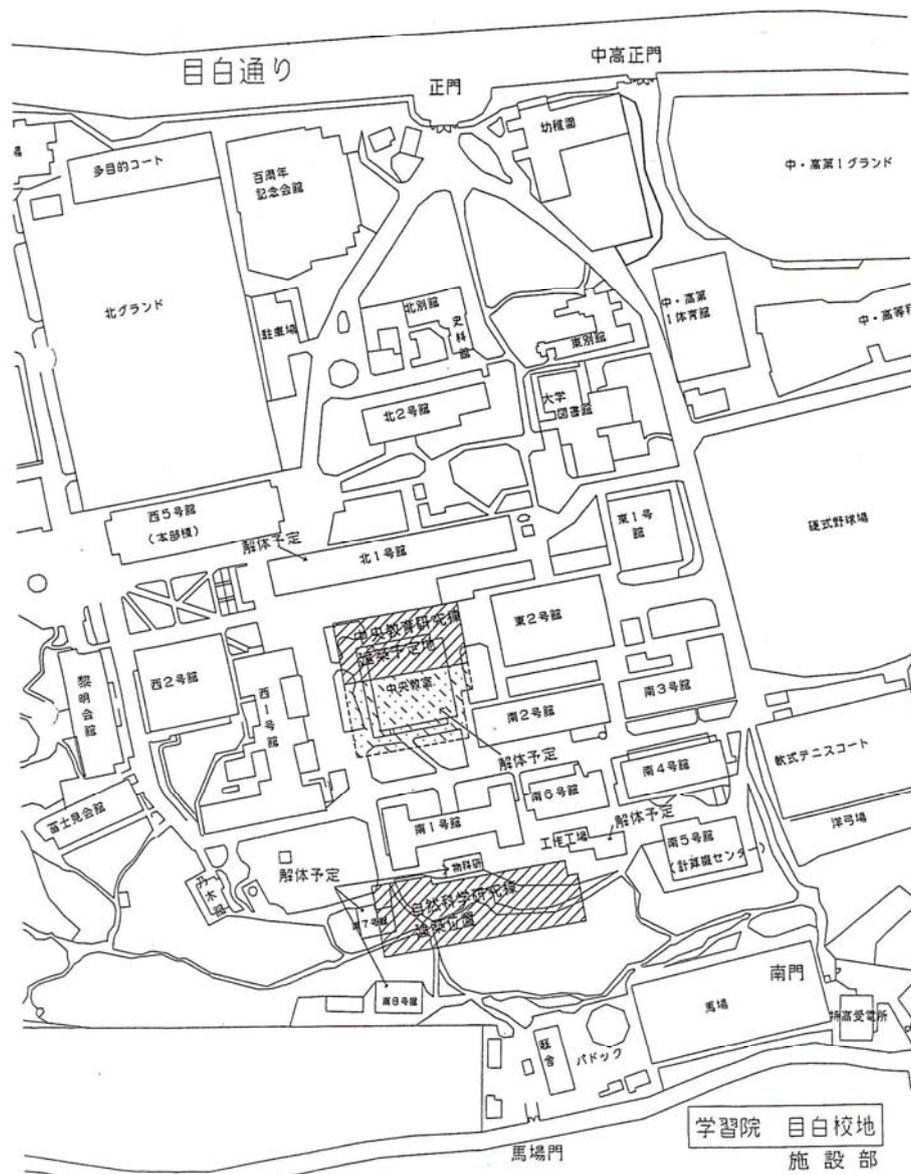
これらの諸問題の解決を目指して、大学は、2003(平成 15)年 12 月の基本計画策定委員会において「最近の大学を巡る社会的条件の変化に対応するためにも、また、将来の展望なしに既存の建物の耐震補強に多額の経費を費やすことを避ける意味からも、今後大学全体としてのキャンパスプランを作成する時期にあると思われるため、改めて各部に対して、10 年程度を想定した中期的な建物計画等を募集し、大学全体の総合的計画としてとりまとめ、法人に対して、正式に計画書を提出し資金計画の立案を要望すること」を提案し、大学として審議することが承認された。

以後、大学内の検討と法人との非公式の折衝等を重ね、大学は、本学の歴史を示す明治、大正、昭和初期、昭和 20 年代を代表する施設は相当額の補強、補修費を費やしても保存し、活用すること、極力既存の空間、緑を保全すること、教育、研究、学生活動等のコアとなるゾーンを明確化することを原則として、他方、新設教育研究部門の必要に対応し、既存組織の機能化をはかることを目指して、第一期計画として自然科学研究棟および中央教育研究棟の建設を策定し、すでに法人、理事会等の基本的承認を得て、実現に向けて技術的検討が重ねられている。自然科学研究棟は、生命科学科、同専攻の新設を目指すと同時に校地内に分散している理学部関係研究・教育施設を可能な範囲で旧施設を活用しつつ集約配置するための延床面積約 11000 平方メートルの研究棟であり、すでに詳細設計に入り、2010(平成 22)年内に竣工させることが決定している。中央教育研究棟は、法科大学院の研究室、学生自習室、外国語教育研究センター、スポーツ・健康科学センター、教職課程と関連施設を集約するとともに、低層階では、教務部、学生部等の事務機構の集約による学生サービスの向上を可能にするものである。さらに中規模の教室を収容し、耐震補強による既存施設の活用と併せ、人文科学研究科の新専攻及び政治学研究科の特別選抜コース等による学生数の増員に備えることが計画されている。

これまで述べた大学校地内の諸施設の現在地および上記の近未来の将来計画とその実現に伴って取壊しを予定した施設を校地地図上に示したものが図 1 である。

この計画は、今後の新規学科、学部、大学院研究科の増設、改組等に備える施設建設予定地あるいは既設の施設の改築等の整備の際の空間の確保も含めた総合的な将来像を見据えた校地利用計画である。しかし、冒頭で述べたように、現状および以上の将来計画で

図1 平成19年10月現在の学習院大学目白校地の諸施設配置と直近の将来計画



は、諸外国からの研究者の来訪や留学用の宿泊施設も不十分であること、現在全学で約150万冊をこえる図書の保管、管理の施設と保管、利用のシステムの構想が将来の図書館計画としては最終的な意思決定には未だいたらない検討課題として残されている。

また、既に述べたように、これまでの施設の増築等の過程で、旧制高校時代には球技場等グラウンドとして利用されていた区画に研究、教育棟が建設されたこともあり、増加す

る課外活動とくに運動部会のための施設の不足が顕著である。これらに対して現校地内に必要な施設を収容するためには、旧舎宅跡地等の利用を含めて長期的な展望のもとで対応を検討する必要がある。

6. 防災関係施設について： 本学は、広域避難場所に指定されている。現時点では、通常の教室棟、研究棟、事務棟とは別に食料、飲料、毛布、簡易トイレなどを備蓄し、専用の倉庫を設置して保管している。しかし、昼間の災害の際には帰宅困難な学生の保護にもあたる必要があり、長期の、特に雨季、冬季には、学外者の避難者と構内に滞留せざるを得ない学生の保護との棲み分けのマニュアルの整備が必ずしも容易ではなく、緊急に最低限の指針の策定が急がれる。

(施設・設備等の整備)

A群 大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学は、すでに述べた「学習院二十一世紀計画」の中でも、高等教育の充実を目標としており、また 2001(平成 13)年に改めて集約された大学の中長期計画においても、目標として教育・研究の高度化をうたっている。高度化の内容は、多面的に検討されているが、基本的にはただちに役立つ実務能力の養成ではなく、卒業後に如何なる進路を選択するにせよその可能性を保障する深い教養と基礎学力の涵養を意味している。そのためには、初年時からの演習形式の授業による教員と学生の密な関係による手作りの教育と多様な基礎科目の開設、基礎学力としての外国語運用能力の涵養がさらに具体的な方策として考えられている。

このような点から見ると、少人数による双方向的な手作りの教育が必要であり、施設の面からは小教室を多数用意することと、学生の自学、自習施設の充実が期待される。しかし、この問題は、単に施設面での充実のみでなく、教員スタッフの増強をも必要とすることであり、他方では、ある程度の中規模教室における双方向的な教授方式をとるための工夫も必要であろう。その両面において大学は施設の充実を心掛けてきたが、少数教育を標榜するには必ずしも十分とはいえない。

前項のまとめとして記述した近未来の今後計画は、これを実現させるための施設面からの方策の一つであり、既設の教室等のマルチメディア化に取り組んできたのもその目的のためである。

(キャンパス・アメニティ等)

B群 キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

キャンパス・アメニティを自然環境面から捉えるならば、本学が高く位置づけている項目の1つとして緑化整備が挙げられる。本学が立地する東京都・豊島区目白にあるキャンパスは、約 20 万㎡の敷地の中に、長い歴史を感じさせる風格ある建物と最新機器・設備

を兼ね備えた建物が調和し、静かで落ち着いた趣を与えている。キャンパス内の森は、豊島区内にある緑地スペースとしては有数の規模であるといわれ、この広大な目白の「杜」に様々な樹木、野鳥等の生物が生息している。本学の学生以外にも散策のためキャンパスを訪れる見学者も多い。これらの樹木については、施設部の管理のもと、専門業者による定期的な剪定・植栽等が行われており、四季を通じてキャンパスに様々な顔をのぞかせるアカデミックな空間を創り出している。構内各所にある芝生スペースも同様、定期的に管理を行っており、学生にとって大切な憩いの場所を確保している。

しかし、現在のような緑地が形成されるに至ったのは、定期的な剪定・植栽等によるものだけではない。長年、いくつかの新築建物建築計画を含めたキャンパスプランが策定されてきた中で、建設予定地にある樹木を移植したり、緑地の代替地を確保するなど、緑化スペースを極力減じないよう長期的な視野に立って留意してきた結果によるものである。

現在のところ、新教室棟の建築や外構整備工事が近い将来に向けて計画されており、建物配置、動線、その他学生生活を施設設備の面から支援するキャンパス・アメニティに関する話し合いもすでに始められている。

緑化整備以外の面では、構内を日々細やかに清掃することにより美観を備えた快適空間を維持し、やすらぎの空間づくりに根差したキャンパス環境の保全に努めている。

その他、2003(平成 15)年 5 月 1 日に健康増進法が施行され、学校をはじめとする公共施設等で多数の人が利用する施設の管理者に、受動喫煙防止義務が課せられることになった。これを契機にキャンパス内での分煙化の方針が進められることになった。2006 年度には喫煙可能箇所の見直し案が検討され、この時期に教室の建物内は全面的に禁煙となった。しかしながら、2006(平成 18)年 米国公衆衛生局がまとめた報告書〈受動喫煙による健康への影響についての報告書〉によると「分煙では受動喫煙の完全な防止は不十分である」と結論付けられており、建物内外を含めたキャンパス内での完全禁煙化を行わない限り、煙害(受動喫煙)を完全に解消したとは言えないのが現状である。喫煙問題の今後の対応としては、2007(平成 19)年 9 月より喫煙可能箇所に指定したキャンパス内 11 箇所について、それが適切な場所であるかどうかを再評価していく必要がある。建物出入口付近の位置は、喫煙者にとって分かりやすく、また利便性の高い場所であるが、非喫煙者も通行する場所のため、分煙効果は低下してしまう。また、現在キャンパス内の数箇所に設置してある構内案内板について、喫煙可能である 11 箇所にサイン(マーク)を付け、その場所を広く周知していく必要がある。それは喫煙者に対しても必要であるが、非喫煙者が受動喫煙を避ける意味でもその重要性は高い。これらについては、大学内での意見を調整することや、所定の会議において議案を提出し承認を受ける必要があり、時期を判断し対応していく予定である。

B群 「学生のための生活の場」の整備状況

大学は教育・研究の「場」であると共に、そこで学ぶ学生にとっては、1日の多くの時

間を友人たちと共有する大切な「生活」の場所でもある。本学では、一般の学生が自由に利用できる施設として、輔仁会館内の大学学生食堂の他、西5号館の1階に、学生の休憩所として設置された「学生ホール」がある。このホールの面積は3,795㎡で座席数が約150席あり、平日午前8時から午後7時、土曜日は午前8時から午後3時まで開放されており、自由な談話やグループ学習の他、併設されている「喫茶コーナー」を利用した食事等も可能で、終日学生の利用が絶えない。

この他、西2号館1階には48席の自習室及び学生ホールがあり、自由に使えるパソコンが約60台設置されていて、レポート作成や情報検索等に活用されている。同様な施設として東2号館1階にも78席の自習室と、ロー・ソファ12台、テーブルセット30席を設けた休憩コーナーがあり、授業の合間には多くの学生で賑わっている。

毎年学生部が実施している「学生生活アンケート」では、必ず学生食堂に関する不満・要望が多数寄せられる。特に学生数に対する座席数の不足は明らかで、昼食時には飽和状態になっている。「学生ホール」も同様、十分な座席を提供できているとは言いがたく、利用が集中する時間帯で席を確保するのが難しい状態ではあるが、こちらの不満はあまり聞かれない。

むしろ本学の生活環境で重要な点は、こうした施設面の整備のみならず、都心の広大な敷地に残された豊かな“森”の存在であろう。敷地内には「血洗いの池」など樹木に囲まれた旧跡等が残されており、遊歩道を巡って構内の散策を楽しむことが出来る。こうした自然環境の整備こそが、勉学や課外活動のバックグラウンドとして、大学全体の環境形成を支えている。

B群 大学周辺の「環境」への配慮の状況

JR山手線目白駅前に広がる約20万㎡のキャンパスは、緑に包まれた自然環境を作り出し地域における緑化の一助を担っている。2006(平成18)年秋には、敷地西側道路(坂道)との境の塀を耐震性と景観に配慮したフェンスへと改修を施した。それに伴い豊島区及び地元関係者とのタイアップのもと、フェンス前の法面には豊島区より「椿」が植栽され、道路には「学習院椿の坂」という名が付けられた。このような活動をとおして、緑の環境整備に協力している。

しかしその一方、それらの樹木の多さに伴う様々な問題が発生している。その弊害を解消するため、近隣敷地内越境に伴う樹木枝の剪定と伐採・害虫に伴う消毒液散布等を行い地域環境に配慮している。

また、先に述べたようにJR山手線目白駅に近いことにより、駅前から敷地周辺道路に連なる放置自転車に苦慮している。そこで豊島区主導の「目白駅周辺放置自転車等対策キャンペーン」(年4～5回開催)に参加、具体的には自転車等の放置防止と駐輪場利用に関する広報などの活動を行っている。

自然環境への対応については、行政・自治体と連携しつつ、地域の景観の向上・魅力あ

る安全な街路へと周辺地域の環境の向上に努めている。今後キャンパスプランが実施されていくが、建築計画の中で伐採される樹木については、キャンパス内に移植や新規植栽を行い、環境の維持・向上を図っていく。

放置自転車については、少ないスペースだが、正門付近に本学学生用の一時利用の駐輪スペースを設け、学外への駐輪を予防している。また、今後とも既述のキャンペーンに参加するなど、行政・警察・町会及び商店街と連携を計りながら駅前周辺放置自転車の対策に努めていく。

(利用上の配慮)

A 群 施設・設備面における障害者への配慮の状況

本学は東京都・豊島区目白に約 20 万㎡の広大なキャンパスを有している。教室棟等には高層建築も多く、キャンパスや建物内を移動する際は、障害者にとっては負担のかかりやすい状況にある。そのため障害者には次のように配慮している。

障害者用エレベーターについては、エレベーターが設置されている 9 棟の建物〔東 1 号館・東 2 号館・西 2 号館・西 5 号館・南 6 号館・北 1 号館・北 2 号館・富士見会館・記念会館〕のうち、7 棟の建物〔東 1 号館・南 6 号館を除く 7 棟〕において障害者対応となっている。2002 年度には百周年記念会館の既存エレベーターを、障害者対応の仕様に改修するなど、改修整備が進んでいる。建物内外にある段差の解消については、建物入口へのスロープの設置、路面の段差には平らな傾斜への改修等、といった形で対処している。2002 年度に竣工した西 2 号館は、学生が建物間を効率よく移動できる動線を確保するため、隣接する西 1 号館と連絡通路で繋ぎ、同連絡通路にはスロープや手すり、車椅子用自動昇降機を設置した。障害者サインに関しては、点字ブロック、階段手すりへの点字、トイレへの点字サインを各所に設置している。サイン工事は学生部と検討の上、年次計画により施設部で行っている。その他にも、車椅子を積載した車両を優先的に駐車できるスペースの確保〔記念会館前駐車場・西 2 号館保健室入口脇〕、障害者用の電話ボックスの設置〔北 1 号館ピロティー〕、教室内への車椅子専用機の配備〔西 2 号館・西 5 号館・北 1 号館〕、全盲学生用控室の設置〔南 3 号館 2 階〕など、施設・設備面において障害者への配慮を行っている。

障害者への施設・設備面の配慮については、年次計画や、学生部をはじめとする各所からの要求を受けた上で、現状を踏まえて判断し対応してきた。今後についても、キャンパスプランに伴う新築建物や外構工事の中での配慮はもちろんのこと、年次計画以外でも、その状況ごとに判断し対応していく必要がある。

以下は、大学図書館における障害者への配慮の状況である。

【現状の説明】 本学図書館は、障害者を「学校教育法施行令第 22 条の 3」の規程に準拠して、概ね以下のように定めている。まず、身体障害者（視覚・聴覚）と肢体不自由者。それに、知的障害者（自閉症・学習障害等）や病弱者（呼吸器疾患・腎臓疾患・神経疾患

等)等である。次に、障害者への配慮の状況である。配慮、すなわち対策の方法は、図書館施設の規模と機能に大きく依存している。特に、その設計思想上の影響は大きく、本館の場合 1960 年代の建物の関係上、建築面積が狭小で間取り上の制約も多い。この結果、1994 年の増改築時以降も障害者への配慮に向けた施設の充実・改善は、手付かずの状態にある。

【点検・評価】 先ず、点検・評価の対象になる施設・設備については、次のようなものが挙げられる。この場合、その対象者は、主に視聴覚障害者ならびに肢体不自由者を想定している。入り口へのアプローチであるスロープの設置、エントランスの自動開閉扉、エスカレーターまたはエレベーターの導入、車椅子を想定した通路の確保（入館ゲート、書架間の幅）、館内のブロック敷設、専用の閲覧室（補助機器設置）、専用のトイレ等である。更に、専任の担当者（誘導・補助）の配置等である。

しかし、実情は前述したとおり、現状の図書館施設空間では、現代の大学図書館に要求されるこれらの機能を導入し、展開することは、極めて困難な状況となっている。

【改善策】 障害者への配慮は、施設に依存する。現在、大学図書館に要求されるより高次の機能を求めて、キャンパスプランの中で新図書館について検討もなされる予定である。この新しい施設の中で、障害者への配慮の最適な解決策を求めることになる。

（組織・管理体制）

B群 施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

【現状の説明】 施設・設備維持管理業務においては、施設部長を管理責任者とし、以下、給排水・衛生担当、電気担当、建築担当の各専任職員が、担当ごとに業務の責任者として維持管理を遂行する体制を構築している。加えて、そのため施設部と委託業者との契約による保守管理体制をとっている。委託業者による主たる体制は次のとおりである。

- 電気・設備・給排水設備管理体制—午前 8 時から午後 8 時までは、設備対応要員最低 1 名を専用詰所に配置し、緊急時対応の待機態勢を確立している。
- 昇降機保守管理体制—各棟のエレベータ及びエスカレータについては、メーカーとの保守契約のもと、24 時間リモート監視体制を維持している。
- 自動ドア保守体制—メーカーによる定期検査を実施。
- 防災センターの設置—西 5 号館本部受付に、24 時間体制で常駐警備員を 1 名配置。諸所の緊急警報発報に対しての受信体制、緊急対応体制を確立している。

【点検・評価】 各業務は、専門業者による点検・保守業務の実施→各業務担当専任職員への結果報告→報告を受けての適切な維持・管理具合の確認、という流れで遂行されている。各業務担当専任職員は、報告書の不備・指摘事項に対して、適時の判断・指示を実施しており、指摘内容によっては、中長期的なメンテナンス計画による、改修や更新の検討を図り、施設設備の維持に努めている。

B群 施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状の説明】 衛生面では、飲料水の残留塩素検査を設備員が毎日実施、飲料水の水質検査も定期に実施するシステムをとっている。また、散水用の水質についても、飲料水レベルの水質を確保している。

学校における延床面積 8,000 m²以上の建物は、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」により、特定建築物に指定され、ねずみ・害虫駆除（ペストコントロール）を、法的に義務付けられていることもあり、毎月の作業管理を実施している。また、特定建築物に指定されていない建物についても、築年が古い木造の建築物に対しては、同等の管理を実施し、衛生確保の対策を講じている。

警備面では、正門守衛所及び西5号館本部受付に24時間体制での常駐警備員各1名を配置しており、緊急時、異常時の初動体制システムを確立している。

【点検・評価】 黎明会館は特定建築物の指定を受けていないが、日常的に飲食物の持込などが考えられ、その使用法の観点から、ねずみ・害虫駆除（ペストコントロール）対策の必要性が認められる。

警備体制については、従来より人的警備により、安全体制の構築を図ってきたが、昨今の社会情勢のもとでは、従来型の体制維持が困難になってきている。大学は公共性の高い存在であり、その維持発展を存続させる傍ら、安全性の確保という命題を解決していかねばならない。今後は、現体制の維持を補完する一手段として、機械警備の導入も視野に入れた体制の構築を検討する必要がある。

6 図書館および図書・電子媒体等

本節は、大学の全学的組織である大学図書委員会のもとで運営される「大学図書館」と、法学部・経済学部・法務研究科において組織される管理・運営委員会のもとで運営される「法学部・経済学部図書センター」の2部門に分けて記述する。目標の設定については、それぞれの記述の冒頭を参照されたい。また、第II章、第III章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

(1) 大学図書館

【目標】 大学における教育および学習・研究活動を支援する学術情報基盤であると同時に、大学にとって必要不可欠な基本的機能を維持・提供する役割を果たすため、図書館施設と学術情報資源の整備、情報資源のアクセスの整備を目標とする。

大学図書館は、大学における教育および学習・研究活動を支援する学術情報基盤であると同時に、大学にとって必要不可欠な基本的機能を維持・提供する中核施設でもある。

本学図書館では、この大学図書館の基本的な役割について2003年度より再評価・再考察の検討を開始してきた。その中心は、中核施設としての新館構想と学術情報基盤としての学術情報資源の体系的かつ量的整備の可能性である。

一方、この2つの課題からは、他の新たな問題点も派生してきた。例えば、情報資源アクセスに関する問題である。これは、図書館施設設備と学術情報資源の双方に横断的に関連してくる多様な面を含んでいる。

以上、大学図書館の基本的な役割を基準とした目標設定は、下表のとおりである。第1群と第2群は、今回の「評価報告書」の各点検・評価項目を総括・統合するものであり、現在の本学図書館サービス活動の原点または基準となるものである。

なお、前述の再点検作業は、「図書館構想検討グループ答申」(2006.4)および同答申に基づく「学長提案」(2006.9)に集約されている。また、この「答申」と「提案」は、文部科学省の「学術情報基盤の今後の在り方について(報告)」(2006.3)が示した現状分析とその方向性においてほぼ一致した内容となっている。

第1群：中核施設と学術情報基盤の整備

目 標		具 体 的 な 目 標 設 定
図書館施設の整備	新館構想	キャンパスプラン第2期の複合施設として現在検討中
学術情報資源の整備	紙媒体 (=図書)	ハイブリッド・ライブラリーの構築 (異なる資料媒体の有機的連携と共存)
	電子媒体 (=電子的資料)	

第2群：情報資源アクセスの整備

目 標		具 体 的 な 目 標 設 定
図書の整備	収蔵スペース狭隘化の改善	学内共同書庫の設立（＝自動化書庫の設置）
	資料収集保存の環境整備	学内重複資料の廃棄ならびに購入・寄贈受入の中止
電子的資料の整備	財政的基盤分散化の改善	商用データベース・電子ジャーナル導入時の学内一元化調整機能の確保
	学術情報資料の流通	学内所蔵資料のデジタル化 学術ポータルサイトへの参加（今後の調査研究）

（図書、図書館の整備）

大学図書館は学内の教育・研究組織である 6 附置研究施設のひとつとして位置づけられている。組織上での図書館の運営、政策、立案、予算については、「大学図書委員会」において審議されている。「大学図書委員会」は、学長の委嘱による図書館長を委員長とし、法務研究科、各学部およびスポーツ・健康科学センター、計算機センター、外国語教育研究センターをそれぞれ代表する各図書委員によって構成されている。この「大学図書委員会」のもとに、図書館は組織的な活動を運営していることになる。

本学の図書関係施設は、同一キャンパスに大学図書館をはじめ各学部図書館（室）、学科研究室および付置機関等が設置されており、いわば分散型図書館システムを形成している。研究者が研究に密着して使用する学部・研究室等の図書施設に対して、大学図書館は学生の学習図書館として位置づけられるが、一方、以下のようなセンター的な機能も担っている。

- ①原則として全学の図書の登録整理業務を担当し、図書情報を一括管理する機能。
- ②学習院大学および学習院女子大学の図書情報を、利用者に効率的に提供するための情報ネットワークシステムの構築運用機能。
- ③大学が所蔵する学術情報をデジタル化して、大学の内外に発信する電子図書館的機能。
- ④外部の図書館との相互協力において、大学を代表する窓口としての機能。

このセンター的な機能は、大学図書館の構造的な枠組みを決定する基本要因でもある。一方、その構造を維持・運用する制度的・体制的な面では、以下のような変化がみられた。大学図書館は、2006 年度の人事異動の結果、正職員 3 名の減員という事態に直面した。いわゆる、多様な雇用形態の導入による職員数の減少問題である。その対応策のひとつとして、閲覧業務の一部を委託化することによって、閲覧関係のサービス安定化が実現した。閲覧カウンターに常時人材を固定的に配置したことにより、職員を中核業務に集中的に投入できるようになった。これは成果のひとつとしてあげられる。他方、正職員の減少は図書館の将来計画においていくつかの課題を残すことになった。

A群 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量

的整備の適切性

【現状の説明】 分散型図書館システムを反映して、本学における図書・雑誌資料の選定および発注業務は各学部図書館（室）および学科研究室等において行われている。各部署においてはそれぞれの研究用図書を収集しており、これに対して学生図書館として位置づけられた大学図書館の蔵書構成は、各学部・学科の専攻分野を視野に入れた基本的学習図書、参考図書、教養書が中心となっている。2006年度の全学の図書費決算額は471,019千円であり、大学院生を含めた学生1人あたりでは55,500円と、他大学と比較して潤沢な図書費といえよう。また、蔵書冊数は、2006年度末の大学全体でおよそ150万冊強となっており、同規模の学生数をもつ他大学と比較しても遜色のないものといえる。

大学図書館での選書は、図書館職員によって構成される図書選定委員会において、さまざまな出版情報をもとに、「選書方針・基準」に則って行っている。大学図書館の図書費決算額は28,250千円（共通科目予算を含む）であり、全学の図書予算の約6%という額である。このような限られた図書費の中から、学部・学科関連の学習用図書・参考図書を柱としながら、他分野の図書や参考図書、雑誌等についても可能な限り収集している。また、シラバスに掲載されている参考書の購入や、2000年度から実施している資格・就職試験対策の参考書、文庫、ベストセラー図書など学生のニーズに合わせた選書も行っている。一方、図書予算が少額なため、高額な専門書や洋書についてはほとんど購入していないのが実情である。

なお、2006年度の全学ならびに大学図書館における図書費、受入冊数および蔵書冊数は以下のとおりである。

	図書費（円）	受入冊数	蔵書冊数
全学	471,019千円	41,008	1,515,614
大学図書館	28,250千円	7,986	428,856
比率	6.4%	19.5%	28.3%

視聴覚資料については、大学図書館では著作権の遵守ならびに館内での視聴設備の不足などの理由で、積極的には購入していない。図書・雑誌の付録として添付している視聴覚資料（主にCD-ROM, DVD-ROMなど）を受け入れる程度である。一方、商用データベースの導入に対しては、図書費とは別枠で計上しており、利用者のさまざまな情報探索を支援するため、年々増額している。なお、2006年度の商用データベース関連経費の決算額は5,382千円であった。

【点検・評価】 図書館の分散体制は、教員・研究者にとっては身近に資料があつて、きわめて利便性の高いシステムであるといえる。このような利便性があるゆえに、長らく本学においてはこの分散システムを変更することなく現在に至っている。しかし、全学における資料の収集において、全学的な分担収集の方針が明確ではなく、各部署独自の判断で

資料が収集されているため、重複購入が多く、限られた図書費の有効活用という面では問題点が多い。また、これらの資料が学内 19 機関に分散しているため、複数の分野の資料を探索する学生にとっては不便なシステムともいえる。さらに各部署ごとに利用規定が異なっているために、利用者の所属・身分や利用時間によっては、求める資料が学内にありながら自由に利用できないというケースも存在する。近年ではさまざまな利用者が利用できる多分野の高額なデータベースを、予算が分散しているがゆえに導入しにくいといった問題も生じている。

重複資料の存在は、後に述べる書庫の狭隘化のひとつの要因として考えられる。これまで大学図書館には各部署での資料購入や寄贈受入を調整する機能がなく、各部署における購入・寄贈資料をそのまま受け入れてきた経緯がある。学内の複数部署で高額な資料を重複して購入したり、学外の諸機関から寄贈される紀要類が複数部署で受け入れられ、時には重複して製本していたりするケースもある。このような重複資料の存在は単に受入処理の手間の問題だけではなく、書架スペースや製本費の有効活用の面できわめて問題が多い。

大学図書館の図書費については、全学の 6%程度であり、十分な学生用図書を構築することは難しい。また、洋書については大学図書館の全蔵書のうち約 1 割程度であり、大学図書館の蔵書構成としては和書に偏った構成となっている。

2001 年度に大学図書館が実施した学生を対象とした利用者アンケートにおいて、資料に関しての不満として資料が少ないとする回答が最も多く、また、資料が多数の施設に分散しているために利用しづらく不便であるとの回答も多かった。

【改善方策】 分散システム方式の中では、図書館、学部学科図書館（室）、各研究室等がそれぞれ独自の理念・目的に応じた教育・研究・学習支援の資料の収集をすることが原則となっている。一方、収集には教員・研究者・学生利用者からの要求、多様な利用者とのコミュニケーション、カリキュラムとの一体化等の意見調整や反映が必要である。これを可能とする全学的視野の下での選書基準を整備し、限られた図書費の中で効率のよい収集機能を備えることが理想的であり、そのためには学内における相互協力体制、調整機関が必要となる。大学図書館は本来ならば、この調整機能をもつ機関としての役割を担う必要があるが、必ずしも十分にその機能を果たしてきたとはいえない。また、これまでの分散体制を一挙に集中方式に変革することは現実的ではなく、分散体制にはこれまで存続してきただけのメリットもある。大学図書館では後述する新館構想の中で、「調整された分散主義」を掲げており、調整機関として具体的な提案を全学に対して示していかなければならない。

調整機能としてまず書店発注システムの導入が考えられる。先に述べたように、本学では各部署ごとに選書、発注が行われており、その結果多数の重複図書・雑誌の受入となつて、それが書庫スペースの狭隘化という別の問題にも繋がっている。このような問題を改善する方策として、書店発注システムの導入が考えられる。この書店発注システムを導入し、現在個々に行われている発注処理を大学図書館が一括して行うことで、発注処理を迅

速化するとともに、重複発注のチェックが可能となる。選書機能はこれまでどおり各部署に残しながら、発注処理については一括処理するという、選書と発注の分担体制である。当面は専従の司書のいない文学部および付置機関における発注処理を大学図書館が請け負うことが、課題となるだろう。現在大学図書館ではこの書店発注システムの導入に向けて検討中である。

重複資料の問題を改善することを目的として、まず 2002 年度には法経図書センターとの間で重複している寄贈雑誌を見直し、かなりの量の重複雑誌を廃棄した。その後学内全体の重複雑誌を見直し、分担収集を推進するために「全学雑誌保存に関するプロジェクト」を立ち上げ、大学図書館と重複する雑誌を多数所蔵している文学部各研究室との間で、重複雑誌の見直し作業に入っている。具体的な成果を上げるまでには至っていないが、このプロジェクトの活動を通して、少しずつながら分担収集・分担保存を学内に推進していく計画である。一方学外に対しては、2004 年度には山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム（青山学院、国学院、東洋、法政、明治、明治学院、立教、学習院の 8 大学による図書館コンソーシアム）の逐次刊行物の分担収集・保存ワーキンググループにおいて、紀要の分担収集・保存事業に参加した。

A群 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

【現状の説明】 大学図書館の施設は 1964 年の竣工後すでに 40 年以上が経過した。当初 3,160 m²の規模であった図書館は、その後の蔵書数や学生数の増加等に対応することが難しくなり、1993 年の法経図書センターの新設によってできた跡施設に、大学図書館事務機能の一部が移転することで、延床面積が 4,880 m²にまで拡張することができた。しかし、過去 2 度の改修工事にもかかわらず、施設としての老朽化は進み、増え続ける蔵書を収蔵するための書庫スペースの不足、閲覧座席数の不足、事務機能の分断による業務遂行上の諸問題、あるいは新たなサービス機能を盛り込むためのスペース不足など、現施設の絶対的な不足状況が顕著になり、新たな図書館建設の必要性が具体的な課題として課せられるようになった。

書庫スペースについては、現図書館の建設当時には約 30 万冊の収容能力をもっていた。1993 年の図書館施設の拡充の結果、書庫スペースはさらに約 50 万冊にまで拡張された。しかし、年々増加する蔵書数は 2006 年度末で約 43 万冊となり、さらに学内他機関の蔵書を一部保管しているため、すでに余裕スペースはない状態である。一方学内の各図書施設における書庫スペースについても、ほぼ同様の状況となっている。

図書館の備品・機器としては、OPAC 検索性 PC を本館 1 階および 2 階に計 12 台を設置している。また、インターネット上での情報検索および CD/DVD-ROM 検索性 PC をレファレンスカウンター付近に 4 台設置し、利用者の情報探索のためのツールとして提供している。また、図書自動貸出機 2 台を 1 階メインカウンター周辺に設置している。図書自動貸出機はだれでも簡単に操作できるため、カウンターの混雑時およびプライバシーを重視する利

用者には重宝なツールとして利用されている。さらに図書の無断持ち出しを防止するために、図書館退館システムを導入するとともに、2005年度には図書館内のセキュリティを高めるために図書館入館システムを導入した。入館システムの導入により、これまで見過ごされてきた利用資格のない入館者をチェックすることができ、館内のセキュリティが向上し、利用者が安心して図書館を利用できる環境が整備できた。

【点検・評価】 大学図書館の施設・設備を見直すことを目的として、2001年利用者アンケートを実施したが、施設・設備に関する不満として、「座席数が少ない」がもっとも多く、その他「休憩・飲食ができる場所が少ない」、「集中できる閲覧机が少ない」、「開架図書が少ない」といった回答が多数寄せられた。これらの施設はどこかを拡張すれば、どこかを縮小せざるをえないといった関係にあり、いわば施設全体が絶対的に不足している状況といえる。

また、1993年の図書館施設の拡張によって、事務スペースがパブリックサービスを担当する運用課と、整理業務ならびに庶務を担当する整理課・総務課とが別々の施設に分断され、これにより業務の非効率化やコミュニケーションの不足など、業務遂行上さまざまな問題が生じることになった。

書庫については、学内の各部署における書庫の現状を調査することを目的として、2004年9月「今後の資料保管に関する調査協力のお願い」と題して書庫に関するアンケートを実施した。調査の結果、各部署間で多少の誤差はあるものの、総じて各部署とも書庫が狭隘化し、今後の蔵書の増加に対して問題を抱えていることが判明した。各部署における収容力と蔵書冊数および増加見込冊数から計算される今後の収容余力年数は、平均すると約4年という数字が出ている。部署によっては資料を書架に配架できずにいる部署もある。このように書庫の狭隘化は大学図書館のみならず、大学全体の課題ともいえる。書庫の狭隘化に対して、これまでのように各部署ごとに書庫スペースを増やしていくことは、財政面や管理運用上の面で得策とはいえない。全学共通の書庫を早急に設置し、全学の蔵書を集中的に管理するシステムを策定する必要がある。

【改善方策】 現図書館の老朽化と狭隘化という大きな問題を改善するためには、改修や増築では根本的な解決策にはならず、新たな図書館の建設こそが待たれるところである。そこで新図書館建設に関する調査活動ならびに、学内にいる学術資料・文書等の管理のあり方を見直すことを目的として、法人に対して2003年度の新規重点施策（戦略枠）事業として申請し、承認された。2003～2004年度の2カ年にわたる同事業による調査活動の結果を「大学図書館新館構想に伴う研究・調査（最終報告）」にまとめ、学内に公開した。その後大学内の諸施設の見直しを目的としたキャンパスプランの検討が学長より諮問され、これに対して図書館からも新図書館建設についての要望を「大学図書館新館建築構想」として提出した。

このような図書館からの新館構想案によって、大学内の書庫不足の状況をはじめ、これまでの分散体制維持の是非など、これからの大学図書館のあるべき方向性を大学全体で検

討する必要性が認識されるようになった。このような認識にもとづき 2005 年 10 月には学長提案により、学内の各部署の代表からなる「図書館構想検討グループ」が立ち上げられ、同年度末までに都合 5 回の会合を開催した。ここでの検討の結果は、2006 年 4 月に「図書館構想検討グループ答申」として、学長宛に答申された。

また、書庫の絶対的な不足状況を改善するには、基本的には上記の新図書館の建築を待つことになるが、その際の書庫については新規重点施策（戦略枠）事業の調査報告書である「大学図書館新館構想に伴う研究・調査（最終報告）」に、すでに自動化書庫の設置案が提案されている。全学の蔵書を将来的に集中管理するには膨大な書庫スペースを必要とする。学内の各部署で収容しきれなくなった蔵書のほかに、今後増加し続ける蔵書を収容するためにはおよそ 100 万冊以上の規模の書庫を想定しなければならない。このような膨大な資料を収容しながら、建築コストを抑制し、限られた書庫スペースへの効率的な収容ならびにスムーズな出納を実現するには、自動化書庫の設置がもっともふさわしいとの結論に達した。新図書館の建設と自動化書庫の設置は、現在の大学図書館のかかえる問題を根本的に改善するための方策として、実現が待たれるところである。

A 群 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

【現状の説明】

《座席数》

現図書館新築時の閲覧座席数は 367 席であった。その後学部学生数では約 2 倍、大学院学生数では約 5 倍に増加、さらに入館者数では約 30 倍の増加を示しているにもかかわらず、座席数は現在 468 席で、当時から 100 席程度の増加に止まっている。これは 2006 年度の学部学生・大学院生 1 人あたり 5.5%になる。一方全学の図書施設における座席数総数では 1,458 席で、同 1 人あたり 16.6%となり、「大学図書館施設計画要項」の基準（学部学生総数の 20%、大学院学生総数の 30%）には満たないものの、「私立大学図書館要項」の基準（学部学生総数の 10%）ではほぼ満足のいくものといえよう。

《開館日・開館時間》

休館日は、日曜日、休・祝日、開学記念日、開院記念日、春期・冬期休業中の一定期間、および館長が特に必要と認めた日である。2006 年度の開館日は 272 日であるが、開館時間については以下のとおりである。

	平 日	土 曜 日
開講日	8：50～20：00	8：50～18：00
試験期(7, 1月)	8：50～21：00	8：50～18：00
休講日	8：50～16：30	8：50～12：00

開館日はここ数年 269～273 日と安定しており、蔵書点検作業日を除いてできるかぎり開館に努めている。詳細は後述するが 2006 年度には祝日補講日となった 7 月 17 日を開館とした。

《図書館ネットワークの整備》

図書館ネットワークは、事務系システム、教育研究システムとは別に構築されている。図書館の管理する設備は大学図書館をはじめ、法経図書センター、理学部図書室ならびに女子大学図書館で利用できるように整備している。図書館システムはリコーの Limedio を利用し、業務の運用ならびに各種サービスを提供している。図書館が管理している各システムは以下のとおりである。

① クライアント・システム

業務用クライアント・システムは、大学図書館（36 台）、法経図書センター（17 台）、理学部図書室（4 台）、女子大学図書館（10 台）に合計 67 台を設置している。使用機種はデスクトップ型で、OS 環境は Windows XP である。職員がどのクライアントからでも業務を行えるような環境を提供している。

OPAC 端末は大学図書館（12 台）、法経図書センター（7 台）、理学部図書室（2 台）、女子大学図書館（9 台）に合計 30 台を設置している。OS の環境は Windows XP Embedded である。ターミナルサーバを利用した一括集中管理により、メンテナンスの軽減を実現している。

② 図書館サーバ・システム

図書館サーバ・システムは業務 DB サーバ、OPAC サーバ、分館サーバ、AP サーバを配し、クライアントサーバ型のシステムにより各クライアントからの要求を処理している。

③ その他サーバ・システム

ドメインコントローラー、ファイルサーバ、ファイアウォールサーバ、リモートアクセスサーバ、ターミナルサーバを配し、PC 管理及びネットワーク管理を行っている。

④ プライベートネットワーク装置

プライベートネットワーク装置（以下 VPN 装置）は大学計算機センター（1 台）、大学図書館（3 台）、東 1 号館事務室（1 台）、法経図書センター（2 台）、理学部図書室（2 台）、女子大学図書館（2 台）、男子部図書室（1 台）、女子部図書室（2 台）に合計 14 台を設置している。図書館サーバ及び利用者データを扱う業務用クライアントを VPN 装置内に構築している。

⑤ 電子図書館サーバ・システム

電子図書館サーバ・システムは、電子図書館サーバを配し、デジタルコンテンツとして貴重書の画像データ、学術論文の全文データ、古書目録のデータ等を作成し、これらのデータを学内外に発信するサービスを提供している。

⑥ WWW サーバ・システム

大学計算機センターの WWW サーバに図書館ホームページ用サーバを設置し運用を行っている。

⑦ CD/DVD 検索サーバ・システム

○検索専用クライアント・システム

検索専用クライアント・システムとして大学図書館に 4 台を設置している。OS 環境は Windows XP である。クライアント PC に個別に設定を行うことで利用が可能になる。

○CD/DVD 検索サーバ・システム

CD/DVD サーバ・システムは、CD/DVD サーバ、タワー、内蔵ハードディスクを配し、学内からのアクセスに対して処理を行っている。

⑧ 商用データベース

学内の LAN 環境にある PC からの利用を可能にしている。また、大学計算機センター管理のルータの経路設定により、キャンパス単位のアクセス制御を行っているデータベースもある。その場合、利用者が個別設定を行い利用を可能にしている。

《利用者教育》

日常的に文献探索やデータベース検索、資料の利用方法を指導するほか、1998 年日本図書館協会刊行の『図書館利用教育ガイドライン—大学図書館版』に掲載された「方法」を基準に、年々段階的に利用者教育を推し進め、2006 年度は別表「利用者教育統計」のとおり利用者教育を実施した。文献探索ガイダンス（ゼミ対象ガイダンス）は、教育効果が高いという判断のもとに 2002 年度より開始し、新任教員に対しても本学での教育・研究に役立つようにという配慮から、2003 年度より大学院生オリエンテーションに組み込んで行っている。

【点検・評価】

《座席数》

座席数については、各種基準値をクリアできる数を数値的には確保しているが、学部学科等によっては、利用できる時間や日数の面で常時使用できる環境にはない場合もある。また、学生利用者が常時頻繁に使用する大学図書館の座席数としては、5.5%は少ないといえる。先に述べた利用者アンケートにおいて、もっとも不足している施設・設備として閲覧座席数が上げられている。事実試験期を中心として、座席数の不足を訴える学生が見られるのも事実である。また座席の形態も従来から使用しているものが多く、最近の学生の体型に相応しくないものもあり、使い勝手の面での苦情も多い。

《開館日・開館時間》

開館時間については、上述の利用者アンケートや学生部が毎年調査している「学生生活アンケート」にも図書館の開館時間延長、休日開館の要望が寄せられている。大学図書館では、1995 年度に公的人材センターからの派遣により、18 時 30 分までであった開館時間を 20 時まで延長した。さらに 2005 年度からは試験期の 7、1 月の平日を 21 時まで開館し

て学生の要望に応じている。また、2006年度から閲覧業務を一部委託化したことにより、開館時間内は常時特定の人材を閲覧カウンターに配置することになり、サービスの安定化に繋がっている。休日開館については、2006年7月17日（海の日祝日）補講日について、学期末試験前日であることも考慮に置いて、16時30分まで開館したところ750名もの入館者があった。

2005年度の入館者数が減少したのは、入館システム導入により実数に近い計測が可能になったためである。入館者数・館外貸出冊数が横ばいあるいは減少傾向にあるのは、図書館システム導入で所蔵資料検索がOPACで可能になり、図書館へ来館する必要がなくなったことや、インターネット利用等、情報取得方法が多様化したことなどが原因として考えられる。

《図書館ネットワークの整備》

図書館ネットワークは、図書業務の処理ならびに、図書館の各種サービス（OPAC、電子図書館、商用データベース等）を利用するために構築している。図書館が提供するサービスは、インターネットの大学図書館ホームページを窓口にして、24時間利用できる環境になっている。図書館システムのクライアント管理については、2005年度に図書館ネットワークを見直し、2006年4月から学内の複数の図書機関に対して、ひとつのネットワークを構築し、一括集中管理が可能な体制を整備している。一方で、図書館システム、電子図書館システムのサーバ管理、CD/DVD-ROM検索システムは、現行のクライアントサーバ型システムでは、その設計思想から一括集中管理を行うことが難しく、今後、少人数による効率的な運用を行うためにはWeb型システムを導入する等の検討が必要となってくる。商用データベースについては、ルータの経路設定によるキャンパス単位のアクセス制御を実現している場合、利用者自身がクライアントPCに設定を行う必要があるため、ルータによる一括集中管理が実現できれば、利用環境は改善されると考えられる。

《利用者教育》

利用者教育は利用者、特に学生の教育・研究を支援するものと位置づけており、現在実施している利用者教育はここ数年定着してきている。電子メディアの普及により文献を探すツールは利便性が高くなったものの、依然として紙媒体資料も有効なツールである。このように多様化したツールの有効利用、図書館の利用法や文献の探し方を教育していくことは、大学図書館の使命として捉えられる。また、「学習院新長期計画」の基本理念・重点目標に掲げられた「教育・研究の質の向上と高度化」「情報化教育」の一端を担っていると考えてよい。利用者教育の実績は、別表「利用者教育統計」のとおりである。文献探索ガイダンス（ゼミ対象ガイダンス）については、利用者教育として有効性が大変高いと評価できるものの、スタッフ不足のため拡充、展開ができない状況にあること、教員や授業との連携を一層強くする必要のあることが問題点として挙げられる。OPACセミナーについては、学生生活の早い段階での必要性を重視して実施しているが、参加者が少ないのが実情である。このため情報リテラシー教育のひとつとして、「初等情報処理」授業への組

み込みを計画したが、授業運営に係わっている計算機センターからの了解を得られず、授業プログラムへの図書館側からのアプローチはなかなか困難であることを認識せざるをえない状況である。しかし、「初等情報処理」授業における『OPAC利用マニュアル』の配布を計算機センターに依頼ができたのは一歩前進といえる。

<2006 年度利用者教育統計>

利用者教育タイトル		対象者	回数	参加者数
新入生オリエンテーション		学部新入生	6	1,746
図書館利用ガイダンス	大学院生・新任教員オリエンテーション	院生・新任教員	3	39
	館内ツアー	不特定	5	95
	卒論作成のための図書館活用セミナー	不特定	1	24
	小計		9	158
講習会（データベース等検索）	OPAC セミナー	不特定	5	68
	レポート・卒論に役立つ！情報検索セミナー	不特定	1	6
	小計		6	74
文献探索ガイダンス	ゼミ対象ガイダンス 史学科	ゼミ所属学生	1	23
	英米文学科	ゼミ所属学生	1	13
	ドイツ文学科	ゼミ所属学生	3	50
	総合基礎科目	ゼミ所属学生	1	15
	小計		6	101
大学図書館セミナー	資料補修の考え方と実習	不特定	1	31
	合計		28	2,110

【改善方策】

《座席数》

座席数の拡充は図書館の他の施設とのバランスを考慮すると、難しいのが現状ではある。したがって、前述の新図書館の建設の動向に大きく依存している。一方古い形状の座席については、その一部を 2003～2004 年度にかけて買い替えた。

《開館日・開館時間》

「学生生活アンケート」にあった休日開館要望のうち、まず試験期の休日開館について検討を始め、その結果 2007 年度には試行として休日開館することに決定した。図書館は学生の居場所のひとつとして必要不可欠な施設である。そのためにはまず開館していること、居心地の良い環境・サービスの提供を目指さねばならない。

《図書館ネットワークの整備》

本学の図書館ネットワークは、クライアント管理において一括集中管理が整備されているが、サーバ管理においては少人数による効果的、効率的な運用を実現する上で様々な課題がある。また、一括集中管理が実現しているクライアント管理についても、事務系システムとは独立して運用管理を行っているので、事務処理遂行上、煩雑な処理が求められている。本院においては、事務系システム、教育研究システム及びネットワーク、図書館システムの各運用管理はそれぞれの組織で行われているが、相互に組織的な連携体制がないため、ネットワークを利用した事務処理、利用者へのサービス、そしてネットワークの拡充に至るまで複雑な調整が求められる。この3つに分けられた運用管理体制を一元的、もしくは相互に連携体制を築くことで基盤強化することが図書館ネットワーク整備には不可欠であると考ええる。

《利用者教育》

学生の教育・研究の質を向上させるために、利用者教育は有効性が高いという認識により定着し、浸透させていくことが重要である。そのためには、利用者教育のさらなる拡充すなわち質・量および参加者数の増加を図らなければならない。「利用者教育統計」の結果や受講者の反応、そして実施時のアンケート結果に基づき、利用者の興味や関心を惹き、時代の変化に即した方法や広報の検討、適正な実施時期の判断、スタッフの育成、教員や授業への働きかけの強化などが必要となる。

A群 図書館の地域への開放の状況

【現状の説明】 現在大学図書館では、公共図書館を通じて紹介があれば、学外の利用者が図書館所蔵資料を閲覧することは可能であるが、無条件での地域への開放は実施していない。唯一豊島区立中央図書館と1995年11月に「覚書」を取り交わし、これに基づき1996年4月に「要綱」を定め、豊島区在住者の研究のための利用を可能としている。しかし、この覚書・要綱に基づく利用者は皆無に等しく、大学図書館のオープンな利用について、近隣住民から時折問い合わせがあるというのが現状である。

【点検・評価】 地域社会への貢献という役割が求められる時代ではあるが、大学図書館の本来の役割である教育・研究の支援の充実が最も優先されるべきとの認識に立ち、オープンな地域開放については未だ提言されていない。

【改善方策】 地域への開放には、「開放」と「セキュリティ対策」という背反する問題がある。これを踏まえ、時代が求めるものに対して大学と一体になってどう取り組んでいくのか方向性を示す必要がある。

(学術情報へのアクセス)

B群 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状の説明】

《学術情報の処理・提供システムの整備状況》

学術情報の処理・提供のうち、自館所蔵資料については、リコー図書館システム Limedio で所蔵資料の登録、OPAC 検索、貸出等閲覧処理を行っている。その他各種データベースについては以下のサービスを提供している。

① 蔵書目録データベース

2006 年度は図書館システムを導入して 18 年、リコー図書館システム Limedio を使用して 7 年目となる。当該年度の図書・雑誌についてはすべてをデータベース化している。1949 年以降に受け入れた図書についてはデータの遡及登録が完了している。これにより大学所蔵の 1949 年以降に受け入れた図書については、図書館ホームページの OPAC で 24 時間検索可能となっている。雑誌についても、全学の雑誌の所蔵状況を、最新号を含めて OPAC で検索することが可能である。

なお、1948 年以前に受け入れた資料は OPAC での検索ができないため、1929 年に冊子体として刊行された『学習院図書館和漢図書目録』を PDF 形式でデジタル化し、ホームページ上で公開している。

② 商用データベース

全学部共通で利用可能な商用データベースについて、10 タイトルを学内ネットワークで、2 タイトルを代行検索で提供し利用に供している。ネットワーク利用のタイトルは以下のとおりである。

国立情報学研究所学術コンテンツ・ポータル GeNii、FirstSearch (OCLC)、ネットで百科 for Library、大宅壮一雑誌記事検索、WEB MAGAZINEPLUS、聞蔵Ⅱ（朝日新聞）、ヨミダス文書館（読売新聞）、日経テレコン 21、毎日 News パック、JSTOR

③ CD/DVD-ROM データベース

以下の 9 タイトルを CD/DVD-ROM 検索サーバからネットワークを経由して、大学図書館内の専用 PC での利用を可能にしている。

朝日戦後見出しデータベース、Dissertation Abstracts、国華 DVD-ROM 版、国立国会図書館雑誌記事索引、国立国会図書館蔵書目録、明治・大正・昭和の読売新聞、大宅壮一文庫雑誌記事索引、新編国歌大観、朝日新聞戦前紙面データベース

④ 電子図書館

電子図書館システム (iLisSurf) を導入し、一次情報検索と統合情報検索を運用している。一次情報検索では、従来の書誌検索＋表紙・本文の閲覧が可能であり、高精細画像配信システム MrSID Image Server との連携によって貴重書類の高精細画像の配信も行っている。統合情報検索では、一次情報検索・本学図書館 OPAC・山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムの 7 館・f-Campus 図書館の 2 館・四大学図書館の 3 館・国立情報学研究所 NACSIS Webcat の横断検索が可能である。

《国内外の他大学との協力の状況》

国内外の他大学との協定については、以下のとおり協定校および協定校外、ILL による

相互協力が行われている。

① 協定校

○山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

青山学院・国学院・東洋・法政・明治・明治学院・立教・学習院の8大学図書館による山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムの協定により、身分証のみでの利用、図書の貸出、逐次刊行物（紀要）の分担保存、職員研修を行い、相互協力を進めている。

○四大学図書館

成蹊・成城・武蔵・学習院の4大学図書館協定により身分証のみでの利用、図書の貸出を行っている。

○f-Campus（五大学単位互換制度）図書館

日本女子・早稲田・学習院女子・立教・学習院の単位互換制度（f-Campus）履修者は学生証により館内閲覧が可能である。

○学習院大学図書館・学習院女子大学図書館間の相互貸借

大学図書館（豊島区目白）と女子大学図書館（新宿区戸山）間では宅配便を利用した図書の取り寄せサービスを行っている。

② その他

上記以外の大学図書館間では、参考調査（所蔵・文献調査）、紹介状による閲覧により学外資料の利用を可能にしている。

③ ILL

○国内

1996年10月に参加したNACSIS-ILLを利用して、オンラインでの大学図書館間の文献複写・相互貸借を行っている。2005年11月よりNACSIS-ILLの「文献複写等料金相殺サービス」に参加し、支払い処理が簡便化されている。NACSIS-ILLを利用できない依頼・受付は従前どおり郵送、FAXにて行い、郵便振替、銀行振込、切手等による利用者負担で支払いを行っている。

○海外

British Library Document Supply Centre への依頼はNACSIS-ILLを利用している。そのほか、ドイツへは主にWeb上のシステムSUBITO、そのほかのヨーロッパの国立図書館、大学図書館、北米の大学図書館へはE-mailまたはWeb上で依頼をしている。費用の支払いは、利用者負担で預託金口座からの引き落とし、利用者のクレジットカード、銀行送金、IFLA Voucher等による。一方、海外からの依頼件数は極めて少なくなっている。

【点検・評価】

≪学術情報の処理・提供システムの整備状況≫

本学はNACSIS-CATに参加し、データベース構築を実現している。2006年度の図書登録

実績は以下のとおりである。NC には 10%にあたる 2,443 件の新規書誌データを作成しており、全国書誌である NACSIS-CAT 構築に貢献しているといえる。

<2006 年度図書書誌データ作成内訳>

	NC ヒット	NC 新規	ローカルヒット	ローカル新規	合 計
和 書	13,006	675	1,444	644	15,769
洋 書	6,357	1,768	153	1,114	9,392
合 計	19,363	2,443	1,597	1,758	25,161
比 率	77%	10%	6%	7%	

商用データベースについては、毎年度予算の増額や他部署との連携を図ることで、ネットワーク利用を前提とした商用データベースを拡充させ、利用者の多様なニーズに対応する努力をしている。これは、「学習院新長期計画」の基本理念・重点目標とも連動する結果となっている。2003 年度に電子ジャーナルや商用データベースの導入に係わる交渉方法の効率化や、負担軽減を目的に設立された「私立大学図書館コンソーシアム」(PULC)への参加により、大学図書館界の動向を把握することが可能となり、さらに 2006 年度には既に契約している 2 つのデータベースについて、コンソーシアム契約を成立させ、また、文部科学省の補助金の申請も行うことで、経費の軽減を図ることができた。2006 年度より作成している「オンラインデータベース利用統計」は、利用状況の把握・評価・予算要求の参考資料となっている。

ただし、学内の各部署が独自で契約するデータベースも多く、タイトルや利用条件等を把握しにくい環境にあり、アクセスの窓口も一元化されていないため、利便性に欠けているが、2007 年度にアクセスの窓口の一本化が実現する予定である。

CD/DVD-ROM データベースでは、2005 年 4 月に、文学部日本語日本文学科所蔵の「明治・大正・昭和の読売新聞」をネットワークで利用したのをきっかけに、2007 年 3 月には「新編国歌大観」「朝日新聞戦前紙面データベース」を利用可能とすることで、利用環境の向上と資料の有効利用を実現させたと同時に、学内協力を一歩推し進めたといえる。しかし、この中には学内で重複しているタイトルもあり、購入時に上記のような対応が可能であれば、高額資料の重複購入を回避できたと思われる。

<2006 年度 CD/DVD-ROM データベース利用統計>

名 称	利用回数
朝日戦後見出しデータベース	93
Dissertation Abstracts	149
国華 DVD-ROM 版	576

国立国会図書館雑誌記事索引	176
国立国会図書館蔵書目録	98
明治・大正・昭和の読売新聞	327
大宅壮一文庫雑誌記事索引	59
総 計	1,478

《国内外の他大学との協力の状況》

山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、四大学、いずれの協定校についても協定による利用が定着しつつある。山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムでは、要望の多かった本学法経図書センターの利用が可能となった。また、学習院女子大学図書館との相互貸借（取り寄せ）サービスも定着したサービスとなっている。各大学図書館が予算上収集しきれない資料を協定によるサービスで補完できることや、利用者が本学の図書館と同様に利用できることは、教育・研究の向上に役立つ意義のあることといえる。

＜四大学協定校間館外貸出合計冊数統計＞

年 度	冊 数
2002 年度	615 冊
2003 年度	673 冊
2004 年度	800 冊
2005 年度	697 冊
2006 年度	557 冊

＜大学図書館・女子大学図書館相互貸借冊数＞

	大学所蔵資料→女子大学			女子大学所蔵資料→大学			合 計
	来館	宅配利用	計	来館	宅配利用	計	
2002 年度	1,129	836	1,965	719	1,858	2,577	4,542
2003 年度	802	807	1,609	1,389	1,741	3,130	4,739
2004 年度	1,099	638	1,737	1,313	1,742	3,055	4,792
2005 年度	1,022	521	1,543	1,482	1,597	3,079	4,622
2006 年度	1,044	570	1,614	1,532	1,482	3,014	4,628

利用者のニーズは学内所蔵資料だけでは充足できるわけではなく、研究成果を高めるためには、当然外部の図書館へ目を向けることになり、ILLはその重要な手段となっている。

国内では1996年10月に参加したNACSIS-ILLの利用で依頼・受付件数とも参加以前より増加し、相互協力は活発化している。「文献複写等料金相殺サービス」への参加が多く

の他大学図書館より遅れをとったため、一時は受付件数を減じ他大学図書館へのサービスを低下させたが、参加したことにより件数は再び増加し、サービスは復活したといえる。しかし、本学は資料が分散所蔵となっている上、利用条件が異なっているため、若干ではあるが提供の遅延や謝絶が多い傾向にある。

海外への依頼は利用者のニーズの高まりと依頼方法の簡便化、依頼先の対応の迅速化により増加傾向にあり、それに伴い年々依頼先の実績も増加している。しかし、その一方で依頼方法や支払方法が図書館によって異なるため、煩雑さが増すとともに、銀行送金の手数料が高額なため、利用者の負担が大きくなっている。

〈ILL 統計〉

文献複写	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
受付	802	1,105	1,596	2,026	1,935	1,991	2,187	2,156	1,978	1,225	1,242	1,699
海外	0	0	3	0	0	0	0	2	5	1	4	2
依頼	303	350	497	270	252	496	543	725	703	557	650	528
海外	4	16	52	23	31	50	25	73	63	50	48	50

相互貸借	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
受付	30	83	166	444	564	655	710	755	646	385	562	578
海外	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0
依頼	170	197	272	291	261	283	241	400	382	340	329	271
海外	5	6	20	20	11	21	26	64	16	9	17	18

*1996年10月(1996) - : NACSIS-ILL 参加開始

【改善方策】

〈学術情報の処理・提供システムの整備状況〉

蔵書目録データベースはすべて自館で構築している。質の保持は確保できているが、今後整理業務をスピードアップし、利用者サービスに貢献する方法としてアウトソーシングが検討課題となっている。しかし、本学の場合は、資料を所蔵する19部署でのユニーク処理(請求記号等)の標準化がアウトソーシング実現のための必要条件となる。OPACでは現在実施していない個人サービス(現在の借用状況把握等)の実現が課題となっている。

商用データベースについては、各部署の共同出資や大学全体枠での予算確保、補助金申請関連業務の省力化、一元管理を図るためには、予算要求から契約に至るまで、各部署間の調整が必要であり、大学図書館が主体となったプロジェクト等による検討が待たれる。また、IP認証接続・プロキシサーバの除外設定などの問題解決のために計算機センターとの連携を強化する必要もある。

CD/DVD-ROM の新規導入にあたっては、重複購入を避け、ネットワークで利用できるような学内調整を図ることや、版元の CD/DVD-ROM から商用データベースへの移行予定について情報を入手するなど考慮しなければならない。

《国内外の他大学との協力の状況》

利用者より「大学図書館・女子大学図書館間相互貸借」システムと同様に協定校間でも宅配便を使用した貸出・返却の要望が出てきている。利便性を考慮すれば適当な手段ではあるが、費用面の問題や本学単独で決定できない難しさがある。しかし、協定校全体の今後の課題として提言していくことが必要である。

ILL については、本学の利用者へのサービスを向上するために、来館せず随時どこからでも申込みができるように、OPAC 上からの申込みを可能にするシステムを導入する予定である。

文献複写・相互貸借を含む相互協力のスムーズな遂行には、学内各部署の利用条件の統一が必須である。さらに、海外 ILL については、依頼方法と支払いの煩雑さの解消と、利用者の手数料の負担軽減のために、NACSIS-ILL におけるグローバル ILL への参加、クレジットカードの利用を具体化することが求められている。

(2) 法学部・経済学部図書センター

【目標】 法学部・経済学部図書センター（以下「法経図書センター」という）は、法学部（法学研究科、政治学研究科を含む）、経済学部（経済学研究科、経営学研究科を含む）、法務研究科の専攻に係わる専門的教育・研究に必要な資料の収集と提供を目的とする。また、多様化するメディアに対応した機器の整備と、学部（以下、法学部、経済学部、法務研究科をさす）の専門性を活かした利用ガイダンスや文献探索指導などを実施し、学生の情報リテラシー能力の向上と自学自習の支援を目指す。

(図書、図書館の整備)

法経図書センターの管理運営は、法学部、経済学部、法務研究科の専任教員から選出された図書委員からなる法経図書センター管理・運営委員会および各々の教授会で行っている。図書予算は主として学部の専任教員用として配分され、選書も教員の研究用図書、学生の学習用図書ともに各専任教員を中心に行っている。高額な図書、学術雑誌バックナンバーやマイクロ資料などは、各学部の科会、教授会の決裁を経て高額図書費あるいは補助金の申請により計画的に購入している。学生の学習用図書については、法経図書センターの選書委員も入門書、概説書や担当の教員がいない分野などの選書を行っている。また、「シラバス」に掲載された学部の参考図書は開架図書としてすべて購入しているほか、学生の購入希望も受け付けている（法学部、経済学部、法務研究科所属に限る）。

本学の図書館は分散体制をとっており、図書予算管理、図書の発注・受入は法経図書セ

ンターで行っている。図書の登録整理業務は大学図書館が全学の一括管理を行っているが、和図書の整理業務（開架図書の書誌・所蔵登録作業等を除く）は法経図書センターで行い、教員、学生への迅速な図書の提供にも対応している。

利用対象者は、全学の学部学生、大学院学生、教職員、卒業生、単位互換交流学生や協定校学生、生涯学習センター受講生等多岐にわたっている。学部図書館ではあるが所蔵資料および館内設備の利用を全学の学生、教職員に平等に提供している。

A群 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

【現状の説明】 受入した図書資料は、教員の研究用図書、学術雑誌として3・4階の書庫に約47万冊、学習用図書、開架雑誌、授業に必要な「指定図書」などが6階開架図書コーナーに約7万冊配架されている。学術雑誌は和洋あわせて約2,500タイトル、電子ジャーナルは約290タイトルあり、学部図書館としては充実したタイトル数を誇る。国内外の商用データベース契約を行っており、「日経 NEEDS-FinancialQUEST」「eol ESPer(有価証券報告書全文検索)」「EBSCOhost Business Source Elite/EconLit」「Westlaw International.com Academic Plan」「日経 BP 記事検索サービス」「JSTOR」「Emerald」の他、法学部が契約する「Lexis Nexis」「D1-Law.com」なども含め学内LANから自由にアクセスできる環境となっている。

図書予算決算額（2004～2006年度）と比率（単位＝千円）

	2004年度	2005年度	2006年度
学習院大学(大学図書館他)	38,236	36,860	38,618
文学部	111,853	107,872	107,556
理学部	71,841	72,994	74,944
附属研究所	5,400	5,398	5,399
法経図書センター	195,081	224,932	244,502
合計	422,411	448,056	471,019
法経比率	46.2%	50.2%	51.9%

2006年度の受入冊数・蔵書冊数と比率（単位＝冊）

	受入冊数	蔵書冊数		
		総計	和書(図書+雑誌)	洋書(図書+雑誌)
全学	41,008	1,515,614	935,284	580,330
法経図書	17,320	537,168	290,844	246,324
比率	42.2%	35.4%	31.1%	42.4%

2006年度の視聴覚資料、電子出版物のタイトル数

視聴覚資料							電子出版物			計
マイクロ フィルム	マイクロ フィッシュ	カセット テープ	ビデオ テープ	CD	LD	DVD	CD- ROM	FD	他	
366	135	133	502	113	14	87	757	28	14	2,149

【点検・評価】 1993年の移転から13年間の平均増加冊数は約1.6万冊で、2006年度末では約54万冊の蔵書冊数となった。これは中規模大学の図書館に匹敵し、学部図書館の規模としては他に類がないほどに充実している。専任教員による選書、計画的な図書館資料の収集、教員の授業の実施に必要な指定図書配架など、学部図書館の特性を活かした研究支援、学習支援の環境が整っている。

【改善方策】 学部によって図書予算額に差があるため、研究用図書や学生の学習用図書の購入に影響が出ており、蔵書構成にアンバランスが生じている。不足する分野は大学図書館、他の学部図書室などによる学内の相互利用の推進を考える必要がある。商用データベースは予算額に占める割合や利用頻度がますます高くなっている。一方では全学的に使える商用データベースのコンテンツが増えているため、図書予算の効率的使用を図り、今後は契約に際して大学全体であたるなどスケールメリットを活かした方策を考える必要がある。大学図書館と共同作業を行っている「全学雑誌保存に関するプロジェクト」による重複雑誌の見直しは、図書予算の効率的な使用と書庫スペースの確保のために必要である。書庫の狭隘化を解決するためには自動化書庫の設置も必要だが、図書予算の効率的な使用や利用面に関する全学的な改善策の提示が必要である。

A群 図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性

【現状の説明】

法経図書センター規模一覧表

階	室名	面積(m ²)	閲覧席数	収容冊数	面積小計(m ²)
3F	書庫	1,079.9	18	223,000	
	貴重書室	32.4			
	その他	248.41			1,360.71
4F	書庫	1,045.5	18	308,000	
	マイクロ資料コーナー	64.8			
	その他	250.31			1,358.72
5F	メインホール	171			
	メインカウンター	31.5			
	参考図書・新聞コーナー	162	26	11,000	

	資料検索コーナー	97.2			
	AVコーナー	64.8	12		
	AV準備室	32.4			
	新刊雑誌コーナー	216	20		
	コピーコーナー	36			
	事務室	210.6			
	その他	321.96			1,343.46
6F	開架閲覧席	677.7	112	72,000	
	開架雑誌コーナー	51.8	20		
	コピーコーナー	15.8			
	閲覧ラウンジ	36	10		
	その他	377.22			1,158.52
7F	閲覧席	299.7	108		
	閲覧室	97.2	44		
	グループ学習室2室	49.6	18		
	閲覧ラウンジ	36			
	図書演習室(経済学部)	64.8	36		
	図書演習室(法学部)	64.8	36		
	会議室	56.7	30		
	スタッフルーム	64.8			
	その他	404.23			1,137.83
	合計	6,361.23	508	614,000	

工期：1991/10/28～1993/3/31 設計管理：菊竹清訓設計事務所 施工：鹿島建設（株）

《図書館施設の規模》

法経図書センターは、新法経教育・研究棟（東2号館）の完成にあわせて新しい時代の情報サービスに応えられるように拡大し、1993年9月20日にオープンした。それまでは東1号館にあり、法学部・経済学部図書室（法経図書室）と称していたが、移転の際に名称を法学部・経済学部図書センター（法経図書センター）と改めた。東2号館の3～7階までを占め、床面積約6,300㎡、収容可能冊数は約61万冊である。主なスペースの面積と座席数は「法経図書センター規模一覧表」のとおりである。法経図書センターは中央階の5階が入口となり、6階が約7万冊収容の開架フロア、7階はグループ学習室や演習室もある閲覧フロア、3階と4階が書庫という構成である。5階のエントランスホールは、7階までの吹き抜けでトップライトからの採光と青空が楽しめる印象的なスペースとなっている。5階には約1万冊収容の参考図書コーナー、新聞閲覧コーナー、資料検索コーナー、

AV コーナー、新刊雑誌コーナー、事務室がある。

《機器・備品の整備状況》

法経図書センターが管理する PC として OPAC 検索用 PC を 3～6 階に計 8 台、データベース・CD-ROM 検索専用 PC を 5 階に 4 台設置している。この他に大学計算機センターが管理する学生の学習用 PC が 3～7 階に合計 37 台設置されている。AV コーナーには VHS ビデオ視聴ブース 7 台とビデオ/DVD 視聴ブース 5 台、および LD も 12 台設置しており、利用者持ち込み資料の視聴も可能である。また法経図書センターはマイクロ資料を多く所蔵しており、資料の利用はマイクロフィルムリーダープリンター（1 台）で対応している。そのほか、セキュリティー対策のため 5 階出入口に入・退館システム装置を設置し、利用者のプライバシー保護と貸出処理のスピードアップを図るため 6 階開架フロアには ABC（図書自動貸出機）を 1 台設置している。

【点検・評価】

《図書館施設の規模》

築 13 年経過した建物ではあるがメンテナンス効果によって施設環境としては優れた状況にある。5～7 階は明るく開放的で開架フロアも利用しやすい環境となっている。書庫スペースは収容力を重視してその殆どを電動集密書架とした。4 階が和図書で約 31 万冊収容可能、3 階は洋図書で約 22 万冊収容可能で、製本雑誌も同じフロアに配架している。また資料の一部（約 3 万冊）を東 1 号館地下書庫に別置き、書庫スペースの効率化も図っている。利用者対応の窓口となる 5 階メインカウンターは事務室と隣接しており、スタッフのバックアップ体制を整えている。防災対策として「非常事態マニュアル」を整備し、法経図書センター（職員、一般アルバイト、業務委託）独自に避難誘導訓練を毎年実施している。

《機器・備品の整備状況》

学生の学習用 PC の利用は多く、大学計算機センターと協力し台数を増強、サービス拡充に努めている。データベース・CD-ROM 検索専用 PC については、近年 IP 制御による学内自由アクセスが主流となったため、専用 PC から汎用性の高い学生の学習用 PC への切り替えを進めている。PC 導入に際しては、2006 年度の機器更新時から大学計算機センターとの連携による一元化を図り、部署単独での納入・設定作業を減らすことでコストの削減や業務省力化を進めている。AV コーナーでは視聴メディアの多様化に合わせて随時リニューアルを行い、変化に対応したサービス提供に努めている。ただし、所蔵資料が授業関連のソフトに限定されていること、ビデオのメディアとしての価値低下、PC による DVD 視聴やネット映像の利用増加などにともない、AV コーナーの利用数は減少している。他館で所蔵していないマイクロ資料も多いため、マイクロフィルムリーダープリンターは学外者の利用も多く、例年一定量の利用がある。しかし機器の更新にかかる経費負担は大きく、重大な懸念となっている。

【改善方策】

《図書館施設の規模》

法経図書センターの課題は騒音対策である。床材、壁材、天井材などの一部に遮音効果のあるものが使われていないうえ、5～7階までの吹き抜けの構造が話し声や靴音を反響させている。会議室やグループ学習室も上部の通風孔から室内の音が外に漏れる状態である。遮音対策工事として5～7階までの階段、7階会議室・スタッフルームの個別工事を実施した。しかし抜本的な遮音対策工事は高額となるため、今後も利用面での工夫、指導により対応し時間をかけて課題を解決する必要がある。

《機器・備品の整備状況》

PCの納入・設定については2009年度の入替え時期までに、ほぼ全てのPCを大学計算機センター経由での納入・設定に一元化し一層の効率化を図る必要がある。ただし、古いOSやCD-ROM等特殊なPC環境を要する資料への対応は除く。AVコーナーは、メディアの変動や環境変化にともなう利用減少の状況を考えた場合、最大限にスリム化を図り、空いたスペースを使った新たなサービスの開発に取り組む時期が来ている。マイクロフィルムリーダープリンターは一定量の利用はあるが、機器の更新や管理負担の面を考慮した場合、単独部署での保有は効率的ではない。大学全体でマイクロ資料の保管・利用を検討し、コスト削減、管理体制向上による省力化を図る必要がある。

A群 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

【現状の説明】

《座席数》

利用者に提供している座席数は「法経図書センター規模一覧表」のとおりの内訳で、3～7階まで演習室・会議室を含めて508席である。3、4階書庫には1人用キャレル、6階開架フロアには開放的な雰囲気の大机や閲覧席、7階閲覧フロアにはグループ討議用の「グループ学習室」や静かに勉強したい利用者のための「自習室」を配置している。

《開館日・開館時間》

過去3年間の平均開館日数は276日である。2006年度には法務研究科の授業開講日に臨時開館も実施した。日曜、祝日、夏季休暇中の土曜日、年末年始、入学試験期間などは休館している。

	2004年度	2005年度	2006年度
開館日数	276日	274日	277日
入館者数	176,880人	174,355人	144,910人

2006年度の入館者数の減少は、入館システム導入により実数に近い計測が可能になった為

開館時間

	平 日	土 曜 日
通常期	8 : 50 ~ 20 : 00	8 : 50 ~ 20 : 00
試験期 (7月、1月)	8 : 50 ~ 21 : 00	8 : 50 ~ 20 : 00
4月第1週、大学祭期間	8 : 50 ~ 16 : 30	8 : 50 ~ 12 : 10

《図書館ネットワークの整備》

法経図書センターでは、大学図書館が一元管理している図書館ネットワークを、その指導のもと共同利用している。商用データベースについては、法律、政治、経済学の分野を中心にサイト契約を結ぶタイトル数が増え、IP 制御により学内 LAN から自由にアクセスできる環境を構築している。

《利用者教育》

法経図書センターでは、利用者教育を「学生の自学自習を促進するために、教員と密接に連携をとりつつ、授業・カリキュラムの支援として行うサービス」と考え、計画・実施している。2006年度は、日常的なデータベース検索指導や文献探索指導の他、以下のオリエンテーションとガイダンスを実施した。

〈2006年度利用者教育〉

テーマ	対 象	開催日	参加者数
法経図書センター利用ガイダンス	法務研究科生	4月4日	59人
	法学部・経済学部新任副手	4月5日	5人
	法学・政治学・経済学・経営学各研究科の大学院生	4月10日	12人
法経図書センター館内ツアー	法務研究科生	4月5日～7日	58人
政治学科ゼミガイダンス 計7回	政治学科新入生ゼミ	5月30日～ 6月15日	26人
法学部学生のための情報検索入門 計4回	法学科ゼミ生	6月1日～9日	16人
DB講習会Westlaw*	法務研究科生、図書館職員	5月19日	16人
DB講習会Hein-Online*	大学院生、図書館職員	5月23日	8人
DB講習会日経BP記事検索サービス*	主として経済学部学生	6月26日	12人

*供給元から講師を招いた講習会

【点検・評価】

《座席数》

座席数については、5階フロア（参考図書・新聞、AV）と6～7階にあわせて452席、そ

のうち7階にはグループ学習室に各9席、パソコン設置の閲覧席16席を用意、これらの席は学部学生の利用が多い。教員用、大学院生用としては5階新刊雑誌コーナーに20席および3、4階書庫にキャレルとして36席あり、そのうち3、4階書庫のキャレルにはパソコンを設置した席も設けるなど、多様なニーズに答えている。6～7階の学生用閲覧席は通常はゆとりがあるが、試験期にはほぼ満席になるほどの利用がある。

《開館日・開館時間》

基本的に日曜・祝日等以外は開館しており、休日でも法務研究科の授業がある場合は臨時開館を実施している。開館時間は、2004年度の法務研究科の開校を機に一部の期間を除き通年20時までの開館となった。学部図書館の特性として、法学部、経済学部、法務研究科の専任教員は法経図書センターを24時間利用できる体制をとっており、共同研究室に保管された鍵で夜間でも利用が可能である。

《図書館ネットワークの整備》

同一図書館システムながら部署ごとにサーバが必要な構成を取っていたが、2006年4月より大学図書館を中心に学内複数図書機関で共同ネットワークの構築を行い、各部署で部分的に管理していたシステム機器をほぼ大学図書館に集約させ、サーバリソースの共同利用を促進させた。

商用データベースについては、従来IDパスワード形式が主であったが、大学図書館、大学計算機センターの協力のもとキャンパス単位でのアクセス制限が実現し、IP制御による契約へと切り替えが進められ、容易にデータアクセスできる環境整備が行われた。

《利用者教育》

学部図書館として、専門性を重視した利用者教育が軌道に乗りつつある。まず、法学科と政治学科の教員からの要請に応え、授業の一環としてゼミのテーマに即した法経図書センター活用方法のガイダンスを行った。実施後の反応は概ね好評であり、特に学生の学習面でのモチベーションを高める効果が認められる。専門的なデータベースに関しては、供給元から講師を招いて講習会を開催した（「2006年度利用者教育」*印）。これにより、少ないスタッフで効率よくガイダンスを運営することが可能になった。スタッフは全員が司書資格を持ち、閲覧・貸出業務、利用指導のほかガイダンス、レファレンス業務など専門的な業務を行う体制が整っている。さらに充実した利用者教育を行うため法律関係・著作権など学外研修への参加、TOEICなどの語学学習により図書館員としてのスキルアップを図っている。

【改善方策】

《座席数》

情報検索、レポート作成など学生の利用が多いPC設置閲覧席の増設を図る。PCは3年毎に新機種と交換となるため、次回（2009年）にはPC設置閲覧席を増やすよう大学計算機センターと共同で検討したい。学生の利用状況を勘案するとPCはデータベース検索だけでなく、レポート作成などにも使用されている。学生の自学自習を考慮して膨大な図書

資料、データベースの活用を図るうえでも PC 設置閲覧席を増設することは大変有益である。

《開館日・開館時間》

利用者からは日曜・祝日開館の要望が出ており、今後の検討課題としたい。大学図書館が 2007 年度の試験期に、日曜・祝日開館を予定している。その利用状況などをふまえ、大学図書館とも協議のうえ検討していきたい。開館時間についても通常期に 21 時、22 時までの開館の要望が出ているが、当面は現在の試験期 21 時までの開館を維持したい。夜間利用の多い法務研究科生には別に自習室(年間 7 時～23 時まで使用可能。年末年始を除く。)があり、学生用にも法経図書センターがある東 2 号館の 1 階自習室を試験期間は 22 時まで開放しているためである。夜間延長は受付・警備などの問題とあわせて検討していく必要がある。

《図書館ネットワークの整備》

共同ネットワーク構築が部分的に実現したとはいえ、現行の図書館システムではクライアント・サーバ型システムを構築しているため、構造上システム一極集中管理の確立が難しい。管理の効率化・省力化のためにも Web 型システムの導入を進める必要があるだろう。また事務系・教育研究系・図書館系のシステムがそれぞれのセクション独自に運用されており、学習院内全体にわたって管理・統括する体制が確立していない。相互の連携強化に向けた組織作りを進めることが、効率的な管理運営のために必要になると思われる。商用データベースについては、IP 制御によるアクセス制限が実現したものの、各クライアントでユーザーが個別に設定を行う必要があるため、その部分をシステム側で一括処理を行う体制が出来れば利用環境はさらに向上すると考えられる。

《利用者教育》

一般的な「図書館の上手な利用法」ではなく、学部図書館の特性を活かした利用者教育サービスを提供できるようになることが、当面の大きな目標である。専門的なデータベースに関しては、有価証券報告書系、財務系および統計系データベース等、企画の種類と分野を広げてゆきたい。そのためには、教員と学生の潜在的な需要を掘り起こし、絞り込まれたテーマで到達目標がはっきりしたガイダンスを企画しなければならない。また、研究者からも評価される利用者教育を展開するために、スタッフ一人ひとりが、特定の専門分野(法律・政治・経済・経営のいずれか)に関して、ある程度深い知識を身につける必要がある。

A 群 図書館の地域への開放の状況

【現状の説明】 現在法経図書センターでは、公共図書館を通じて紹介があれば、学外の利用者が法経図書センター所蔵資料を閲覧することは可能である。ただし、無条件での地域への開放は行っていない。

【点検・評価】 地域への開放については具体的な議論には至っていない。限られた職員で

提供しうるサービスの重点をいたずらに分散させることにならないか、また、不特定多数の利用者を受け入れることとセキュリティの確保が並立しえるか、慎重に検討したい。

【改善方策】地域社会に対して、学習院大学全体がどのように貢献できるかを考えていくなかで、法経図書センターが担うべき役割を検討する必要がある。

(学術情報へのアクセス)

B群 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状の説明】

《学術情報の処理・提供システムの整備状況》

大学図書館が管理する蔵書目録データベースを共同構築し、現在和図書と雑誌については、法経図書センターで部分的に目録作成を行っている。なお、1949年以降に受入された図書資料については、大学図書館の遡及事業によってほぼすべてで OPAC 上からの検索が可能となっている。雑誌についても全学の所蔵状況を含め、検索が可能である。また商用データベースについては、法経図書センターを通じて契約購入しているタイトルが 16 件あり、そのほとんどを学内 LAN から自由にアクセスできる環境で提供している。CD/DVD-ROM についても 700 タイトル以上を所蔵し、閲覧用の PC を 4 台設置して利用に供している。

《国内外の他大学との協力の状況》

他大学との協力状況は、以下のとおりである。

① 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

青山学院・國學院・東洋・法政・明治・明治学院・立教・学習院の 8 大学図書館による山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムの協定に、法経図書センターも 2006(平成 18)年度より参加し、身分証のみでの館内閲覧、図書の貸出などのサービスを開始した。

② 四大学

成蹊・成城・武蔵・学習院の 4 大学図書館協定により、身分証のみでの館内閲覧、図書の貸出を行っている。

③ f-Campus (五大学単位互換制度) 図書館

日本女子・早稲田・学習院女子・立教・学習院の単位互換制度 (f-Campus) 履修者は学生証により館内閲覧が可能である。

④ 法経図書センター・学習院女子大学図書館間の相互貸借

法経図書センターと女子大学図書館間では宅配便を利用した図書の取り寄せサービスを行っている。

⑤ ILL

ILL に関しては、専門図書館協議会加盟館に対して、大学図書館経由で資料を提供している。

⑥ その他

参考調査（所蔵・文献調査）、紹介状による閲覧を実施し上記以外の大学との協力関係を築いている。

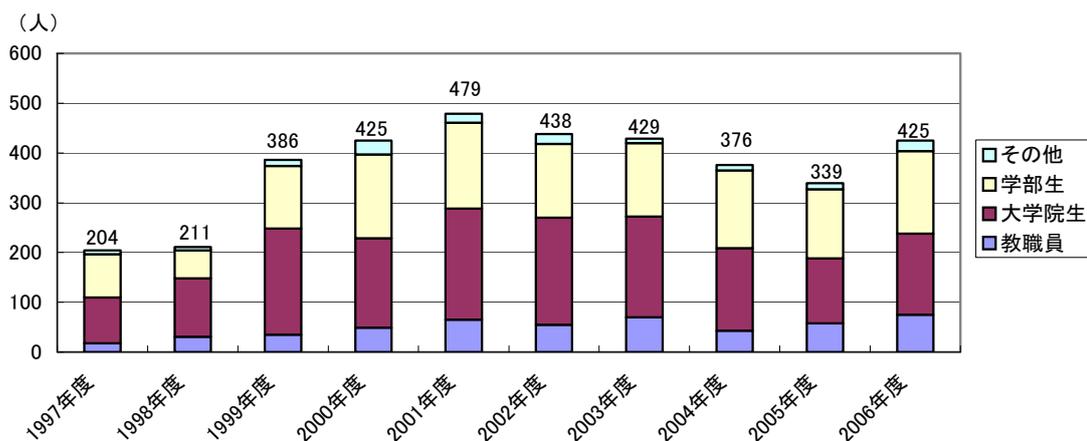
【点検・評価】

《学術情報の処理・提供システムの整備状況》

現在実施している目録構築に関しては、大学図書館からの指導および連携を密に業務を行っており、今のところ特に大きな支障は出ていない。商用データベースについては、IP制御での利用を前提として契約を結び、利用者が容易にアクセスできる環境が整備されつつある。アクセスの窓口についても大学図書館が中心となり、一元化に向けた動きが進められている。しかし利用環境が整備される一方、部署によっては契約にかかる高額な経費が図書予算を圧迫し、図書購入費に影響が出るなど弊害も起きている。CD/DVD-ROMに関しては、OSの陳腐化にともない利用できないタイトルが増加しつつあり、安定的・継続的な利用に支障が生じている。

《国内外の他大学との協力の状況》

- ① 学外者の利用が3年ぶりに持ち直した。山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム加盟などにより、協定校の利用者が増えたためと考えられる。



- ② 法経図書センター・学習院女子大学相互貸出数

受付数、依頼数ともに大きな変化はなく、安定した協力システムとなっている。

(単位=件)

	受 付		依 頼	合 計
	教 員	学 生		
2004年度	25	244	48	317
2005年度	22	237	20	279
2006年度	17	253	43	313

【改善方策】

《学術情報の処理・提供システムの整備状況》

目録データベースの品質に関してはほとんど問題ないが、処理の一元化・簡略化に向けて具体的な計画を策定する時期が来ているように思われる。大学図書館と協力し図書館におけるコアサービスの策定を図り、そのうえで分散処理から全学的な目録業務のアウトソーシング化を検討する必要がある。

商用データベースは契約経費が高額になるうえ、分野横断的な内容で構成されているものも多く、単独部署の予算のみで導入・運用を進めるのは継続性や経費の効率的使用の面で問題がある。複数部署の予算に係わる内容について細かく相互連携を取るには困難も大きいいため、全学的な費用をもとに商用データベースの検討を専門に行う組織またはプロジェクトの立ち上げが望まれる。CD/DVD-ROM 利用環境維持についての問題は、全国で話題となっているが、抜本的な解決を見るには至っていない。当面は古い OS の PC を維持・確保することで対応するとしても、修理や旧 OS の使用できる機器の調達には限界もあるため、商用データベース等、他の媒体で代替できるものについては徐々に切り替えを進めてゆく必要があるだろう。

《国内外の他大学との協力の状況》

山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、四大学図書館協定による利用、図書の貸出を実施してきたが、今後も学部図書館として大学図書館と協力しながら可能な範囲で協力していきたい。

7 社会貢献

【目標】 「有用な人材育成」を本学の最も重要な社会貢献と捉え、一方で、教育研究活動で獲得された知を市民に還元し文化の向上を目指し、さらにより広く国民の福祉の向上に寄与することを目標とする。

なお、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

(社会への貢献)

B群 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

B群 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

B群 教育研究上の成果の市民への還元状況

B群 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

本学の目的は、「精深な学術の理論と応用とを研究教授し、有用な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献する」(本学学則第1条)ことであり、本学の社会貢献の拠所はここにある。すなわち、「有用な人材育成」を最も重要な社会貢献とみなすべきであり、その意味では、本学はその役割を十分に果たしているといえよう。しかしながら、大学の教育研究活動によって獲得された知を、専門家として直接に地域社会に還元し地域住民の生活改善につなげ、さらには国や地方自治体の政策に関与し、国民の福祉の向上に寄与することへの期待が近年高まってきている。これらの期待に答えることも、今日、大学においては重要な使命であり、そのための教員の活動は積極的に推進されるべきである。

各教研部門の記述に詳細は記されているが、本学の教研部門は、生涯教育の需要に対して発足した「学習院生涯学習センター」の講座、地域社会との文化交流のための講演会、住民への啓蒙を目的とする公開講座を継続的に主催・共催し、教員はその講師として自らの知識を社会に還元している。現在、これらの活動は、教員個人または所属する教研部門単位で行われているが、今後も様々な形での社会貢献を実現するには、大学全体として活動をサポートするシステムが必要となるであろう。広報部門等と連携してそれらの構築を模索していく。

なお、本学教員の国や地方自治体等の審議会、専門委員会等への参加の状況は相当数に上り、その寄与は本学のような規模の大学としては十分であると認識している。

8 学生生活

【目標】 学生生活の多様性とその充実を目指して、正課教育活動にとどまらない、学生生活全般への経済的支援や、課外活動に対する助成を積極的に行い、全人的育成のための充実した支援に取り組むことを目標とする。

なお、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

(1) 経済的支援

(学生への経済的支援)

A群 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

C群 各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【現状の説明】 本学の奨学制度には、本学独自の奨学制度と日本学生支援機構奨学金や地方公共団体・民間財団等奨学金などがある。本学独自の奨学制度には、規程により「学習院奨学金」と「学習院大学奨学金」とに区分される。その他3種類（安倍能成・末松・関）の冠奨学金（いずれも給付）がある。また、入学金や授業料等納付のために外部の教育ローンを借りた学生についてローンの金利部分について助成する学習院大学教育ローン金利助成奨学金がある。私費外国人留学生対象の奨学制度には、日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費給付制度や民間の奨学金と本学独自の学習院大学外国人留学生奨学金及び奨励金制度や外国人学生の授業料減免制度がある。

1. 学習院奨学金

本学独自の制度として、①学費支援給付奨学金（学業成績・人物ともに優秀で家計困窮度の高い者）②学業優秀者給付奨学金（各専攻・各学科からの推薦制）③入試成績優秀者給付奨学金（一般入試において各学部上位50名以内の優秀な成績で合格し、当該年度に入学した1年生のうち、指定の期日までに申請した者）が挙げられる。このうち③については、2007年度入学者を最後に制度を廃止し、当該予算分を①および②に充当することで対象者の拡充を行った。なお、参考までに各奨学金の詳細を以下に紹介する。

<学習院奨学金一覧>

奨学金の名称	金額（円）	募集次期	貸・給別	備考
学費支援給付奨学金	在籍学部学科の第2期分授業料相当額	6月上旬	給付	単年度申請 (注1)
学業優秀者給付奨学金	大学院：300,000 学部：150,000	募集しない 推薦制	給付	採用1ヵ年 (注2)

入試成績優秀者 給付奨学金	入学年度の「授業料+ 維持費等」相当額	募集しない 一般入試成績による	給付	2007 年度入学者 を最後に廃止
------------------	------------------------	--------------------	----	----------------------

注1：学部生（留学生を除く）で原則、最短修業年限で卒業できる見込みのある者のうち、

A一般申請（家計・学力基準ともに満たす者）

B特別申請（家計支持者に対して過去1年以内に急変が生じ、その後、1年間の収入が基準額を下回ることが申請時において確実であると学生部が認めた者）

以上2点のいずれかを満たすことが申請条件となる。

注2：大学院各専攻および法科大学院より各々2名推薦（定数30）

法学部・経済学部各学科より各々4名推薦（定数48）

文学部・理学部各学科より各々2名推薦（定数60）→上記総数138

2. 学習院大学奨学金

本奨学金も、前出の奨学金同様に本学独自の制度であり、日本学生支援機構奨学金だけでは支援することの出来ない学生のために、必要不可欠なものと言える。内容は学費支弁に困難をきたした学生に学費相当額を貸与するものであり、①第1期分②第2期分③第1期および第2期分の3種類から貸与額を選択のうえ、申請することが可能である。募集は、毎年度6月上旬の定期採用が中心だが、家庭状況が急変したと認められる学生に対しては、随時申請を受付している。ただし、予算枠内で採用するため、申請しても必ず採用されるとは限らない。

（近年は採用率100%を達成、参考までに3ヵ年の採用状況推移を紹介する。）

<学習院大学奨学金採用状況>

	H16(2004)年度		H17(2005)年度		H18(2006)年度	
	申請数	採用数	申請数	採用数	申請数	採用数
学 部	157	157	135	135	72	72
大学院	5	5	9	9	7	7
法科大学院	13	13	12	12	24	24
合 計	175	175	156	156	103	103

3. 学習院大学教育ローン金利助成奨学金

学費納付を目的として、本学が指定する金融機関（※A参照）から教育ローンを借用した場合、在学中に返済した金利の一部を当該年度毎に申請することで、ある一定条件（※B参照）に基づき給付する制度である。

A：指定金融機関

- ①国民生活金融公庫 ②中央労働金庫 ③三菱東京UFJ銀行 ④三井住友銀行
⑤みずほ銀行 ⑥りそな銀行

B：給付条件

- ①本学学生で、最短修業年限（休学期間を除く）内に卒業もしくは修了できる者。

- ②助成対象期間は、借用年度分から最短修業年限までの間に金利を支払った期間であり休学期間は支給しない。
- ③当該年度に支払った金利のうち、借用年度の授業料および維持費の累積金額の2%または実際に支払った金利のいずれか低い金額を奨学金として支給する。ただし1年間の上限を5万円とする。
- ④申請希望者は、学生部にて1月上旬から配付する指定書類を受領のうえ、2月上旬までに支払いを証明する書類を添付して指定期日までに提出する。なお、金利支払い中については、毎年度申請することも可能である。
- ⑤提出書類を審査のうえ、適格者に対しては申請年度末（3月中旬）に届出済の指定口座へ振込みのうえ給付する。

4. 日本学生支援機構奨学金（学部・大学院・法科大学院）

日本学生支援機構奨学金の貸与状況は、データ編「日本学生支援機構奨学金貸与状況」のとおりである。新規貸与者数は、2004(平成16)年度よりの3年間において、学部生は380・361・349名、大学院生は68・66・58名、法科大学院生は41・41・34名となっており、採用者の中心は1年生であり、採用されると原則として最短修業年数の貸与を受けることになる。

奨学金の募集については、「予約採用」「定期採用（春）」と不定期の「緊急・応急採用」がある。

5. 学外各種奨学金（地方公共団体奨学金・民間団体奨学金）

学外各種奨学金の採用状況は、データ編「学外各種奨学金採用状況」のとおりである。

地方公共団体奨学金および民間団体の貸与奨学金は、①大学がとりまとめて申請するもの（大学推薦）②学生自身が直接申請するもの、の2種類がある。データ編で示した採用状況は①のものであり、②については把握していない。日本学生支援機構との併用を認めていない奨学金が大半であること、本学独自の奨学金が充実していることもあり、希望者自体少ないのが現状である。

民間団体の給付奨学金については、①推薦枠のないもの（守谷育英会）②推薦枠のあるもの（守谷以外）がある。①については、掲示にて公募し、応募資格のある志願者全員の書類をとりまとめて申請、2003(平成15)年度以降、毎年1名の採用がある。②については、学業成績が優秀な学生の中から特に経済支援を必要としている学生を選考し推薦している。2004(平成16)年度は3名（推薦枠10、推薦見送り1）2005(平成17)年度は5名（推薦枠10、推薦見送り1）2006(平成18)年度は5名（推薦枠11、推薦見送り1）の採用となっている。

6. 私費外国人留学生の奨学制度（授業料減免・奨学金及び奨励金・学外奨学金への推薦）

本学独自の奨学制度には、授業料減免と奨学金及び奨励金の給付がある。正規課程に在籍する私費外国人留学生で、出入国管理および難民認定法第2条の2第2項別表第一の四の表に該当する者に、授業料30%の減免を実施している。あわせて、経済上の理由により

学費の負担が困難と認められた者に年額 30 万円の奨学金を給付している。奨学金の給付を認められた者のなかで、特に学業、人物ともに優秀であると認められる者には年額 20 万円の奨励金を給付しており、2004(平成 16)年度より 2006(平成 18)年度までの給付者は毎年 10 名となっている。奨学金については、総額が 3000 万円の枠内としているので、給付対象者が 100 名を超えた場合は減額となる(2006(平成 18)年度までは 100 名を超えていない)。本制度は有資格者全員に実施されるものなので、中国・韓国出身の留学生が大半を占める本学留学生にとっては、安定した奨学制度となっている。

また、学業奨励として、日本学生支援機構や民間団体の奨学金への推薦を行っている。成績上位者から順に、条件のよい奨学金への推薦を行うシステムをとっている。成績上位者は、「学習院大学学業優秀者給付奨学金」を受けるなどトップクラスの成績を修めており、留学生の勉学意欲の向上に有効である。

以上の各種奨学金制度の情報提供については、原則として掲示板への公示によるが、必要に応じて、ホームページや学生部広報誌「COMPASS」(学習院大学通信)への掲載により周知を図っている。奨学金の申請に関する説明会は、新規募集の説明会を「学部 1 年生(新入生)」「学部 2 年生以上」「大学院」「法科大学院」とそれぞれ実施している。実施については、所定の学生部掲示板に掲示して周知をはかるとともに、新入生に対しては新入生に配布する新入生行事予定表にも掲載して周知している。

【点検・評価】 以上のように、貸与型奨学金において人数的には日本学生支援機構奨学金が中心となっているが、募集時期を工夫して日本学生支援機構奨学金が貸与できなかった学生に対して学習院大学奨学金を募集しており、学習院大学奨学金については 2004(平成 16)年度より 2006(平成 18)年度までの 3 年間の貸与率が 100%であり、学生への経済的支援は十分な結果となっている。

なお、本学入学前の入学予定者に対しての奨学金制度がないために入学金が準備できなく且つ教育ローンを借りられない者で本学への入学を辞退せざるをえない者に対する経済的支援には課題が残っている。

給付型奨学金のうち、ご褒美的奨学金の学業優秀者へ給付奨学金については、金額的にも他大学に劣らないものとなっている。しかしながら、学部学生数が増加している割に給付人数が増えていない。

また、2004(平成 16 年)度より経済的理由で学費の支弁が困難な者に対して給付型の奨学金制度を創設したが、ここ 2 年間の採用率は約 50%に留まっており、学生のニーズに充分に対応できていない。

私費外国人留学生対象の学習院大学外国人留学生奨学金については原則として 1 人 30 万円を給付することとしているが、今後私費外国人留学生の人数が 100 名を超えてくると予算額を人数で除した金額が給付額となるため、学生一人に対して 30 万円の支給ができなくなることが予測される。

奨学金の説明会を実施する際に、新入生には入学手続終了者に印刷物を送付して周知を

しているが、在学生には原則として掲示（補助的手段として学生部ホームページにも掲載）のみである。ただし、奨学金は学生本人が申請することになっているが、実情は保証人からの要請で申請しているケースがほとんどであるため、掲示のみで周知を図るには限界がある。

【改善の方策】 学習院大学学費支援給付奨学金については、申請者の経済状況を考慮すると給付率を上げていく必要がある。

学習院大学教育ローン金利助成奨学金については対象となる民間の金融機関が都市銀行に限定されているので、今後は地方銀行も対象にしていくか検討する必要がある。

私費外国人留学生対象の学習院大学外国人留学生奨学金については原則として1人30万円を給付するために予算額の増額をはかる必要がある。

奨学金制度の情報提供・周知に関しては、ホームページのさらなる活用、説明会で配布する「手引き」の内容の充実があげられる。

（2）生活相談等

本学では、「臨床心理士」資格を有する相談員を中核とする学生相談室を設置し、学生が当面する各種の個人問題についての相談に応じている。ここでは、学生相談等に関わる全学的な状況を点検・評価し、学生相談室について別に稿を立てて後で述べる。

（生活相談等）

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

【現状の説明】 保健室は、心身ともに健康な学生・教職員の健康増進を期するために、保健管理業務全般を担う施設として設置されている。構成メンバーは専任事務職員1名、専任看護師3名、非常勤看護師1名、非常勤医師4名により管理、運営されている。保健室は組織上法人に組み込まれているため、過去においては学生の情報を管理する大学組織との意思疎通に弊害も見られた。しかしこの5年間を振り返ると、学生生活には欠かせない役割という認識が各部署で浸透したためか、あるいは保健室の地道な活動が評価されつつあるのか、学生に関しての情報共有がなされるようになった。このことは、今まで以上に、保健管理、保健教育に対し保健室のあり方が問われていくことにも繋がると言える。

保健室の業務は、学生の身体面、精神面の相談、学校保健法に基づく学生定期健康診断、労働安全衛生法及び学校保健法に基づく教職員の定期健康診断、労働安全衛生法（電離放射線障害防止規則第56条・有機溶剤中毒予防規則第29条）に基づく特殊健康診断等法律で定められた業務の他、突発的な事故、疾病に対する応急手当、休養者へのケア、薬品、衛生材料の管理、クラブ活動、遠征時の救急靴の点検・補充と言った日常業務。就職活動、奨学金、教育実習・介護等体験、留学、アルバイト等に使用する健康診断証明書の発行等がある。

年間の主要業務は4月の全学部生、大学院生、専門職大学院生（法科大学院生）の定期健康診断、1年生を対象とした精神保健調査、科目等履修生・研究生の外部医療機関での定期健康診断実施。5月の教職員を対象とする定期健康診断、11月の特殊健康診断、翌年3月の新規採用教職員雇入時健診の外部医療機関への依頼など、定期的な日常業務が設定されている。

広報活動としては、学生・教職員全般に対して、SARS、インフルエンザ、ノロウイルス等の流行時、過剰な動揺を与えないよう適切な情報の提供に努めた。また学生に対しては大学通信を年4回発行し、健康診断結果報告、健康関連記事、健康に対する啓蒙等の情報提供を行っている。2002(平成14)年度からはホームページを利用したの情報提供も開始した。

2004(平成16)年度からは“性感染症について”の講演会を企画し、学生・教職員へ呼びかけたが参加者は少なかった。一般学生の関心をいかに高め、講演会に参加する学生をどのように増やすかと試行錯誤しながら実施したが、あまり良い結果が得られなかった。その後、スポーツ・健康科学センターの協賛を得て、2005(平成17)年度から体育履修者を対象に授業の一貫として実施できたことで参加者が増え、さらに回を重ねていけば、性感染症について正しい理解、自己責任を伴う行動の重要性を改めて自覚する学生が増えていくものと期待できる。こうした啓蒙活動は保健室だけの企画では限界があり、今後とも大学と協力しながら健康教育、保健活動を実施することが何よりも重要である。

【点検・評価】

1. 身体的健康面

保健室は、社会に出る最終段階である大学生活を、健康な身体の維持と増進に結びつくよう支援し、また健康な身体への自己管理意識を高めるため、以下のような健康教育活動に取り組んでいる。

(1) 新入学生ガイダンス

新入生に対しては、健康診断前に学部・学科ごとのガイダンスを開催し、保健室の役割、健康に関する自己管理及び自己責任の重要性、健康診断の目的等について説明を行っている。健康診断の時に得た、既往症、現病歴の情報を基に大学全体で取り組むべき問題なのか、保健室の日常業務の中で改善できる問題なのかを精査し、学生生活に対する具体的な支援方法に結びつくよう検討している。また、学生生活に必要な身近な健康情報を『健康ハンドブック』にまとめ、すべての学生に配布している。この『健康ハンドブック』がどの程度実際に活用されているかは、今後のPR活動を考える上でもアンケート調査等で点検する必要がある。

(2) 定期健康診断

学部生、大学院生、専門職大学院（2004(平成16)年度から）全員に対する定期健康診断を毎年4月に実施している。特に新入生の健康情報は在学中の健康管理にとっても重要であるため、未受診者に対しては7月に再度、健康診断受診を勧める案内を送

付している。近年、健康への関心が高まっているためか、或いは学生生活における各種活動で、健康診断証明書の提出が求められるためか、年々健康診断の受診率がアップしている。それに伴い、受診時の待ち時間も年々長くなり、学生から不満の声も聞こえてくるようになった。今後は短時間で効率のよい健康診断の実施を検討していかなければならない。ただ、健康診断の待ち時間を利用して掲示してあるポスター等から、健康に関する理解を得てくれることも期待している。

(3) 結核予防策

2005(平成17)年度から健康診断時の胸部 X 線検査は、1 学年のみに改正されたが、本学では、全学年を対象に胸部 X 線検査を実施している。一部ではなお、X 線による人体への影響を懸念する意見もあるが、結核予防策として必要な措置と判断している。

(4) 学校医による健康相談

通常は常勤の看護師が健康相談を受けたり、職務の範囲内で日常的に対応をしているが、医療機関を受診したほうがよいと判断した学生・教職員に対しては、学校医の面談を経て、適切な医療機関を紹介している。

2. 精神保健

新入生に対しては、米国の「University Personality Inventory」(自己理解カード)をガイダンス時に全員に配布し、回答の結果をみて、面談が必要な学生に対しては、精神科医によるスクリーニングを4月中旬から9月中旬の間に実施している。(詳細はデータ編「保健室利用状況(学生・教職員)」を参照)

面談において治療が必要と判断された場合、専門病院を紹介しているが、治療の対象ではなく経過観察が必要な学生に対しては、学内の学生相談室を紹介している。

【改善の方策】 保健室は、2002(平成14)年度から西2号館新教室棟の地下1階に移り広さは298.1㎡と、以前よりはかなり広くなった。併せて以前の場所に比べて学生が多く集う建物に位置しており学生の利便性は遥かに向上した。しかし地下1階に立地しているため、怪我をした学生・教職員にとって2次災害が心配される。そこで学生・教職員がエレベーターを自由に利用できるよう配慮する必要がある。

今後様々な不測の事態に備え、これまで以上組織を越えて他部署との連携の強化が求められる。

C群 ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状の説明】 本学では、すべての学生・教職員の安全と尊厳を守り、いかなる人権侵害や差別をも受けずに、公正な環境において学習・研究並びに課外活動が保障されるよう、2000(平成12)年に「学習院大学人権問題委員会規程」および「学習院大学人権侵害調査委員会規程」を定めた。

人権問題委員会は以下の5項をその任務とする。

1. 人権問題の対応に関する学長への意見書の提出と勧告

2. 人権侵害の防止に関する研修・啓発・広報
3. 人権侵害を行った者に対する研修・教育プログラムの研究・開発と実施
4. 人権侵害被害者の救済措置の実施
5. その他 人権擁護のための必要な事項

委員は学長の委嘱により、学生部長・学生相談室長・庶務部長・大学人事課長・学長の指名する教職員若干名により構成される。

特にセクシュアル・ハラスメントについては、同年に「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」を別途定め、その目的、定義、成立要件、解決手続きおよび処分等を明確化し、その防止と対応について必要な措置を講じている。

【点検・評価】 学長の指名により、各学部からの専任教員2名と学生相談室職員及び学生部職員による相談窓口を設け、相談員の氏名および連絡先を年度初めに公表している。これによって、相談者はいつでも相談しやすい相談員に直接連絡することができると共に、被害を受けた学生のみならず、その学生から相談を受けた学生・教職員も利用できる体制になっている。

相談員に対しては、毎年継続的に研修を実施し、カウンセリング・マインドの基礎知識やカウンセリングの技法・実習を行う他、学外から講師を招き、一般の教職員を対象とした講習会を毎年1回開催するなど、ハラスメントへの啓蒙と防止に努めている。また、セクシュアル・ハラスメントの申告から諸手続き、解決のプロセスについては「学生生活の手引」に掲載すると共に、ホームページ上でも公開し学生への周知に配慮している。

【改善の方策】 ハラスメント自体の傾向が、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等と近年多様化してきており、実態も複雑化するに従い、ハラスメントの境界領域の定義も困難になってきた。今後は広くキャンパス・ハラスメントとして再定義すると共に、明確な人権侵害としての認識を共有し、健全な人間関係確立のため、学生・教職員が独立した個人として自由に振舞えるよう、環境整備に一層努めなければならない。

B群 生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状説明】

1. アパート等住居の紹介

学習院大学の学生を指定する家主から物件の提供は毎年約400件前後あり、主に入学予定の新入生に対して12月～3月に物件の紹介を行っている。アパート等住居の紹介については、もともと本学の学生は地方出身者の比率が少ないために住居の要請は多くなく、住居の紹介も学習院大学の学生を指定する家主からの物件に限定されるため年間の成約件数も20～30件である。

なお、外国人留学生に対する住まいの紹介物件は極めて少なく、学生のニーズに十分応えられていない状況である。

2. 学生アルバイトの紹介

2004(平成16)年度から株式会社ナジック・アイ・サポートが提供するアルバイト情報システムに加盟して学生にアルバイト情報を提供している。これは全国約30大学の加盟によりスタートし、現在も加盟大学を増やしている。学生は登録をすれば、自宅のパソコンや携帯電話から情報提供を受けられるので利便性に優れている。また、学生のアルバイトとして好ましくないと判断されるものは除かれるシステムになっており、学生に好ましい物件を提供できる。2006(平成18)年度の本学登録者数は1,487人、アクセス数は327,327件に上る。この他に、官公庁等公共機関、学内関係の求人については、学生部掲示板で情報提供している。

3. 身体障害者支援

身体障害学生に対する支援については、2004(平成16)年度より学生一人当たり原則として50万円を上限に経済的支援する定めを設けて制度的な支援を開始した。現在、この制度を通じて特に聴覚障害のある数人の学生に対してノートテイクやパソコンによる要約筆記にかかる経費の援助を行っている。また、ノートテイクやパソコンによる要約筆記の講習会を開催している。

【点検・評価】 アパート等住居の紹介については、家賃9万円以下、敷金・礼金3ヶ月以内の物件を紹介しているが、学習院大学の学生を指定する家主に物件紹介を依頼しているため、敷金・礼金のない物件もあり、他で契約するよりも割安に提供している。ただ、学生部の業務として行っているため土曜日の午後や休日に物件紹介ができない。

学生アルバイトの紹介については、Web上で求人情報が閲覧できるようになり、学生サービスが向上した。提供物件数について学生から少ないとの声は届いていないが首都圏の大学もこのシステムに参入しているため、今後提供物件数は増えていくと考えられる。

身体障害者支援については、個別的に援助をしていたが、年度始めに該当学生との面談を実施して援助要請に制度的に応えられるように規程を作成した。現状では、学生の経済的支援は充分と思われるが、ノートテイクなど人的支援が今後の課題である。

【改善の方策】 生活相談部署としての学生部は、すべての業務において他業務との兼任職員が担当しており、今後は学生サービスを専門とする職員の配置等によるサービスの充実が望まれる。

C群 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状の説明】 学生部で行っている生活相談は、一般的な下宿・アパートの紹介とアルバイト紹介である。どちらも専門的のカウンセラーはもとより特別のアドバイザーも配置していない。通常は学生部職員が担当しているが、例えばアパート紹介業務も一部民間業者へ委託しており、窓口で提供する物件はあくまでも紹介の域を出ず、専門的アドバイザーを要するような仲介業務は行っていない。アルバイトについても同様で、民間業者の「(株)ナジック・アイ・サポート」に委託しており、政府機関等を除いて学生部が直接仲介する

ことはない。

【点検・評価】 今後とも学生部では、住居及びアルバイト紹介業務を外部民間業者に委託する方針である。従って当該業務に限れば、自前の専門カウンセラーやアドバイザー配置する必然性は認められない。

【改善方策】 民間業者へ委託可能な業務は、それ自体収益性を内包しており、今後は、学習院の収益法人への業務移管等が現実的課題となるだろう。その際に、収益法人にあつては収益を前提とした専門家の配置を検討することになる。

C群 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

学生の日常的な怪我等への応急手当や健康相談は、通常看護師（専任3名、非常勤1名）が対応している。医療機関を受診したほうがよいと判断した場合には、通院も考慮に入れ近隣の医療機関を紹介している。医師の紹介状が必要な医療機関を受診する学生・教職員には、学校医が来室する曜日に面談し当該病院への紹介状を作成している。

授業中や課外活動中に救急車を要請する事態が発生した場合、関係部署の応援が得られる体制はできている。保健室が閉室している時間外の対応措置としては、近隣救急病院、第三次救急病院一覧表を守衛室及運動部会等へ配付している。

精神的な問題を抱えて相談に来た学生に対しては、状況に応じて学生相談室を勧めたり、学校精神科医との面談を促したりしている。それでも他の医療機関の受診を希望する学生については、今後のフォローも考え学校精神科医と面談の上紹介する方法を取っている。学校精神科医と面談した後、病気ではないが経過観察が必要な場合は、学生相談室に経過観察を依頼し双方で情報を共有している。

精神面の問題を抱えながら学生生活を送っている学生の情報は、内容の性質上、安易に情報提供はできないが、可能な限り関係部署間での情報の共有が必要であり、大学とのサポート体制の確立が急務と言える。

C群 不登校の学生への対応状況

【現状の説明】 新入生に関しては、4月の履修届締切りを待って、教務部より未提出学生の情報を収集し、本人又は保証人と連絡を取っている。その際、出来るだけ本人の意志を確認した上で、面談機会を設けて来訪を薦めている。新入生の場合、入学当初から他大受験を望んでいるか、入学時の学部・学科選択への後悔や迷いによって未提出になるケースが多い。前者については、本人の意向を尊重し、休学等の制度が存在する事を知らせる以外の対応は行っていない。後者については、転部・転科制度等の可能性を含めて教務課への問合せ、あるいは教務課を通じて、ホームルーム担当教員への相談等を紹介している。

新入学生以外の不登校生は学生部では把握できていない。当然本人が事前に不登校の相談に訪れる事は無く、常に結果として親又は保証人から相談と言う形で判明する。学生部

では、相談の内容に従って教務課及び学生相談室へ仲介を行っている。

【点検・評価】 不登校学生は結果として休学や退学に至る可能性が高い。学生部では不登校学生の実体を把握出来ないため、進路等の相談が本人又は保証人からでない限り、学籍上の事務処理としてしか関わりを持ってない。そのため対応は事後的であり、再登校や復学へのケアに結びつく事は稀である。こうしたフォロー・アップは、現在各学科・学部研究室に委ねられている状態で、大学が組織的に行っているとは言い難い。学生相談室も、学生の相談を待つて不登校を把握しており、未然の対応と言う意味では、学内体制の整備は進んでいない。

【改善の方策】 退学者の存在は大学にとっても大きな損失である、と言う認識が必要である。不登校の理由が様々であるため、対応部署も多岐に渡る可能性があるが、教務課、学生相談室、学生部が連携を持ち、不登校学生の実態を把握する必要がある。その上で、相談窓口の設定及び情報の集約等、組織的なサポートが行えるような体制の整備が急務であると思われる。

C群 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

本学では、毎年4月に学生生活の実態把握と学生サービス改善のための参考情報を得ることを目的に、学部新2～4年生を対象として大学への意見・要望を書く「学生生活アンケート」（自由記述式）を実施している。同アンケートの対象学生は学部生約6千人前後で、毎年約600件から800件が回収され、ここ5年間の平均回収率は10%前後で推移している。同時に3年に一度、生活調査を目的としたアンケートも実施しており、正課、課外活動及び生活全般について40項目の設問に回答する方式で、統計資料として永く蓄積している。アンケートの結果は、学内各部署にフィードバックされ、3年に1度の統計調査についてはホームページ上で公開している。調査時期としては、3月末のシラバスと共に配布し、履修届受付時に回収しているが、回収率は横ばい状態で、今後、積極的な掲示やホームページ等の活用により、一層の回収率向上を目指したい。

C群 セクシュアル・ハラスメント防止への対応

「学生に対するセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する学習院大学の基本方針」及び「学習院大学人権問題委員会規程」、「学習院大学人権侵害調査委員会規程」に基づき、各相談窓口の相談員が対応する。学生部職員も相談員として指名されており、相談があった場合は直ちに学長に報告される。また、毎年、新入生対象に配布する学生部発行の「学生生活の手引」に上記基本方針及び諸規定を記載すると共に、学生部ホームページにも掲載し、啓蒙及び周知を図っている。以下、「ハラスメント防止のための措置の適切性」の項と重複するため詳細の記述は省略する。

(3) 学生相談室

<学生相談室の概要>

学生相談室は、1952(昭和 27)年 11 月に学生個人のさまざまな悩みの相談にのることを目的として学生部内に開設された。これはわが国の学生相談の歴史上において、1、2 番目に古い草創である。1970(昭和 45)年にその機能をより十分発揮させるために、学生部の管轄下から独立することとなり、規程の制定が検討され 1974(昭和 49)年に「学習院大学学生相談室規程」が施行された。この規程において「相談室は学生の希望によって、学生が当面する各種の個人的問題についての相談に応じ、学生が有意義な生活を送ることができるよう助力する」と定められ、また、相談室は大学内で独立した学長直属の機関として位置付けられた。1975(昭和 50)年に「学生相談室報告第 1 号」が創刊され、現在まで毎年刊行している。1992(平成 4)年に相談員の増員が認められ、従来の相談員 2 名(事務嘱託・週 5 日・男女各 1 名)に、1 名(同じく週 4 日・女性)が加わり、現在まで 3 名体制が続いている。1996(平成 8)年より現在、受付・事務業務の補助をアルバイト(週 1~5 日、時期により変動)に委託することになった。その結果、業務の一部が分担されたことで効率化をうみ、相談者数が増加し、相談員が相談業務により集中することができて質的にもよりよい面接が行えるようになった。

学生相談室の組織は、「学生相談室規程」に従って 2006(平成 18)年度は、相談室長 1 名、相談室委員 5 名、相談員 3 名(男性 1 名、女性 2 名)、非常勤相談員 1 名、事務アルバイト 1 名からなり、運営にあたっている。

1. 施設・設備・備品について： 学生相談室の床面積は、全体で約 108 m²である。室内の構成は、受付、面接室、ミーティングルーム兼待合室、スタッフルーム兼待合室、図書資料室、資料保管倉庫からなっている。

受付はカウンターに机・パソコンを設置し、事務スペースを兼ねている。面接室は、各相談員に 1 部屋、計 3 部屋あるが、事務スペースも兼ねている。ミーティングルーム兼待合室は、面接を次に受ける来談者のための待合室、ビデオ視聴室、グループワークを行う会場、会議室、心身疲労者の一時的休息所、図書閲覧室などとして、多目的に使用している。そのため、会議用のテーブル・椅子のほか、ソファセット、手軽に手に取りリラックスできるような絵画集・図録・各種ガイドブック、観葉植物などを備えている。スタッフルーム兼待合室は、スタッフが昼食を取る場であり、状況によっては学生の待合としても使用する。図書資料室には、各種心理学関係の図書や資料を取り揃えている。資料保管倉庫には、相談関係資料などを保管している。

2. 運営： 学生相談室の運営のため学生相談室委員会が実施されている。学生相談室規程第十条に、相談室の重要事項の審議・決定のために、室長および委員よりなる相談室委員会が組織され、年 2 回以上の委員会が開かれるよう定められている。

日常の相談活動に関して相談室会が実施されている。同規程第十一条には、相談室の管理・運営を円滑にするため、第 4 条に規定する関係者および顧問の参加による相談室会を

随時室長が召集するよう定められている。室長・相談員および関係者による連絡ないしはケース検討を、定期的に（原則として毎週火曜日 11:30~12:20）、行っている。

3. 学生相談室の業務： 学内共通の一般事務業務のほかの主な業務は学生及びその保護者などへの相談である。相談体制は、開室日は、夏期休暇中（火、木曜日の 9:30 から 17:30）、年末年始休暇中以外の学期中は月曜日から土曜日まで開室しており、開室時間は、月曜日から金曜日までは 9:30 から 17:30 までであり、土曜日は 9:30 から 12:30 までである。

（学生相談等）

A群 学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性

【現状の説明】 新入生に対して 4 月に実施している学生相談室オリエンテーションの際に心身の不調を感じた場合は、早めに学生相談室、または保健室へ行くように新入生に伝えている。学生相談室へ来室した学生や教職員や保護者から学生相談室へ連絡のあった学生のうち、いわゆるカウンセリングのみではなく医学的治療が必要である場合には、保健室の学校医の診察を勧めるか地域の医療機関への受診を勧めている。また、保健室の精神科校医から紹介されてくる学生が少なからずある。そのような学生に対しては、校医と連携をしつつ、学生相談室にて継続的に面接し学生生活をおくる上での支援を行っている。

【点検・評価】 新入生と学生相談室へ来室した学生やなんらかの連絡のあった学生に対しては、必要な対応を行っていると考えられる。しかし、学生相談室に来室している学生か、何らかの連絡がある学生以外の学生に対しては、現状では対応することができていない。

【改善方策】 在籍している全学生への対応が可能であることが理想である。そのためには、学生への広報活動を行うこと、さらに学生相談室と保健室、学生部などの学内関係部署や、各学科の教職員などとの連携を円滑に行えるように連絡体制を整備することがあげられる。とくに保健室が実施している学生健康診断の際に学生相談室の支援を必要とする学生を把握することが必要であろう。

A群 ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状の説明】 学生相談室は常に（セクシュアル）ハラスメント相談の学内窓口の一つとして位置付けられている。学生相談室には（セクシュアル）ハラスメント防止のパンフレットを置いている。学生相談室の相談員は、学内のハラスメント防止関係の研修会には必ず参加している。学生相談室は、学内の教職員がハラスメント相談を受ける際に必要に応じてアドバイザー的役割を果たすこと、被害を受けた学生への対応を行うことになっている。これまでに相談報告書を学長へ提出しなければならないような相談事例はない。

【点検・評価】 ハラスメント相談を受ける際の体制や相談事例への対応の準備はある程度整っていると考えられる。全学的なハラスメント防止に関する啓蒙活動に関与するまでには至っていない。

【改善方策】 学生相談室が単独で全学的なハラスメント防止に関する活動を行うことは困難であるが、学生部、人事部など学内関係機関と協力して、啓蒙活動を行うことが必要であろう。

B群 生活相談担当部署の活動上の有効性

【現状の説明】 学生相談室の年間個別相談利用者実数は全在籍学生数の約3%である。相談内容は、学業・履修、転部・転科や他大学再受験、将来・進路、性格・心理、精神衛生、対人関係、など多岐にわたっている。そのため対応の際には、学内関係部署や学外医療機関との連携も必要に応じて行っている。全学的な働きかけとして、新入生オリエンテーション、教職員との情報交換のための懇談会を実施している。教職員との懇談会の成果として教職員から学生への対応上の相談が増えていることがあげられる。

【点検・評価】 個別相談については、利用者への対応はある程度十分に行えていると考えられる。学内関係部署との連携は個別の学生への対応を通して行うことが多く、組織的に行えているとは言い切れない状態である。全学的な働きかけとしての啓蒙活動は新入生に対してはある程度行えているが、全学生への対応について工夫が必要であろう。教職員との連携もさらに進めていく必要がある。

【改善方策】 学内関係部署との定期的な情報交換を行うなど連携を強化する。教職員との懇談会を定期的に実施する。講演会、セミナーなどを開催し、全学的な啓蒙活動を行う。

C群 生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状の説明】 学生相談室には、室長が1名、常勤（嘱託）の相談員が3名、非常勤の相談員が1名配置されている。常勤の相談員は、全員「臨床心理士」資格を有する者である。非常勤の相談員は、就職相談に関するアドバイザー的役割を担っている。

【点検・評価】 学生相談室へ来室する学生への生活相談や進路相談は機能していると考えられる。生活相談は必要に応じて学生部と、就職相談は、就職部とある程度連携をしている。

【改善方策】 学生への多種多様な生活相談、進路相談への対応には、学生相談室のみではなく、就職部、学生部、保健室など学内関係機関の専門性を活かした連携・協力体制を整備する。

C群 学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

【現状の説明】 学生相談室で扱う相談内容は、学業・履修、転部・転科や他大学再受験、将来・進路、性格・心理、精神衛生、対人関係、など多岐にわたっている。そのため対応の際には、学生部、教務部、就職部、国際交流センター、各学部の事務室、保健室など学内関係部署との連携を行っている。また、医療が必要なケースについては、保健室の学校医や学外医療機関を紹介し、連携を行っている。

【点検・評価】 個々のケースについては、対応上必要な連携は行えていると考えられる。しかし、学内関係部署との連携は個別の学生への対応を通して行うことが多く、組織的に行えているとは言い切れない状態である。地域医療機関との連携は必要に応じて行えていると考えられる。

【改善方策】 学内関係部署との組織的な連携を強化するために定期的な情報交換を行う。

C群 不登校の学生への対応状況

【現状の説明】 保護者からの相談やホームルーム担当、ゼミ担当教員からの紹介で学生相談室へつながってくる不登校の学生に対して対応を行っている。何らかの精神障害の症状のために外出困難になっている場合などは医療機関を紹介し経過をフォローしている。また、対応が長期にわたる場合は、休学も考慮することがある。

【点検・評価】 学生相談室へ何らかの形でつながった学生に対しては、必要な対応は行っていると考えられる。しかし、学生相談室だけではなく学内の教職員が関わりを持ってないまま退学に至るケースもあると考えられる。

【改善方策】 不登校の学生が自ら学生相談室へ相談に来ることは少ないと考えられる。定期試験を受けていない学生やゼミ・講義を欠席し続けている学生などを教職員が把握したときに学生相談室と相談できるような体制を作る。退学届や休学届が提出された場合の受理手続きの中で学生の状態を把握できるような面接を実施するなどの対応が必要であろう。

C群 学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況

【現状の説明】 新入生に対して入学時のオリエンテーションでアンケートを実施している。アンケートは学生相談室内で保管し、学生が相談に来たときに基礎資料として活用している。

【点検・評価】 実施しているアンケートは、学生が相談に来たときの個別相談のために活用しており、学生への対応上は有効である。

【改善方策】 新入生全員のアンケートを集計し、何らかの形で結果を公表する。新入生だけではなく全学的に行うためには、学生部と共同でアンケートを実施することを検討する。

(4) 就職指導

<就職部の概要>

学生の就職活動に対する援助と助言を中心とする就職支援業務の本学の目標と基本姿勢は、単に統計上の数字を持って実績とするのではなく、学生自身にとって納得のいく就職であり、そこで十分活躍してくれることこそが、評価に値する真の実績である。

この目標実現のためには、まず多様な情報の収集に努め、それらを整理し、学生が自分で判断するための材料を可能な限り豊富に提供することが基礎となる。

その上で、個々の学生の判断上の戸惑いや不安を解消すべく、個々の相談にも応える事が可能となってくる。

大学の就職業務は、大学の教育目標と深い関係がある。学習院大学が社会に送り出そうとしている人物像、それが社会にどのように受け入れられるかを大学がどう捉えているかという認識を前提として、個々の学生が自分の資質を社会に問う就職活動を支援することになる。

本学は、実学的な教育目標を掲げて、ひたすら実践向きな学生を養成することではなく、学問の基礎をしっかりおさえ、本物の教養を身につけた洞察力のある学生を社会に送り出すことを目標としている。「核」を持った学生を、言い換えれば、情報収集とその整理分析力を持ち、自分の考えを表現する能力を身につけた学生を「学習院大学卒業生」として社会に送り出してきた。

このことが、本学の就職環境を形作ってきたといっても過言ではない。現在の就職支援を支えているのは、本学の卒業生たちが社会に出て相応の活躍をしているという社会の評価と、卒業生たちが後輩の指導にあたっていることが基礎としてある。

ここ数年の就職環境は学生にとって売り手市場といわれている。しかし、よい就職とは何か、いわゆる「就職観」の認識が各々の立場で次のように少しずつれているように感じる。

- ・ 大学が教育と就職をリンクした就職を考える学生像
- ・ 企業側が求めている人材としての学生像
- ・ 学生自身の社会観・職業観・企業イメージ
- ・ 父母が抱いている学生の将来に対する期待

これら各々の立場から見た就職観にいささかの齟齬が生じていることは否めない。そこに就職活動における支援の難しさがある。

たとえば、いわゆる一流企業に就職することを目標とし、それが成果とするならば、現在就職を希望する学生の半数以上が一部上場企業・非株式会社企業・官公庁に就職している状況にあり、実績として評価されることになる。しかし、統計上の数字の上下や就職先企業の規模の大小と、個々の学生にとって果たしてよい就職であったかは、別の視点で見るべきである。

雇用条件が好転しているといえ、企業の厳選採用は継続している状況にあり、学生一人ひとりが、自分の将来を見据えて、また、自分の職業観に基づき職業選択をしてくれることを願う次第である。その実現のために就職部はあらゆる支援を惜しまない。

(就職指導)

A群 学生の進路選択に関わる指導の適切性

B群 就職担当部署の活動上の有効性

C群 就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

C群 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

C群 就職活動の早期化に対する対応

C群 就職統計データの整備と活用の状況

【現状の説明】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

この3年間の就職率は、95%~96%と高い率を示している。これらは、景気の回復・団塊世代の退職等、外的な要素だけで得られたものではない。長年の就職支援カリキュラムの効果が少しずつ現れているものとする。詳細な支援カリキュラムの内容は、次の1. から9. に示すとおりであるが、学部学生約 8000 名に対し、1年生から参加できるキャリアアップセミナー、主に3年生を対象とした就職セミナー、学内業界・官公庁研究セミナー、卒業生による面接試験対策セミナー等充実した就職支援を行っている。

《就職支援プログラム》

1. キャリアアップセミナー

入学早々、1年生全員に対し「進路や就職を考えるキャリアアップセミナー1」と題し、「3年生になってから慌てないために今やるべきこと」について就職部長よりの講義、続いて①キャリアとは?②キャリアデザインとは?③これからの学生生活について④進学について⑤就職活動等詳細について、就職部職員より講義をした。また、公務員志望の学生及びマスコミ志望の学生に対し、本学が支援するセミナー・ガイダンスも行った。配布資料として、キャリアアップ教育の一助となる冊子「キャリアガイドブック」を全員に配布した。

第2回目は、「ライフスキルで勝つ」と題し、就職活動とメンタル面の関係についての講演、第3回目は、「就職活動で成功する人の夏休みの過ごし方・インターンシップ解説」について、第4回目・5回目は、「適性・適職テスト」とその解説及び「自分と仕事の発見」について講演を外部講師を招いて実施する。

2. 就職セミナー

主に3年生を対象に、9月より2月下旬にかけて11回の就職セミナーを開催する。1回目は、9月下旬に「就職の流れとポイントについて」就職部長の講義及び外部講師により講演を行う。同セミナー時には、就職活動に必要なノウハウを集約した、「就職ガイドブック」の配布も行われる。同時に、今後の学生指導の基礎となる「進路登録票」の用紙を配布し、提出を義務づけている。この「進路登録票」により、学生の進路調査及び就職希望者の希望業界・企業等の調査も行い、今後の個人面談・指導のための基礎情報を得ることになる。

また、個人面談の結果も裏面に記録し、複数回面談にくる学生に対し相談員が変わっても過去の状況が把握できるようにしている。

2回目以降は、卒業生を講師に迎え、「企業から見た就職活動」と題し、企業が求める人

材・面接で何を着眼点としているか?の講演、また、「自己PR・マナー・エチケット解説」、「新聞の読み方・企業研究の手法」の講義も実施する。就職試験が近づく時期には「エントリーシート作成のポイント」等、就職活動に直接関連する内容について講義が行われる。

3. 学内業界・官公庁研究セミナーの開催

2006(平成18)年度の学内での「業界・官公庁研究セミナー」は、学生の就職希望の多い企業、採用実績の多い企業及び官公庁等に参加を依頼し、11月中旬より約1ヶ月に渡って学生に具体的なイメージを持ってもらうことを目的とした「業界・官公庁業務研究セミナー」を実施し、194の企業(官公庁含)が、また、2月中旬より1週間実施した「学内企業説明会」に139社、合計333の企業・官公庁の参加を頂き、延べ約14,000人の学生が参加した。また、6月には、新4年生で就職活動中の学生を対象に、38社の企業の参加を頂き、ブース形式で「学内企業説明会」を開催した。

4. 適性適職・SPI・一般常識等各種テスト

早い時期から、自分の適性・適職を知るために、3年生のみならず1・2年生の希望者も含め「適性・適職テスト」と、その結果の解説を実施している。

また、「SPIテスト」を年2回、「一般常識テスト」を年1回実施している。これは、早い時期に己を知り、採用試験で多くの企業で実施しているSPI試験に対応する目的で行っている。

5. マスコミ・広告セミナー

マスコミ・広告業界へ就職を希望する学生を対象に、放送・新聞・出版・広告の4分野に分け、90分間のセミナーを各分野3回ずつ計24回のセミナーを実施している。前半12回は、各業界・企業の業務説明と共に、仕事の厳しさ・仕事のやりがい等、企業の実情について講義を受け、後半12回は、マスコミ業界へ就職するための準備・心構えを中心に、マスコミ・広告業界の第一線で活躍している本学卒業生が講師となり、生きた情報を熱く指導してくれている。

6. アナウンサーセミナー

マスコミ・広告セミナー同様、アナウンサーを志望する学生についても、本学卒業生の現役アナウンサーを招き、アナウンサーの仕事の説明・アナウンサーの基礎である発音発声・滑舌の指導、採用試験での自己PR・面接試験の指導等についてきめ細かい指導を受けている。

7. いろは塾(グループ面談等)

10月には、「いろは塾」と称して、3年生の希望者を対象として、直近に迫った就職活動を前に、就職活動の「いろは」である、挨拶の仕方・エントリーシートの作成・自己分析(PR)の準備及び集団模擬面接・個人相談等を指導している。

8. 面接試験対策セミナー

本学就職指導の最大の特徴であるのが、「面接試験対策セミナー」である。このセミナ

一は、17年間継続されているセミナーで、本学が誇れる就職支援である。本学同窓会組織である桜友会の全面的支援を受け、参加希望学生に対し、各企業の人事担当者を含む第一線で活躍しているOB・OG約150名が世話役・講師として面接試験直前の1月の連休2日間、朝9時から夕方5時までボランティアで指導を行っている。このセミナーの開催のために、卒業生との事前の打ち合わせ会を年3回開催し、前年度の学生アンケートからの反省を含め企画打ち合わせを行っている。2006(平成18)年度は、700名の募集に対して参加希望学生は820名であった。セミナーの具体的な内容は、参加学生を小グループに分け、各グループに講師としてOB・OG各1名と就職が内定した4年生1名を可能な限り配置し、事前に提出されているエントリーシートの添削・挨拶の仕方・個人面談・グループ面談等卒業生ならではの木目細かい指導が行われる。セミナー終了日以降も、学生はグループの講師であったOB・OGに個別に連絡を取り指導を受けている。

本学の就職状況が良好なのは、景気の回復のみならず、この卒業生の支援による「面接試験対策セミナー」の実施が大きく貢献している。

9. 就職部支援授業「産業事情」(現代企業論)

経済学部経営学科開設科目(担当:内野崇教授)の「産業事情」(現代企業論)の授業は、後期12回の授業で、授業形態は、各業界の代表企業の方を講師に招き、業界の現状・今後の展望、その業界での来訪企業の位置付け、学生からの質疑応答も受付、就職や業界・企業研究にも有意義な講義内容となっている。この授業は単位を認定する授業ではあるが、就職活動の一助として聴講のみ希望する学生も多く参加している。この授業の開設に当たっては、業界選定・講師依頼について就職部も協力して開講している授業である。

2007(平成19)年度の就職支援プログラムは次表のとおりである。

日 時	内 容
4月10日(火) 16:00(90分)	進路や就職を考えるキャリアアップセミナー(1) (1年生全員対象) (新入生就職ガイダンス)
4月12日(木) 18:00(90分)	公務員セミナーガイダンス (1~3年生希望者) 「公務員試験対策講座」説明
4月16日(月) 18:00(90分)	マスコミ・広告セミナーガイダンス (1~3年生希望者) 講演:「めざせマスコミ人」
5月11日(金) 18:00(90分)	進路や就職を考えるキャリアアップセミナー(2) (1~3年生対象) 講演:企業社会に必要とされているメンタリティーをスポーツ心理学に学ぶ
6月4日(月) 16:30(2時間)	学内企業説明会(4年生対象) 48社参加
6月6日(水) 18:00(90分)	進路や就職を考えるキャリアアップセミナー(3) (1~3年生対象) 講演:就活で成功する人の夏の過ごし方・インターンシップ解説
6月13日(水) 18:00(90分)	進路や就職を考えるキャリアアップセミナー(4) (1~3年生対象) 適性・適職テスト

I 全学に関わる事項

6月27日(水) 18:00 (90分)	進路や就職を考えるキャリアアップセミナー(5) (1~3年生対象) 適性・適職テスト解説 講演:自分と仕事の発見
9月25日(火・2限) ~毎火曜	産業事情(現代企業論)授業(後期12回)
9月26日(水) 18:00 (2時間)	第1回就職セミナー(3年生対象)(就職活動の流れとポイント) 「就職ガイドブック」・「進路登録票」配布
10月1日(月) ~ (12:40~2H)	いろは塾(模擬グループ面接他)(3年生対象)
10月2日(火) 18:00 (90分)	第2回就職セミナー 仮題「企業から見た就職活動」
10月6日(土) 13:00 (3時間)	第1回SPI・一般常識テスト SPI・一般常識テスト ¥1500(学生負担¥500)
10月12日(金)18:00 (90分)	第3回就職セミナー 講演:効果的な自己PR・マナー・エチケット解説
10月18日(木) 18:00 (90分)	第4回就職セミナー 講演:就職活動の総まとめと心構え 日本経済新聞配布
10月25日(木) 18:00 (90分)	第5回就職セミナー 講演:ワークシートで自己分析を徹底する
11月7日(水) 18:00 (90分)	第6回就職セミナー 講演:新聞の読み方・業界企業研究の手法 日本経済新聞配布
11月10日(土) 13:00 (2時間)	第7回就職セミナー 「学部別模擬面接セミナー」
11月12日(月)~12月14日(金) 18:00~19:00	業界・官公庁業務研究セミナー(3年生対象)
11月17日(土) 13:00 (3時間)	SPI試験対策講座
11月22日(木) 18:00 (90分)	第8回就職セミナー (履歴書・エントリーシート作成のポイント)
11月24日(土) 13:00 (90分)	第2回SPI対策テスト¥1000円(学生負担¥500)
12月11日(火) 18:00 (90分)	第9回就職セミナー (内定学生によるパネルディスカッション)
1月13日(日)・14日(月・成人の日) 9:00~18:00	第10回就職セミナー 「面接試験対策セミナー」
2月14日(木)~2月22日(金) (除:土日)7日間 10:00~16:00	学内企業説明会(3年生対象)
2月25日(月) 13:00 (90分)	第11回就職セミナー(3年生対象) 講演:就職活動本番に向けて (日経新聞就職特集号配布)

2月26日(火)～3月4日(火) (除:土日) 13:00(3時間)	模擬面接教室(3年生対象)
---------------------------------------	---------------

・就職担当部署の活動上の有効性

1. 組織

本学の就職部の組織は、就職部長、就職課長、主事1名、主事補2名、書記1名、専門嘱託1名の専任職員7名とアルバイト職員2名の計9名で構成されている。このスタッフにより、次のような業務を運営している。

- ・学生相談
- ・セミナーの実施
- ・インターンシップの斡旋
- ・学内企業説明会の実施
- ・就職資料の管理
- ・ホームページ・就職システムの運営
- ・資料室・PC室の管理運営

2. 資料室の現状

事務室に隣接し、就職資料室を置いている。この資料室には、各企業の会社案内・資料が産業別に保存されている。また、インターンシップ・Uターン・公務員・障害者関連・留学生関係の各資料、ポスター等が保存・掲示されている。また、後輩の就職活動の一助のため、先輩たちが残してくれた、「就職活動報告書」が保存されている。内容は、就職活動のプロセス・注意点・後輩へのメッセージ等これから就職活動をする学生にとって貴重な資料である。学生は資料室で資料を閲覧し、必要に応じてコピー機で複写することもできる。資料以外にも、SPI試験の訓練のため、SPIソフトをインストールしたPCが3台用意されており、就職試験間近な時期には、多くの学生が利用している。

3. PC・AV室の現状

(1) PC室

教育研究機関へ接続されているPCが6台用意されており、企業情報の検索・就職サイトへ接続してのエントリー等、主にインターネットへ接続して利用されている。また、企業等へ提出するためのエントリーシートの作成・小論文の作成等文書作成にも利用され、学生が就職情報検索・資料作成のために有効に利用している。

(2) AV室

就職活動の参考とするため、マナー、自己PR、エントリーシートの書き方、面接の対応、企業研究、Uターンといった内容をテーマとするビデオ(テープ・DVD)が用意されており、AV室での利用の外、学生への貸し出しも行っている。

(3) 就職関連雑誌・資料の閲覧

PC・AV室には、就職のための雑誌・書籍・辞書等も用意されており、これらの資料

をPC・AV室内で閲覧することができる。

4. 就職相談

時期により相談内容は違うが、多くの学生が就職相談を受けている。相談方法は、原則として予約制をとっている。学生は、就職部のカウンターで相談希望日時を予約する。相談員は、専門嘱託職員を中心に、就職部職員が学部別に担当を決め相談員として対応している。4年生で企業紹介を希望する学生は、本学への求人依頼企業を中心に、就職部長が学生と面接の上、企業紹介を行っている。また、マスコミ・広告企業を志望する学生に対し、桜友会の協力も得てその業界のOB・OGを相談員として招き、平日、午後6時より1時間、個別相談を実施している。相談方法は、来訪企業・卒業生相談員の一覧表より、学生が相談希望日を事前予約する。

5. 就職ガイドブック・キャリアガイドブックの発行

(1) 就職ガイドブック

3年生の夏休み明けに開催される就職セミナー時において、これから就職活動を始めるにあたっての、諸注意・就職活動の進め方・就職部の利用について・就職資料室、PC・AV室の利用について等を網羅した冊子「就職ガイドブック」を作成配布している。就職活動をする上でのマニュアルとして学生にとって辞書代わりに利用されている。

(2) キャリアガイドブック

早い時期から進路・就職について意識を持つ必要があるため、1年次入学時の新入生ガイダンス時に冊子「キャリアガイドブック」を配布し、重要部分について解説している。冊子は、学び編（高校と大学の勉強の違い、聞く力、情報収集力、文書力、表現力等）と進路編（働くということ、ビジネスを知る、業界・職種を知る、キャリアデザインを描く）とで構成されており、進路・キャリアデザインを意識できるような内容にしている。

6. 就職委員会

これまで、就職状況の報告は、学部長会議を通じて行っていた。2007(平成19)年度より、学部学生、大学院学生及び専門職大学院学生の就職支援を円滑に行うため就職委員会を発足した。委員は、4学部・専門職大学院より各1名及び就職部長・就職課長の計7名で構成され、本学学生の就職に関する情報交換及び就職支援等に関し助言を行う機関として稼働した。この委員会の発足により、学部・大学院・専門職大学院との情報交換がスムーズに行われ、教学との連携、就職状況の途中経過報告、就職の諸問題の検討等、学生の就職支援がより円滑に行われる。

7. ホームページのリニューアル

就職部ホームページは、既に5年以上前より開設しているが、2007(平成19)年4月より全面リニューアルを行った。リニューアルの内容は、求人情報の検索方法(クロス検索等)の改善、新着情報のタイムリーな提供、卒業生・企業・受験生の分野別情報提供、在学生の進路決定届・活動報告書・アンケート等の報告の簡素化(本人基本項目の入力が不要)がなされた。これにより、学生からの報告書は、ペーパー主流から、WEB報告が主流とな

り報告率の向上が期待できる。また、これ以外の改善点としては、求人票・学生からの報告データ等、諸データがダウンロード可能となり、C/S システムでの統計資料作成にそのデータを利用することが可能となり事務の効率化が図れた。

・就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況

専門のキャリアアドバイザーの配置状況は、2000(平成12)年度より企業の人事担当経験者を専門嘱託として採用している。企業の採用する立場からの目線で学生相談及び指導を行っている。現在、キャリアアドバイザーの資格を有した職員は存在していない。

・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

キャリアアップセミナー、就職セミナーとしての就職ガイダンスは多くのカリキュラムを実施しているが、既に説明されている就職支援プログラムを参照願いたい。なお、授業において、就職部が出向しての就職ガイダンスは、実施していない。

・就職活動の早期化に対する対応

就職活動の早期化については、職業観といった観念的な部分と、採用試験に向けての実践的な部分との両方の対応が求められると考える。前者については、新入生に対し「新入生就職ガイダンス」を実施し啓蒙している。一方、後者については各就職セミナーにて早期化が進んでいることの注意を学生に促すとともに、採用試験における比重が最も高いと思われる「面接」の対策セミナーを2月中旬から1月中旬に移すことで対応している。

・就職統計データの整備と活用の状況

本学が制定している、個人情報保護規程に配慮しつつ、学生からの進路登録票・進路決定届、企業からの求人票等を基礎データとして、次のような就職に関する統計資料を作成し、就職指導・諸機関への報告・統計調査に使用している。

- 就職内定状況
- 就職先一覧表（全学部・学部別・学科別）
- 求人会社数（学部別・資本金別・上場別・都道府県別・従業員数別）
- 内定者数（総数・過去5年間・上場別・学科男女別・年度別・地区別・資本金別・従業員数別）
- 内定者多い企業順（全学部・学部別・学科別・業種別）
- 就職希望なし内訳表

【点検・評価】

就職部では、就職支援については上述しているように木目の細かい支援を行っている。

しかし、現状に満足することなく、このまま継承すべき支援・一部見直しをすべき支援・新たな支援等、常に社会の変化に対応する必要がある。具体的には、次の項目について点検・評価した。

1. キャリアアップセミナーの参加者の拡大

低学年向けに開設してはいるが、やはり「就職＝3年生から」との意識が強く、1・2年

生の学生の出席率が悪い(3年生が主流になっている)。就職活動は3年次からであっても、経済産業省も広報しているように、社会人に求められている「社会人基礎力」や、面接試験等で問われる『学生時代のすごし方』『学生時代で人として成長したこと』は、1・2年時の学生生活によって形成されるものである。就職試験の目的のために部活動やアルバイトを行うのではないが、その中で経験したことが人の成長に大いに役立ち、企業が求める人物像に近づくことになる。このように学生生活を積極的に行動し、また、多くの友人を得ることが延いては人を成長させ、就職活動にも大いに役立つことを早いうちに理解させることが重要である。そのことを学生に認識させることも、キャリアアップセミナーのひとつの目的である。多くの低学年の学生の聴講を促すために、今後もあらゆる機会を通じ地道に広報することが必要と考える。

また、学部・大学院の教学部門でのキャリア教育授業の中でも推進を可能とするため、就職委員会等で協議を進める。

2. 就職セミナーの運営見直し

2007(平成19)年度は11回の就職セミナーを予定しているが、ほとんどが講義形式のものが多い。今後は、講義と演習(実地)をセットにしたセミナーを企画する必要がある。これにより、講義で得たことを、演習で学生が実践し、より講義の内容が身につく、有意義なセミナーになる。

3. 面接試験対策セミナーの充実

面接試験対策セミナーは、支援プログラム8.で記したように、卒業生の全面的協力で実施している本学が誇れる就職支援セミナーである。面接試験直前に実践的なことを演習形式で行い、事後のアンケートからも、面接に自信がもてた・受け答えに指導内容が大変役に立った等有意義であったとの回答が多数あった。このセミナーに就職試験を勝ち抜いた4年生を各班に配置し、就職活動を済ませたばかりの学生からも有益な指導が受けられるよう対応する。なお、2006(平成18)年度は、700名の募集に対して820名の希望者があり、120名の学生は参加できなかった。卒業生には負担が多くなるが、希望学生全員が本セミナーに参加できるようグループの拡大(講師の増員)を図れるよう計画をしたい。

【将来の改善に向けての方策】

1. 早期離職の調査

ここ数年の就職状況の好転により、学生が企業の応募先を決定するのに、日常学生が知り得ている情報の範囲で決定する学生が少なからずいる。従来学生が日常的に知っている企業情報はユーザー・顧客の立場での情報であり、就職はそれを提供する立場になる。まったく逆の立場に立つことになり、当初イメージしていた仕事とのギャップが生じる。これに、対応しきれずに早期離職をするケースが多いと思われる。

本学卒業生の離職状況は現在把握していない。早急に、過去3年間に卒業した学生について、就職先の企業の協力を得て、年度別に就職した人数に対し、在籍者及び退職者数・

退職年度の調査をする予定である。

2. OB・OG訪問の推進

早期離職の主たる原因は、企業研究不足と考える。インターネット等情報が豊富にある状況で、そこから学生が得る情報は、企業側が発信するいわゆるコマース的な情報が多い。本来就職活動は、ユーザー側からでなく、提供する側からの視点で、企業を選択しなければならない。

事前に、OB・OG訪問やインターンシップへの参加等、企業の実情を調査しないで就職先を決定した場合、「こんなはずではなかった」というギャップが生じてしまう可能性が高い。応募企業を決定する前が望ましいが、遅くも就職先を決定する前までには、その企業で既に働いているOB・OGから、採用後の仕事の厳しさ、職場の雰囲気、働き甲斐等インターネット等では得られない情報を得た上で就職先の決定をするべきである。就職部では、OB・OG訪問を推進すると共に、訪問するために必要な情報を、同窓会（桜友会）の協力を得て、OB・OG訪問に限定し、卒業生の最新情報を提供している。

3. 教学部門との連携

早い時期からのキャリア教育が必要なことが叫ばれている。その実現のため、教学部門でのキャリア教育と、就職部での就職支援とが協力して行うキャリア教育授業の早期実現に向け就職委員会において協議する。また、それに伴う組織のあり方についても同時に検討する。

(5) 課外活動

(課外活動)

A群 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

本学の課外活動は、1889(明治22)年に設立された学習院輔仁会に源流を持つ。創設当時から運動部及び文化関係各団体は、時代に先んじた競技や文化活動に積極的に取り組み、文化創造の伝統を形成してきた。この伝統は、1949(昭和24)年に設立された学習院大学においても継承され、本学の基本的理念「文化の創造発展と人類の福祉に貢献する」の中に、今日も脈々として息づいている。

【現状の説明】

1. 課外活動の意義

大学での4年間は、正課である授業が中心となって学生生活が営まれるのは言うまでもない。そして同時に正課外の課外活動も、学生にとっては欠くことのできない生活の一部であり、その意味では、正課の授業とともに大学教育の一翼を担うものであることは疑いえない。とりわけ近年、学生のコミュニケーション力の衰退がしばしば指摘される一因には、こうした課外活動への参加経験の有無が、大きく影響しているとも考えられ、課外活動の重要性が見直されつつある。

本学では、スポーツや文化・芸術の様々な活動が、友人との出会いの場となり、延いては人格形成の場となるよう、課外活動への積極的参加を呼びかけ、物心両面で継続的な支援を行っている。

2. 課外活動の内容

2006(平成 18)年度現在、本学には運動系の部、同好会、愛好会を統括する運動部会（49 団体）と、文化系の部、同好会、愛好会を統括する文化部会（74 団体）がある。これに学生相談所、学生放送局、大学新聞社、輔仁会雑誌編集委員会の所謂独立 4 団体を加えて、127 団体が公認団体として活躍している。全学生の約 54%がこの公認団体に所属している。

この他に、様々な任意団体が自由な活動を行っており、これら任意団体も含めると、全学生の約 80%が何らかの課外活動に参加しているものと推定される。

運動部会に所属する団体はそれぞれの種目ごとにリーグ戦、学生選手権大会等に出場するほか、大学対抗の運動競技総合定期戦を二つ行っている。一つは、成蹊、成城、武蔵大学とで行う「四大学運動競技大会」であり、もう一つは、甲南大学と行う「学習院大学対甲南大学運動競技総合定期戦」である。いずれも伝統ある定期戦で、2006(平成 18)年度現在で、前者は第 57 回、後者は第 51 回を数える。

この他に、一般学生が参加して優勝を争う学内大会（四大学運動競技大会の学内予選を兼ねる）が、毎年開催されている。

文化部会に所属する団体の活動としては、音楽、美術、演劇、落語などの定期公演会の他、音楽関係諸団体が参加する目白音楽祭（5月中旬から6月上旬の昼休み時間を利用しての輔仁会館前の野外演奏会及び富士見会館内の演奏会）がある。また、11月の学習院大学大学祭は、日頃活動している課外活動の成果を発表する最大の場になっている。

3. 課外活動施設

運動部会・文化部会が活動の拠点としている課外活動施設としては、地下 1 階から地上 5 階建ての部会室棟「黎明（れいめい）会館」、および地下 1 階地上 6 階建ての「富士見会館」がある。富士見会館は 2000(平成 12)年秋に完成し、部会室の他、ホール、集会所、防音室、集会室（和室、小会議室）、アトリエ（演劇、美術）、倉庫、防音倉庫、和弓道場、道場、陶芸窯場等の施設を備えており、諸団体のみならず、一般学生の課外活動の場としても広く利用されている。

上記の活動拠点の他、北グラウンド、全天候型多目的コート、硬式野球場、硬式テニスコート、軟式テニスコート、洋弓場、屋外プール、ゴルフ練習場、体育館、卓球場、柔剣道場、馬術部専用馬場などが、全て目白キャンパス内に配置されており、一部正課活動と共用となるが、授業終了後には各運動部会が日常的に使用している。また、埼玉県戸田市には、漕艇部の合宿所を兼ねた戸田艇庫がある。

これらの他、輔仁会各部会をはじめ一般のサークルを対象に、課外活動のために輔仁会館集会室を貸し出しており、教室棟の一部についても授業のある期間中の昼休みや放課後に限り貸出を行っている。

4. 課外活動と輔仁会

学習院には、スポーツ、文化・芸術、その他様々な学生の自主的活動と会員相互の親睦を図るための組織として輔仁会があり、その活動は古く 1889(明治 22)年に遡ることができる。輔仁会の構成は、学習院長を会長に大学及び女子大学生、中高等科・女子部中高等科生徒、初等科児童、幼稚園園児の他、教職員も会員として加入している。各学校にはそれぞれ支部が設置され、大学では輔仁会大学支部の下、学長が支部長となって運営されている。

輔仁会の予算は、会員の会費によって賄われ、毎年 1 回、会長及び各支部長、教職員、学生・生徒代表の各理事が出席する理事会で、前年度決算と共に審議され、承認を得た上で各団体に配布される。同時に監事による会計監査報告もここで行われている。

5. 運動部指導委員会と文化部指導委員会

本学では、課外活動の支援を目的として、運動部指導委員会および文化部指導委員会を設けている。

両委員会ともに、各部会の部長（教員）互選により選出された委員、学生部長および学生委員（運動部指導委員会のみ毎回の会議に参加）によって構成されており、課外活動が有意義に実践できるよう指導し、かつその活動が有効適切なものとなるよう、必要に応じて助言・援助している。

6. 課外活動に対する各種助成制度

(1) 学習院課外活動助成金

学校法人学習院への寄付及び基金を原資とした助成金制度があり、助成対象は大学から幼稚園までの広い範囲の活動に及ぶ。大学については、2006(平成 18)年度において「特別助成金」として 55 団体、総額 990 万円の助成を受けた。この他、特定の団体を指定して得た寄付金から支出する「指定助成金」制度があり、現在 7 団体がこの制度を利用している。

(2) 学生生徒等活動助成費

2006(平成 18)年度は総額約 1,300 万円を以下の活動に助成した。

1. 各部会等への助成
2. 運動部会フレッシュマン・キャンプ及びリーダーズ・キャンプへの助成
3. 全日本選手権大会出場者への助成
4. 四大学運動競技大会への助成
5. 監督・コーチ等指導者に対する年末謝礼
6. スポーツ団体障害保険料の半額負担
7. 学外施設使用団体援助金（2007〈平成 19〉年度から独立した助成金として 200 万円を支給）

(3) 父母会助成費

2001(平成 13)年度から学習院父母会より、優秀な成績を収めた団体・個人に対しての

助成（優秀賞）、創立記念事業・海外遠征等に対しての助成（特別助成）、日常活動における備品・用品等についての助成（一般助成）を行う制度が発足した。

(4) 桜友会輔仁会課外活動助成金

課外活動により学習院の名声及び評価を高めた部会への報奨金制度。対象は団体・個人、公認・非公認の別を問わない。

7. 大学祭

本学では、学生の有志団体である大学祭実行委員会が中心となり、6月上旬の参加団体総会を皮切りに定期的に説明会を開催のうえ、準備を進めている。従来は、準備日・本祭4日・片付日の計6日であったが、授業開講日数をはじめ学年暦との関係から、2007(平成19)年度より本祭を3日（1日減）として開催することとなった。

伝統ある大学祭も2006(平成18)年度で第37回を迎え、例年、準備日には前夜祭企画として恒例の参加団体による御輿行列が目白通りを練り歩くことでスタートする。また、本祭期間中は展示・演奏会・演劇・演舞といった、日頃活動している成果を発表する最大の間場となっている一方で、大学祭実行委員会企画による記念会館でのコンサート、文化人、タレントを招いてのトークショー、中央教室前特設ステージでの後夜祭ライブ等、実に多くの行事が目白押しである。近年は、期間中の来場者数は約3万人前後で推移している。

8. 学内大会・四大学運動競技大会・対甲南大学運動競技総合定期戦

(1) 学内大会

正式名称は「学習院大学学内競技大会」で、学習院大学が主催し、企画運営は輔仁会大学支部所属の運動部会によって構成される運動部常任委員会が担当する。従って、大会実行委員長（1名）、同副委員長（1名）、委員（数名）等すべて学生がこれに当たり、各競技の主管を当該競技の運動部員が行うなど、文字通り学生主体の競技大会となっている。

競技種目は、四大学運動競技大会参加種目学内選考を兼ねた「四大戦種目」とその他の「普通種目」とで構成される。参加資格は学習院大学生で、大学院生は含まないが、個人や授業選抜チーム、各種同好会等多様なグループが参加可能で、四大戦種目での上位入賞者は、その年の四大戦一般種目に出場する資格を得ることができる。

(2) 四大学運動競技大会

戦後新制大学として発足した大学のうち、旧制高校時代から結びつきのあった成蹊、武蔵、成城、学習院の四つの大学が、スポーツを通じて親睦を深め、技術の向上を図ることを目的に1950(昭和25)年に始めたもので、通称「四大戦」と呼ばれている。参加四大学は上記の順で当番校になり、学生は在学中に1度は当番校として大会の主催を経験するようになっている。

競技は運動部会対象の正式種目、各大学より選出された有志団体や個人が対象の一般種目、教職員参加の教職員種目によって構成され、それぞれの種目で順位を決定するが、総合順位は正式種目と一般種目の合計点によって決定される。

大会組織及び競技種目は規約によって規定され、大学側は、大会会長（当番校学長）、大会副委員長（他の三大学学長）、大会委員長（当番校学生部長）、大会副委員長（他の三大学学生部長）、大会審判長（当番校体育担当教員代表）、大会副審判長（他の三大学体育担当教員代表）等の役員に就任し、学生は、大会実行委員長、副実行委員長、実行委員を担い、四大学間で協議を重ねて大会の企画と運営にあたる。開催費用は各大学均等に負担し、関係企業に広告を依頼するなど、開催費の一部を自主的に開拓している。

大会は毎年 10 月の金・土・日に開催され、開催日の金・土曜日は全学休講措置が取られる。

開会式後には、四大学の学長、学部長、研究科長、学生部長、事務役職の懇談会が開催され、閉会式後には教職員と学生の懇親会が設けられるなど、長い伝統に支えられた四大学の貴重な交流と情報交換の場になっている。

(3) 対甲南大学運動競技総合定期戦

通称「甲南戦」と呼ばれ、神戸の甲南大学との間でスポーツを通じ交流を深めることを目的に 1956(昭和 31)年に第 1 回大会が開かれた。会場の提供・運営は毎年交互に当番校が受け持ちながら回を重ね、2005(平成 17)年度には第 50 回大会が甲南大学で開催され、記念式典も行われた。

1995(平成 7)年の「阪神淡路大震災」の際に、本学の運動部常任委員会が中心となり、学内において自然発生的に義援金募金や、ボランティアの派遣を呼びかけたことなどは、甲南戦を通じて培われた友情が実を結び、両校が助け合う姿の象徴的出来事と言える。

【点検・評価】 正課と共に課外活動も目白のキャンパスに一極集中しているため、各種設備の不足は否めない。特に運動部会については、グラウンド使用団体が複数存在し、北グラウンドでの練習時には複数の団体が同時に練習を行わなければならない状況である。これは体育館使用団体についても同様で、絶えず接触事故の無いよう特別の注意を強いられている。また、学内に競技施設を持たない団体は学外有料施設を利用する以外になく、年間の利用料の負担は重い。文化部会については、近年音楽系団体が多くなり、パート練習のため教室利用の要望が増えてきたが、一方では法科大学院のように、遅くまで学内で自習する学生や、その他学校行事等も増加の傾向にあり、課外活動との調整が困難になってきた。

学内大会及び四大学運動競技大会は、年々一般の学生の関心が薄れてきたためか、全学的行事の盛り上がり欠ける傾向にある。運動部会中心の運営ではあるが、他大学学生との競技を通じて、多くの交流を経験すると同時に、学習院生としてのアイデンティティ醸成に貢献してきたこうした伝統行事は、今後とも教職員・学生が一体となって支えていく必要があるだろう。

【改善の方策】 運動競技施設の不足は、キャンパスのキャパシティを考えれば早急な改善は望めない。

当面事故等のないよう一層の環境整備に努めなければならない。学外施設使用団体につ

いては、2007(平成 19)年度から助成金の増額が決定しているが、ヨット部、アイススケート部、水上スキー部等については一層の支援が望まれる。

四大学運動競技大会については、2006(平成 18)年度から一般種目参加の学生対象に壮行会を開催するなど、モチベーションの向上に努めている。

C群 学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状の説明】 2004(平成 16)年度から 2006(平成 18)年度の関東大会・全国大会の出場実績を見ると、運動部会では、ヨット部、水上スキー部、トライアスロン同好会、スカッシュ部、応援団チアリーダー部、馬術部などがインカレ等の全国大会で毎年好成績を残していることが判る。また 2006(平成 18)年度においては、陸上競技部の川内優樹が学連選抜選手として学習院史上初となる箱根駅伝出場を果たし、見事な快走をみせた。他方文化部会でも、スカイサウンズジャズオーケストラが、ヤマノビッグバンドジャズコンテストにて奨励賞を獲得するなど、その活動は多方面で評価を受けている。

【点検・評価】 学習院大学では、課外活動に対する学生満足度を計測するための明確な基準を持っていないが、全国大会出場や関東大会出場、広く社会への活動を行った場合等に対して支出される各種助成金があり、こうした助成制度について学生部に不満が寄せられたことはない。また、その他の要望については、2月に行われるリーダーズキャンプという運動部会の主将・主務が集まる研修会で各部から学校側への要望を提出させ、その要望に対し学生部・スポーツ・健康科学センター長・運動部指導委員長が協議の上、対策を回答するという形でのケアを行っている。しかし、文化部会についてはそうした要望提出の場が少ないため、学生の具体的要望や満足度を把握するのは難しい。また、文化部会は活動実績が運動部会に比べ見えにくい側面があり、どのように活動実績を評価し、それに基づいた支援制度を整備していくかは今後の課題である。

C群 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状の説明】

1. 輔仁会理事会

本学の学生代表組織は、輔仁会大学支部に所属する3常任委員会(運動部、文化部、文化系同好会)と独立4団体(学生相談所、学生放送局、大学新聞社、輔仁会雑誌編集委員会)の代表による「暫定協議会」によって構成されている。暫定協議会の役員は輔仁会の学生理事に任命され、毎年5月に開催される輔仁会理事会に出席し、各団体の会計決算及び予算案の承認を得なければならない。理事会には会長(院長)及び支部長(各学校長)が出席し、学生団体の活動報告や意見を聞くなど、幼稚園から大学までの課外活動全般についての情報交換の場になっている。

2. フレッシュマン・キャンプとリーダーズ・キャンプ

共に運動部常任委員会が主催する1泊2日のキャンプで、フレッシュマン・キャンプは

毎年5月、新たに運動部会に入部した新入生約400人が参加して開催される。これには運動部常任委員会役員と学生部長、スポーツ・健康科学センター所長、運動部指導委員会委員長、学生部職員も参加し、学生生活上の様々な注意を行う他、外部招聘講師による講演会、教職員・学生の懇親会等が開催され、意見交換も行われている。

リーダーズ・キャンプは毎年2月に、各運動部会の役職者（主将・主務）が参加して開催され、大学側からはフレッシュマン・キャンプと同様のメンバーも加わり、運動部会全体の運営等について意見及び情報交換を行っている。

3. 運動部指導委員会と文化部指導委員会

運動部指導委員会は年5回開催され、運動部常任委員の学生5名が委員として参加している。この委員会において各種予算及び助成金に関する審議と運動部関係行事等の報告がなされ、学生委員からの意見も聴取されている。

文化部指導委員会は年3回開催で、必要に応じて文化部常任委員及び同好会委員長を列席させ現状の報告、希望等を聞く機会が設けられている。

【点検・評価】 本学における学生代表組織は、輔仁会大学支部規約によれば各学部自治会代表によって構成される自治会総務委員会と、運動部、文化部、文化系同好会各常任委員会及び独立4団体によって構成される「協議会」が正式な組織となるが、長期に渡って学部自治会が確立せず、自治会総務委員会が存在しない。それに代わるものとして、3常任委員会と独立4団体による「暫定協議会」が学生を代表する機関とみなされている。

【改善の方策】 規約に基づく正規の手続きによって、健全な自治会及び総務委員会が再建され、「協議会」が正式な学生代表として大学運営の一翼を担うよう「暫定協議会」を指導・支援し、それにより学生自治の活性化を促す。

9 管理運営

【目標】 学部教授会は、当該学部の重要事項を審議するための機関であり、その審議は民主的かつ自治的であるべきである。また、全学的審議機関は常に学部教授会との意思の疎通を図り、全学的な理解を得、納得されるような結論を引き出し、大学全体としての意思決定をしなくてはならない。一方で、これらの運営は迅速かつ効率的に行われることが要求され、そのために、学長のイニシアティブが発揮できるような学長室体制への移行も含め、組織改革を進める。

なお、第Ⅱ章、第Ⅲ章の各教研部門の当該大項目の冒頭に記載の目標も参照されたい。

(教授会)

A群 教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

B群 学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性

B群 学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

各学部教授会は言うまでもなく当該学部の重要事項を審議するための機関であり、本学では原則として月に2回、入学や卒業に関わる事項のために不定期となることも含め、年間に20回程度開催されている。その構成員は、学部所属の専任の教授、准教授、および講師である。さらに、スポーツ・健康科学センター、計算機センターおよび外国語教育研究センター所属の専任の教授、准教授および講師はいずれかの学部教授会の構成員となる。どの学部教授会の構成員となるべきかは「大学教員選任規程」に基づき決定される。教授会のこのような構成は、各センターと各学部の連携協力関係に寄与している。なお、すべての構成員に対して公平に発言の機会および投票権が与えられていることは言うまでもない。教授会は以下の事項を審議することとなっている。

1. 入学、休学、留学、退学、転部・転科、卒業及び科目等履修生、特別聴講生、特別聴講学生、委託生、研究生、協定留学生等に関する事項
2. 各学部及び各学科の教育計画並びにその実施に関する事項
3. 試験に関する事項
4. 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
5. 教員の人事に関する事項
6. 各種委員等の選出に関する事項
7. 学部長の選出に関する事項
8. 教育及び研究予算に関する事項

9. 学則及び学部規則その他各種規則の制定並びに変更に関する事項
10. 大学及び学部に関連のある事項
11. 学長の諮問事項に関する事項
12. その他教授会が必要と認めた事項

とくに、教育課程については、授業科目の形態や方法なども含め学部・学科での差異が大きいが、各学部ごとにそのような事情を考慮した上での詳細かつ慎重な審議がなされている。教員人事に関しては、「大学教員選任規程」に基づき、学部教授会での適切な手続きと審議を経た上で選任あるいは昇格等の決定がなされている。「大学教授会則」によれば、教授会でのこれらの決議は学長の承認を要することとなっている。さらに最終的には大学の全学的審議機関である学部長会議での承認により確定するが、各学部に関する教育課程や人事に関わる事項については、実際には学部教授会の決定が最大限尊重されている。以上のことから、当該学部の教育課程や教員人事等において教授会は実質的に最終的な意思決定機関としての役割を果たしており、また適切に運営されていると言えよう。

学部長会議は、大学の適正な運営を計ることを目的として設置され、学長、学部長、図書館長、教務部長、学生部長、庶務部長および大学経理部長を構成員として原則として週1回開催されている。学部長会議は、各学部教授会で決議された事項を承認し、また大学の教育に関する基本方針をはじめとして、法人からの諮問事項、学部に関する全学的な事項等に関して審議し、必要ならば各学部教授会への審議依頼を要請する等の手順を踏んだ上で大学としての最終的な意思決定をする。学部長は主として学部の代表者として協議に参加することとなっており、学部の意向を学部長会議に伝え、さらに学部長会議でなされた決定事項や諮問を学部教授会に迅速に伝達する役割を持つ。このように学部長は全学的な視野でもって学部を統括し、教授会は大学全体あるいは他学部の意向を学部長を通して認識しながら、完全な自治の下で十分な審議をする体制となっている。

大学協議会は、大学学則、大学教育全般にわたる方針・組織・運営等に関する事項等について審議する学長の諮問機関であり、構成員は学長、学部長および各学部教授会より一人ずつ選出された者となっている。学則および諸規程の改正案、名誉教授の推薦案等が上程され、各案件の確認・承認がなされる。そこでは学部長会議での審議が尊重される。なお、2004(平成16)年度に法科大学院が開設されたが、その際制定された「専門職大学院学則」その他専門職大学院関連規程のいくつかは、その改正について大学協議会の議を経る必要があるとしている。そのため、当分の間、大学協議会において専門職大学院関係規程の改正等を審議・決定でき、またこの関係において専門職大学院の長等の出席ができるものとしている。

上に述べたように、全学的審議機関である大学協議会、学部長会議と各学部教授会は常に意思疎通を絶やさずに民主的に運営され、その連携は概ね良好であると言えよう。その一方で、その迅速性・効率性においてその連携体制が十分とはいえない面もあることは否

めない。民主的な運営は意思決定までに多くの期間を費やし、とくに近年の大学をめぐる諸問題、諸状況に迅速に対応できているとは必ずしも言い難い。これに対しては、後述の学長補佐体制をさらに充実させて、学長のリーダーシップの下、迅速に諸問題に対応できる体制、たとえば事務職も含む即戦力となり得る学長直轄の組織の設立も考えるべきである。また、今後ますます重要となるであろう学部・大学院・専門職大学院との連携、強調も、現在の管理運営体制では十分に達成できない可能性がある。たとえば、大学協議会、学部長会議に関する事務は大学庶務部が担当し、大学院委員会のそれは教務課が担当する等、複雑かつ不透明な体制となっている。学部・大学院・専門職大学院の連携、強調および事務上の手続きの簡素化、透明化という観点から、これらを統括する管理運営体制の確立を図る必要がある。以上の考えのもと、事務機構の改革に着手し新たな体制構築の早期実現を目指している。

(学長、学部長の権限と選任手続)

A群 学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

本学の学長は「学習院大学学長選任規程」に基づき、本学専任の教授、准教授、講師を選挙権者とする選挙によって選出される。被選挙資格については、連続3選を認めない他は制限がなく、本学の教職員でない者が学長となる可能性もあり、制度の上では広く社会に開かれてはいるが、これまでに本学教授以外で学長に選出された者は実際には皆無である。選挙は、候補者を決定するための第1次選挙と、それによって決定された候補者中から学長たるべき者を選出する第2次選挙とに分けられる。どちらの選挙も無記名投票によって行われる。第1次選挙は2名連記（単記の投票も有効）、第2次選挙は単記の投票による。第1次選挙における上位の得票者3名を第2次選挙の候補者とする。第2次選挙に先がけて、各候補者によって提出された選挙に必要と認められる程度の履歴が選挙権者に通知される。第2次選挙は、第1次選挙後1ヶ月以内に招集される選挙会において行われる。選挙会は選挙権者3分の2以上の出席を要し、投票の過半数を得た者が学長当選者となる。投票の過半数を得た者がいないときは、上位者2名につき決選投票を行う。以上の手続きは、選挙管理委員会の管理の下で極めて厳正に遂行される。学長の任期は4年であり、引続き再任された場合の任期は2年とし、連続しての3選は認められていない。

学部長は「学習院大学学部長選出規程」に基づき当該学部教授会構成員による選挙により選出され、学長が委嘱する。被選挙資格は当該学部所属の専任教授である。選挙を行うには、教授会において選挙権者の3分の2以上の出席を必要とし、投票数の3分の2以上を得た者を当選者とする。部長の任期は2年であり再任は妨げられていない。

以上のように、学長は本学専任教員の選挙により、また学部長は当該学部の選任教員によりきわめて民主的かつ厳正に選出されており、それぞれ大学、学部の代表者選任の手続きとして適切であり妥当であると考えられる。

B群 学長権限の内容とその行使の適切性

B群 学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

B群 学部長権限の内容とその行使の適切性

C群 学長補佐体制の構成と活動の適切性
(意思決定)

B群 大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性
(評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関)

B群 評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその運用の適切性

学習院大学職制では、「学長は大学に関する事務を掌握し、併せて所属教職員を統督する」とされている。これは学校教育法第 58 条に定められている学長の職務に関する規定とほぼ同じ文言である。

また、事務を掌握し、統督する事項は、個々の学内規程に学長の果たすべき役割が定められていることから、それらを概括的に記述する。

大学における学長の権限を、概観すると、1) 大学意思決定機関の議長あるいは委員長として大学の意思決定及び意思決定の最終手続きであるいくつかの会議体の開催、議長を務め、またそれらの会議体に議題提出権をもつこと、意思決定の内容が大学の教育、研究等基本に係わる問題である場合にはその内容を規程の制定、改正等に反映させるための大学内での最終的決定手続きの執行者となること、2) 大学の教員の増員、補充、選任、学部長、専門職大学院研究科長以外の大学役職者の選任における大学内の最終的決裁等人事に関する問題、3) 競争的助成金を含む公的、私的助成金等の申請、管理等に関して対外的に大学としての責任主体として機能することである。以下、各事項に整理して記述し、最後に学長補佐体制についてふれる。

1) 学長は、大学意思決定機関の議長あるいは委員長として大学の意思決定及び意思決定の最終手続きであるいくつかの会議体の開催、進行責任者を務め、また、それらの会議体への議題提出権をもつ。

大学の学則等の改正その他各種の主要な規程の改正、教育全般に関する方針、組織、運営に関する事項等は、学部長、専門職大学院研究科長を含む関係部門長からの提案あるいは学長の提案として各教授会に審議を要請し、教授会の意思を集約し、また、教授会によって判断に齟齬が生じた場合には最終的には学長の提案によって専門職大学院研究科、各学部代表によって構成される大学協議会（大学協議会規則）に諮問し、審議を求めることができる。

全学的課題、それに係わる将来計画の策定、立案等は、学部長等を通じて提出される各部門からの提案も含め、学長が同時に委員長でもあり、学部長会議構成員のほかに学長補佐を構成員とする大学基本計画策定委員会に諮問し、それをもとに学長が原案を策定し、学部長等を通じて教授会審議を求める。また、それに先立って、基本計画策定委員会にお

いて、各部門の意見を徴する必要があると判断された場合には、学長はこの委員会の諮問機関である各研究科委員会代表、外国語教育研究センター、スポーツ・健康科学センター、計算機センターその他大学内の全教学、事務部門代表を構成員とし、学長補佐を委員長とする基本計画策定委員会小委員会において各部門の意見、あるいは基礎資料の収集を行い、そこで収集された情報を基礎として、学長提案として基本計画策定委員会に諮問し、その承認のもとで、学部長会議、専門職大学院研究科長会議を経て各部門の教授会に審議を求める。

大学院研究科の新規設置、専攻の新規開設、専門職大学院研究科等に関しても大学としての意思決定にかかわる最終的提案は、以上の過程を経て学長から基本計画策定委員会への諮問、学部長会議を経由しての各学部教授会、専門職大学院教授会で審議される。規程の改正等を必要とする内容の場合には、以上の過程を経て後に学長あるいは学部長から規程改正案が改めて学部長会議、専門職大学院研究科長会議を経て教授会で審議され、大学協議会において承認されてすべての手続きが完了する。

以上が大学の意思決定過程に係わる問題であり、学長はこれらの会議体を主宰する過程で大学内の各部門の意思を基礎とした意思決定のための原案を精選していく。

学部長、専門職大学院研究科長は各教授会によって教授会構成員の平等な被選挙権、選挙権の保障のもとで選任されていることから、大学内の意思決定に際して、学部長、専門職大学院研究科長は当該部門の意見を代表する立場にあるが、同時に、基本計画策定委員会、同小委員会での情報収集、意見聴取、意見交換を通じて学長は学部、大学院その他付置研究機関等各部門の意見の調整と集約を図ることが可能になる。

この流れは、やや輻輳したかたちでの会議体の審議を必要としているように見える。しかし、大学は重要事項の意思決定に関して、多くの回路を通じて各部門の意思を集約することが可能となり、また、基本計画策定委員会、同委員会の諮問に応じる基本計画策定委員会小委員会は定例会議日を設定せず、検討すべき課題を見極めつつ学長が随時召集することから、これまでのところは、大学内の意思決定に関して、会議回数の増加は否めないものの極めて円滑に重要事項についての効果的な審議、決定が可能となっている。

大学院に関する改編等に係わる問題を含めて大学院に係わる学則改正等を除く重要事項が基本計画策定委員会等を最も基本的な発議関係の機関としていることになる。大学院の改編においては、学則改正段階では大学院委員会の審議が必要であることはもちろんである。このような意思決定手続きとなっている理由は、本学における大学院の開設時期が学部開設後の学年進行にもとづく多少の遅延があったこと、大学院開設初期には学部に直結する大学院研究科のみから出発したこと、学部と大学院の教員のほとんどが共通であったこと等、歴史的背景に基づくところが多い。

現状においては、大学院委員会が大学院学則改正と学位審査に限定されていることから大学協議会と大学院委員会の権限、役割の分担が、明確であること、また、この二つの会議体の議長が学長であることから、とくに混乱は生じていない。

また、現状においては関連する最終意思決定機関である会議体の主宰者が学長であること、ほとんどの教員がいずれかの学部教授会と大学院委員会に所属していること、大学院を設置していない外国語教育研究センター、スポーツ健康科学センター、計算機センターに所属する講師以上の専任教員は、学部段階においては法、経、文、理のいずれかの学部教授会構成員となっていることから教学部門での意思決定に参画できない教員は存在していない。

しかし、上記の3つのセンター所属教員は、学部教授会構成員ではあっても研究科委員会構成員とはなっていない。その点も勘案し、慣例として、全学に係わる問題等に関しては、学長によって上記3センターおよび専任教員は助教のみの東洋文化研究所、史料館の長を交えた所長会議が随時招集され、学内における情報の流れ、意思の調整が行われる。

2) 本学においては、教職員の採用、退職に関する発令権者は学校法人学習院長である。しかし、大学の教員増、補充については関係部署の要望をもとに大学の適正な運営のための必要事項を協議する機能をもつ学部長会議（学部長会議規程）と専門職大学院研究科長会議を招集し（大学協議会承認覚書）、各部門の意見を徴して学長が可否を決定する（大学教員選任規程）。増員、補充が必要と認められた場合には、学長名で法人に要望して、学校法人としての意思決定を求めることになる。しかし、補充については、あらかじめ予算枠として学長の調整のもとで大学が認めているものについては、補充そのものの可否を改めて審議することはない。

増員、補充等が認められた後の個々の採用人事は、関係部門の教授会等での選考をもとに学長が決裁する（大学教員選考規程）。

学長補佐の委嘱（学長補佐選任規程）、教務部長、学生部長の選任（各選任規程）、大学附置研究機関（史料館、東洋文化研究所）の各所長の委嘱（各所長選任規程）、外国語教育研究センター、計算機センター、スポーツ・健康科学センター所長の委嘱（各所長選任規程）等大学内の各部門の責任者の委嘱に関しては、学部長等関係部門の意見を徴し、あるいは学長を委員長とする学部長を含む選考委員会で候補者を選出し学長が委嘱する（教務部長、学生部長、各附置機関長選任規程）。

すなわち、学長は、当該教授会の直接選挙による学部長等の選任を除く教員の採用、役職者の選任・委嘱に関して、学部長、専門職大学院研究科長等の助言のもとで候補者の選出、選任に関する決裁者としての機能をもつ。

3) 公的助成金等の申請、管理等に関する大学としての責任主体として機能すること、これは、主として機関代表者として機能するものであるが、すでに、一機関一申請のみ認められる競争的助成金等も増加していることから、実質的な申請の可否を大学として決定する必要が生じてきている。その決定に際しては、1) でのべた基本計画策定委員会小委員会における情報収集に基づいて基本計画策定委員会に学長が諮問し、最終的には学部長会議での協議を経て申請課題を学長として選択する手続きをとっている。このような過程で評価情報を多角的に収集できることから、極めて実質的な大学選定の過程が実現してい

ると考えている。

次に、学長補佐体制について述べる。本学では1994(平成6)年、学長の職務を助ける職として学長補佐が新設された。学長補佐は専任教員のなかから選任され、学長が各学部長の意見を徴した上で委嘱するものと定められている。任期は2年であるが再任も可能である。また、学長に任期満了または辞任の場合には、学長補佐も辞任しなければならない。はじめ、学長補佐は1名であったが、1997(平成9)年度から(例外の期間はあるものの)2名体制となって現在に至っている。

学長補佐は、全学的検討課題あるいは緊急を要する案件について学長の諮問を受け、調査・検討および企画・立案を行い、学長のリーダーシップの下、諸施策の実現を図る役割を持つ。学長を委員長とする基本計画策定委員会は、大学の最重要意思決定機関である学部長会議の構成員の他に、学長補佐が加わり、大学の将来を見据えた基本計画に関する審議が行われ、その内容は学部長会議に提案される。基本計画策定委員会にはその任務遂行のために下部機関として基本計画策定委員会小委員会が設けられるが、その委員長には学長補佐のうち1名が当たることとなっている。また、学長補佐は、必要に応じて臨時的に設置される特定の事項に関わる委員会の委員長を務めることがある。

これまでに学長補佐が扱った案件は、上記の基本計画策定委員会での審議案件と多くが重なっており、大学としての意思決定を行っていくにあたり、学長補佐の制度は確実に成果を上げていると思われる。しかし、近年の大学をめぐる社会的環境の変化に応じて、諸案件は高度化・多様化しており、学長補佐の扱う対象はその範囲を広げつつあり、その担うべき業務は質、量ともに拡大している。そのような諸案件に迅速に対応するためには、現在の支援事務部門である大学庶務部の支えだけでは不十分であり、強力な事務組織による支援、たとえば学長室の設置が必要である。現在検討中の事務機構改革にはそのことも盛り込まれている。

(教学組織と学校法人理事会との関係)

A群 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

学校法人理事会は法人の業務を決定し、その運営に当たることとされている(学校法人学習院校規)。本学運営の一つの特質は、官立学校から私立学校へ転換した当初から、卒業生、父母、教職員という三者が一体となって学校経営に当たるといった精神を共通理解として理事会が構成されていることである。

慣習的に、理事会は、教学上の具体的な個別問題に関しては基本的に各学校の判断を基礎として運営されているが、三者の一体となる用務運営に意思決定が期待されているところからは、今後、大学のみならず本院内の学校側にとっては、複雑な学校関係の諸用務とその意思決定の手続きを理事会に十分説明する責任をいかに果たしていくか、理事会側としては、理事会が果たすべき機能をどのように位置づけていくか、この両者に関して理事会と学校側の共通理解を形成していくための努力が必要であると思われる。

10 財務

【目標】 大学教育研究改革の諸計画が円滑に進むよう、大学独自の財政政策が策定・展開できる組織体制の整備を目指す。また、補助金や寄付金、外部資金の獲得による収入の多様化、拡大策を図ると同時に、ストックとフロー両面からの財政の健全性の確立を目指す。

本学では、事務組織における管理部門が法人事務組織による兼務のため、学校法人が単年度及び中長期の年次に互る事業計画のもと学園内の各学校の予算編成を統括し、財政政策を策定しており、大学財政もこれに依存するシステムとなっている。

したがって、様々な大学改革実現に向け、法人との間で特別予算枠の活用、補助金申請、外部資金導入、納付金の改定等の施策を含め財務シミュレーションに基づく検討・協議を経て、財政の健全性維持と新規事業計画等推進のバランスを図って財政政策を決定している。

今後、法人の中でも大学が主体となって社会貢献、地域連携を積極的に推進し、学習院全体の社会的評価の向上に結実させていくため、現在構想されている大学教育研究改革の諸計画が停滞することがないように予算制度を含む旧体制を見直し、大学として独立性の高い財政政策が策定・展開できる組織体制の整備を目指している。

右肩上がりの成長を前提とした拡大基調の学校経営が困難な時期を迎え、収入漸減期に即した財務政策が求められている。そのため、従来とは異なり、収入・支出政策を複合的に組み合わせていかなければ、財務的課題の解決は不可能な状況にある。時代の要請に応え、競争的環境の中で個性輝く大学創りを目指していくためには、法人経営全般の構造改革とともに、財政基盤の強化確立が必要である。

そのため、具体的には、収入面においては、本学を含む法人各学校の納付金体系の再見直し、内部努力としての資産運用収入や事業収入の拡大、補助金や寄付金をはじめとする外部資金の獲得策により収入の多様化、拡大策を図ることを目指している。また、支出面においては、人件費水準の適正化、経常的経費の合理化策の推進と支出削減策の具体化、計画的・安定的な基本金政策が不可欠であることから、ストックとフロー両面からの財政の健全性の確立を目指している。

(教育研究と財政)

B群 教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状の説明】 帰属収入の内、学生生徒等納付金は、臨時定員増終結による収容定員ベ

ースでの漸減が2007(平成19)年度まで続くことや、2002(平成14)年度から2006(平成18)年度まで改定を見送り据え置いていたこともあり、2004(平成16)年度までは86億円規模であったが、2006(平成18)年度は84億円規模となっている。

手数料については、入学検定料が主なものであり、2005(平成17)年度は志願者数の減少により4.9億円規模となったが、2006(平成18)年度は前年度よりも志願者数は増となり、2004(平成16)年度と同規模の5.6億円規模となっている。受験生の獲得政策は一層重要性を帯びており、今後も外部に向けては本学の特色の積極的PR等、広報活動の活発化をはかり、内部的には多様な入試方策の導入等を含め新たな受験者層の掘り起こしに繋がるようなハード・ソフト両面にわたる教育改革をより推進していく必要がある。

寄付金は、教育研究施設設備等充実資金(2007(平成19)年度新入生より教育改革推進資金)の募金は、昨今の厳しい経済環境・社会環境下でありながら、前年度よりも1億円増となったこともあり、4.4億円規模となっている。

補助金は、13.3億円規模となっている。これらの収入を財政基盤とし、本学の教育研究目標実現のための経費に当てている。

なお、経常費補助金の一般補助の頭打ち傾向、漸減傾向は止まらないが今後とも各部門と連携しながら特別補助制度を活用し積極的に広範囲な外部資金獲得を目指していきたい。

人件費は、退職給与引当金組入額により変動するが、58億円前後で推移している。教育研究経費は、38億円規模となっており、管理経費は5.1億円規模となっている。

消費収支を見ると、1999(平成11)年度以降収入超過となっている。

【将来の改善】 本学にとっての主たる収入は学生生徒等納付金であるが、大幅な改定を望むことはできないことや、少子化により学生数の大幅な伸びも期待することが難しくなってきたことから、国・地方公共団体・企業・団体等による助成金や補助金収入、また、受託研究料を含む事業収入等の外部資金の獲得に力を入れていく必要がある。

B群 総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

本学の中・長期的教育研究計画は、各学部、専門職大学院及び各センター等で各々審議・決定された事業計画に加え、基本計画策定委員会で全学的課題として総合的視野から検討・審議された事業計画案を専門職大学院研究科長・学部長合同会議の調整を経て各教授会で決定し、これらを総括して策定された。

法人では、本学から提示された中・長期の教育研究計画を推進可能とするため、法人全体の財務状況に照らし、現在の消費支出超過傾向を抑制するため経常的な支出予算の一層の合理化・効率化・適正化を図るとともに、1996(平成8)年度から導入した現行予算制度を見直し、予算の効率的執行を促す制度への転換を2007(平成19)年度から実施するという予算編成方針を示した。

2006(平成 18)年 5 月 28 日開催の理事会・評議員会において、本学の教育研究改革に伴うキャンパスプラン、施設建設及び整備計画の基本方針が定められ、その事業推進に当たっての資金計画・資金回収計画を策定し、2002(平成 14)年度から 5 年間据え置いてきた学費についても、2007(平成 19)年度に 6 年ぶりの改定を実施することが承認された。

(外部資金等)

B 群 文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）資産運用益等の受け入れ状況

【現状の説明】 文部科学省科学研究費については下表のとおりである。

採択年度	件数	金額 (千円)
2002(平成 14)	29	41,700
2003(平成 15)	41	179,492
2004(平成 16)	41	150,920
2005(平成 17)	35	178,150
2006(平成 18)	45	193,839

また、2006(平成 18)年度における研究助成金（指定寄付金による）は 9 件あり 13,957 千円、受託研究費は 16 件あり 53,464 千円であった。

【改善方策】 文部科学省科学研究費及び受託研究費などの外部資金の受け入れ件数、金額の増加を図るための組織的な取り組みが必要である。そこでこれに関しては、競争的外部資金獲得と適切な運用を中核とする研究助成部門の創設を目指して調査・検討中であり、現在進行中の事務機構改革にも盛り込まれている。

(予算の配分と執行)

B 群 予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

1) 予算配分について

本学の予算編成方針から予算決定に至るプロセスは法人全体における編成スケジュールに基づいており、次のとおりである。

7 月：戦略枠の決定

7 月：次年度納付金の決定

7 月：人件費枠、施設・営繕枠、三推進事業(一貫教育、情報化、国際交流)枠の決定

7 月：予算編成方針及び学校別予算配付額(物件費枠)の決定・・・評議員会・理事会

10 月：予算要求書の配付

10 月末：予算要求書の締め切り

1 月中旬：予算案を決定

2月：予算の内示回答

3月：予算の決定・・・評議員会・理事会

このうち人件費は総務部が、施設・営繕費は施設部が、三推進事業は総合企画部が各部門からの要求を調整の上、財務部に要求する。ここでいう、三推進事業とは、幼稚園から本学までの一連の学制にかかる一貫教育体制の整備・改革、国際化・情報化への積極的対応であり、教育研究体制の改革、ソフト面の改革の柱となるものと位置づけられている。

本学を含む法人に属する各学校別の次年度予算配付額（物件費枠）については、次年度納付金の見込み額と当年度納付金の当初予算額との増減率を考慮し、物価上昇率等を反映させ、補助金等調整を行い決定している。

人件費、施設・営繕費、物件費等の予算配分については、総務部、施設部、総合企画部、財務部が、法人全体の立場からそれぞれ配分目安に基づき調整しており、予算配分の明確性、透明性、適切性が担保されている。

2) 予算執行の権限について

物品の調達に関する主管部署は法人施設部であるが、本学では、調達責任者は学長から予算要求単位である各部門の長に委任され、「物品および固定資産等調達細則」に基づき、配付された予算（査定予算）により調達されており、執行のプロセスについての明確性、透明性、適切性が担保されている。

3) 将来の改善

1件の価格が5万円以上の物件を発注するときは見積書、見積り合せ、また競争入札の結果に基づき、物件名、価格、取引先、納入期日、理由、予算配付額等を記入した伺い書を作成し、上記「物品および固定資産等調達細則」に基づき発注し、また1件の価格が100万円以上の物件を調達するときは、契約書を取り交わすものとしている。

しかしながら、調達部門がそれぞれ予算を有する部門となっているために、価格面よりも発注、納品及びその後のメンテナンスに重点を置いたものになっているきらいがある。

2007(平成19)年5月に本院100%出資による収益事業会社が設立され、収益事業会社を通じて物品を一括購入(Web調達システムを利用)することにより、他の業者から購入するよりも安い価格での調達が可能となって経費節減が図れ、更に、事業会社の収益の一部は寄付として事業会社から学校法人に還元されるため学校法人の資金の外部流失を防ぐ、という財政的な効果が期待されている。

現在、各部門に対し収益事業会社を通じての物品購入の協力を依頼しているところであるが、収益事業会社を有効利用していく体制づくりや、効率的な調達方法について今後も検討していく必要がある。

また、経常的な支出予算についても、一層の合理化・効率化・適正化を図る必要があり、特に予算要求額、査定額と実際の執行額との大幅乖離が続いていることから、各部門に対し、要求段階から正確、適正な資料に基づいて積算するよう要望していく必要がある。

(財務監査)**B群 アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況**

2004(平成 16)年度の私立学校法改正により、同法第 47 条に基づき財務情報の公開が義務付けられた。

2005(平成 17)年 4 月 1 日施行に合わせて、法人では、財務情報公開に関する閲覧規程を制定し、利害関係者を、①法人の設置する学校に在学する学生生徒等及びその保護者、並びにそれらの学校の卒業生、②法人と雇用契約にある者、③法人に対する債権者、抵当権者、④その他に院長(本法人の理事長)が認める者、と定めた。

2005(平成 17)年 6 月 1 日より財務部財務課において、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書(資金収支計算書並びに消費収支計算書)、④事業報告書、⑤監事による監査報告書、を閲覧に供しており、希望があればその写しを渡すこととしている。

なお、①役員、教職員、停年退職者、他大学向け、及び、②在学生父母、卒業生、予備校、役員、教職員向けの広報誌には、私立学校法に基づく財務情報の公開義務付け以前から、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書、消費収支計算書の概要について掲載し配布している。

また、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書については、財務部のホームページでも公開しており、2006(平成 18)年度分からは事業報告書も併せて掲載し、広く周知しているところである。

これらの種々の媒体を通して、経営状況については、一通りのアカウンタビリティが果たされていると言えるが、更に財務の透明性を一層推し進めるべく、事業報告書中の財務関連資料の充実化を現在検討しており、2008(平成 20)年度分からの整備を目指しているところである。

B群 監査システムとその運用の適切性

本法人により行われている監査としては、①学習院校規第 17 条に定められている監事による業務監査及び財務監査、②私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に定められている監査法人による監査、③学習院内部監査規程に定められている内部監査がある。

監事による監査については、監事が理事会に出席することにより、法人の業務執行状況をモニタリングしており、財産状況の監査を併せて行っている。また、理事会の決算審議に先立ち、例年 5 月中旬までに業務監査及び財務監査を設定し、監事に対して、各担当理事による業務報告と決算報告を行っている。

監査法人による監査は、「学校法人監査手続き一覧表」に則り実施しており、業務監査と会計監査があり、期中及び期末監査のほか、監査法人の公認会計士も毎年 1 部署を選定し、内部監査に同行して監査を行っている。また、例年 5 月中旬頃に、監査法人から監事への監査実施説明の場を設けている。

内部監査については、院長(理事長)の下に置かれる内部監査室が担当しており、毎年

度継続的に行う定期監査と、必要に応じて随時行う臨時監査がある。なお、内部監査の結果及び意見は、内部監査報告書としてまとめ、院長に提出される。

以上の監査システムは適切に運用されていると考えられる。

(私立大学財政の財務比率)

A群 消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

1) 消費収支計算書関係比率について

人件費依存率は、2003(平成 15)年度以降、全国平均(日本私立学校振興・共済事業団が集計した、私立大学の大学部門(医歯系大学を除く)の平均値)を8~9%近く上回る水準で推移している。これは、大学全体の学生数が漸減傾向にあり、これに伴い納付金収入も漸減となったこと、及び法科大学院の新設等に伴い専任教員数が増加したことが要因となっている。

学生生徒等納付金比率は、2004(平成 16)年度にかけて上昇傾向が見られるが、2005(平成 17)年度以降は減少傾向となっている。これは、本学の納付金は、2001(平成 13)年度における改定の翌年度から5年間据え置いてきたものの、1998(平成 10)年度から2001(平成 13)年度までの漸増制をベースとしたフラット方式による改定の効果が残ったこと、及び2004(平成 16)年度に法科大学院を開設したことによる納付金収入の増加によるためである。しかし、改定の効果が見られなくなった2005(平成 17)年度以降は、大学全体の学生数の減少による影響が表れてきている。

教育研究経費比率は、2003(平成 15)年度以降、30%台で漸増傾向となっており、全国平均(大学部門)を上回る水準で推移している。これは、法科大学院の開設や、奨学金制度の拡充等により教育研究環境を充実させたことによるものである。今後も、光熱水費のように抑制可能な支出内容を見直しつつ、教育研究の環境の充実を図っていく必要がある。

補助金比率は、全国平均を上回る状態が続いてはいるものの、補助金は、学生生徒等納付金に次ぐ主要な収入であり、外部資金獲得という視点からも、今後は、更に積極的な補助金獲得のための組織体制づくりが必要である。

なお、2002(平成 14)年度の各項目の比率が、翌年度以降と比較して概ね低くなっているのは、当該年度に高額の寄付を受け入れることができたことにより、帰属収入に占める寄付金の割合が増大したことが要因である。

2) 貸借対照表関係比率について

貸借対照表関係比率は、法人全体の比率である。

固定負債構成比率は、全国平均(日本私立学校振興・共済事業団が集計した私立大学法人(医歯系法人を除く)の平均値)と比較してやや高めとなっている。

法人全体の固定負債のうち、長期借入金は、1998(平成 10)年度の中・高等科校舎建築に伴う借入れ(借入れ当初15億円)、2002(平成 14)年度の運営資金20億円の借入れ、

2004(平成 16)年度の初等科新教室棟建築及び中・高等科グラウンド改修資金のための 6 億円の借入れがある。

なお、2006(平成 18)年度末の時点で長期借入金残高の約 57%を占める運営資金 20 億円の借入れについては、2009(平成 21)年度に返済が完了する予定となっている。

また、退職給与引当金については、期末要支給額の 50%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上している。

一方、固定負債構成比率を除く、その他の貸借対照表関係比率については、全国平均と比較して概ね良好であり、今後も引き続き、適切な財政運営を行っていきたい。

1 1 事務組織

【目標】 確固とした経営ビジョンとコスト意識をすべての職員が共有し、その専門的な知識・能力により、教員個人あるいは教員組織の教育・研究に関する能力や知的資源の効果的な発露を促すことを目標とする。また、これら教育・研究に対するサポート体制強化のための事務機構改革を推進する。

この数年の間に急激に進む少子化と規制緩和により大学経営を取り巻く環境は一変した。私立大学全体を見た場合、入学定員数と志願者数が逆転して、高望みをしなければ、誰でも大学に入学できる「全入時代」に突入し、本年度は私立大学の約4割が入学定員割れを起こしている。このような状況下で、独立行政法人化された国立大学も参入した大学の生き残りを賭けた熾烈な競争が始まり、私立大学の事務組織も従来の「お役所型」の役割を変えざるを得ない状況に追い込まれている。

すなわち、教員組織（教授会）の判断を待つだけの事務組織では複雑高度化する大学経営は立ち行かない状況となっており、教員の役職者が教育研究の時間を削った負担増（逆の見方をすれば「片手間」ともいえる）の下におこなわれてきた大学の経営について、しっかりとしたサービス業の意識と感覚（経営ビジョンとコスト意識）をもった事務組織の参画が求められているのである。これからの事務組織の新しい役割は、従来の事務部門において重要と考えられていた、総務や経理の分野の仕事ばかりでなく、戦略的に教育研究をサポートする分野に力を注いでいくことである。

事務組織が大学の経営分野に参画していく最初の段階として、教員組織の持つ教育研究に関連する資源情報を収集し徹底的に整理した上で、分析し、体系化、組織化していくことが必要となる。この教員組織の有する情報の組織的な分析が実現した段階で、事務組織は教育・研究に対する具体的なサポートを始めていくことになる。具体的業務をいくつか挙げると、「学生募集戦略、外部資金獲得、教育・研究マネジメント、情報処理や国際交流、知財管理」などである。これらの業務を執行するためには、職員にはそれぞれの業務に対して専門的な知識・能力を持って仕事をこなせる力が求められてくる。今後の大学事務職員に求められる能力の要求水準は高く、これをクリアするためには相当な努力を強いられることが予想される。

【学習院大学の事務組織の目指すところ】

上記の環境変化は、学習院大学の事務組織も例外ではなく、サービス業の意識と感覚（経営ビジョンとコスト意識）を持ち、専門的な知識・能力を兼ね備えた職員を養成することで、業務を単に執行するだけの従来の事務組織（いわゆる「事務」、「事務屋」）から脱却することが求められてくる。

現在の学習院大学の事務組織は、部署毎に業務が縦割りとなっており、教育研究のサポート業務を進めるベースとなる部署横断的な組織の土台が固まっていない。まずは、土台となる事務組織を整備・充実させることからスタートさせなければならない。また、教育研究サポート体制を推進するために事務組織を新しく整備したからといって、職員が専門的能力を身につけるためには時間がかかるため、事務組織の整備と並行して、部署横断的に業務を進められる職員の育成を進めることが必要となる。

本学の事務組織の変革は、「大学の経営を考えて業務を執行する」という意識作りから、醸成していかななくてはならない。この意識を持つことにより、事務組織を変え、職員が専門的能力を身につける動機となる。個々の職員が自分の担当業務から、「大学の経営を考える」という意識が本学の事務組織に浸透してくれば、早い段階で事務組織の新しい役割を果たすことが可能となるであろう。

【学校法人学習院と学習院大学の事務組織の現状】

学校法人学習院はその成立過程から各学校が並列に存在してきたという特殊性がある。早稲田大学や慶應義塾大学のように大学が先に成立し、そこから附属の学校が発生してきた大学法人とは異なり、高等学校（学習院では高等科という）以下の各学校（各科という）が先に成立し、第二次大戦後になって、学習院大学が誕生したという歴史的経緯がある。そのため、学習院の各科は、学習院大学の附属学校の体裁をとっておらず、各科と大学はそれぞれ独立した学校として、学校法人学習院の傘下に並列して存在している。

学習院大学に関わる事務組織について、その内訳をみると学校法人学習院の事務部門（法人事務部門）と大学事務部門の2つから成っている。これは、大学事務部門といわれる、教務部、学生部、就職部などの他に、法人事務部門に配属されている職員が大学部門の業務を兼務しているところに特徴があり、その二重構造ゆえに様々な問題を内包している。

学校法人学習院の事務部門（法人事務部門）は、2007(平成19)年5月1日時点では総合企画部、総務部、財務部、施設部、内部監査室、教育改革推進募金本部の6部門である。その職員数は事務系職員に加え技術・技能系職員、用務系職員も含めて75名であるが、純粹に法人業務を担当している職員は、内部監査室、教育改革推進募金本部、に配属されている全職員と総合企画部総務部、財務部、施設部の一部職員の計20数名であり、残りの50数名は大学を含む各学校の業務を兼務として担当している。実際に、学校法人会計における人件費の配分についても法人部門の職員は各学校に振り分けられている。これは予算案における職員人件費の集計試算からも法人事務組織の職員が担当業務により、学生数按分比率に従って大学職員として配分されていることから確認できる。

（事務組織と教学組織との関係）

A群 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

B群 大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状】

≪ 1. 学部長会議（専門職大学院研究科長会議） ≫

本学における実質的な意思決定機関としては、毎週1回開催される「学部長会議」が挙げられる。学部長会議は、学則第89条及び第90条をその設置根拠として、「大学の適正な運営を計ることを目的とし、必要な事項について協議するために大学に学部長会議を置くこと」とされている。この会議は学長が座長となり、構成員としては、教学組織の代表者である各学部長と事務組織の各所管事項の責任者として、教務部長、学生部長、大学図書館長、大学庶務部長、大学経理部長が出席しており、所属学部の教授会等の意見・意思は代表者である学部長および法科大学院研究科長から伝えられ、事務組織の意見・意思は各部門の部長から伝えられ、その意見が反映されている。また、2004(平成16)年度から法科大学院が開設されたことに伴い、法科大学院の研究科長と学部長会議の構成メンバーの合同会議が原則月1回開催され、この場合は学部長会議と専門職大学院研究科長会議の合同会議と呼んで通常の学部長会議と区別している。

≪ 2. 基本計画策定委員会 ≫

学部長会議に諮る前段階の問題として、大学として解決を要する全学的課題について総合的視野から基本計画を策定し、学長の諮問に答えることを任務とする会議として、「基本計画策定委員会」がある。この会議は、学長が委員長となり、学部長会議構成員に加え、専門職大学院研究科長と学長補佐を出席メンバーとして、毎月1回（さらに必要に応じて回数は増となる）、学部長会議の前に開催され、本学における全学的課題を解決するための実質的審議を行い、学部長会議へ諮問している。本学の会議は所管部署毎に会議を抱え、審議は縦割りになりがちだが、基本計画策定委員会は、大学院の新専攻の設置検討などの横断的な審議が可能な会議である。基本計画策定委員会には基本計画策定に関して予備的な討議機関として小委員会を設置しているが、定例開催の会議ではないため、大学として法人へ要求する新規重点施策（いわゆる戦略枠予算）の決定などの際に、年間1～2回開催されるのみである。

≪ 3. 大学協議会 ≫

本学における最終的な意思決定の全学的審議機関としては、「大学協議会」がある。この会議は各学部間の連絡を図り大学教育の発展を期することを目的として学長の諮問により設置されているが、年間5回の開催であり、学部長会議において審議承認された、学則改正案などの定例議題について審議するのみの形式的な審議機関である。

≪ 4. 事務組織と教学組織について ≫

本学の事務組織は、大学の事務部門と法人本部の事務部門の2つの組織が複合して構成されている。

大学事務部門としては、「教務部、学生部、就職部、庶務部、大学経理部、大学図書館、法学部・経済学部図書センター、理学部図書室、学生相談室」が置かれている。

また、教学組織である、法、経済、文の各学部及び3センター並びに附置研究所にも、共同研究室という事務室が配置され、それぞれの部門の事務を司っている。そこには、職員の代わりに、副手と呼ばれる任期付の教育補助職員が配置され、教材作成などの教員の教育研究のサポートや各部門の伝票処理など予算執行の事務処理を行っている。

理学部には、共同研究室の代わりに学部事務室が置かれ、事務組織の一部として事務職員が配属されている。

また、法人本部の事務部門が、2005(平成17)年度までは、大学事務部門の兼務発令を受けて業務を担当していた。(法人総務部及び人事部が大学庶務部の兼務発令を、法人施設部が大学管理課の兼務発令を、法人財務部が大学経理部の兼務発令を受けていた。)2006(平成18)年度からは法人事務組織の改編により、法人事務部門に対する大学事務部門の兼務発令が一部を除いて廃止された(法人財務課が大学経理部の兼務発令を受けるのみ)が、法人本部の各部門は、大学の業務を2005(平成17)年度と同様に実質的に担当している。

上述のように事務組織には大学事務部門、法人事務部門の実質的な大学兼務業務の2系統があり、大学事務部門と教学組織との連携関係としては、全学的な委員会を通じて情報が相互に伝達される仕組みとなっているが、法人事務部門の大学兼務業務については、迅速な連携協力関係が確立されているとは言い難い。

《5. 大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性》

本学では、大学運営において、教学組織の意思決定機関である学部長会議に対応する事務組織がないため、大学での意思決定過程においては事務組織独自の総合的な見地から検討が行われることはない。大学事務部門の部課長会議にあたる「木曜会」という会議があるが、審議機関ではない連絡会とされていることから、学部長会議に連携するような役割を果たしている存在とはいえない。

大学運営においては、事務組織が教学組織に対して相対的独自性をもった存在とはなっていないが、後述する全学的な委員会と担当事務局において説明するとおり、各事務部門が所管業務毎の委員会において、それぞれの部門が担当事務局として意見を反映させていくことが可能であり、教学組織とはそれぞれの業務毎に事務組織も一体性を確保している。

《6. 全学的な委員会と担当事務局》

それぞれの業務について権限の委譲が確認されているものについては、全学的な委員会が組織され、それぞれに担当事務局が決められている。主な委員会組織と担当事務局(括弧内)は以下のとおりである。

①大学教務委員会

本学における研究および教育に関する事務のうち全学共通の事項を審議する。(教務部

教務課)

②大学学生部委員会

本学学生の厚生補導に係る重要事項を審議する。(学生部)

③大学入学試験委員会

本学の入学試験に関する事項を審議する。(教務部入学課)

④大学図書委員会

大学図書館に係る規則等の制定及び改廃、大学図書館の運営に関する事項、大学図書館の予算、決算に関する事項等を審議する。(大学図書館)

⑤大学就職委員会

本学学生の就職に関する情報交換及び就職支援等に関する就職部への助言を行う。(就職部)

⑥大学院委員会

学長の諮問により各研究科に共通する研究及び授業に関する事項、入学及び学位の授与に関する事項、大学院の学則及び諸規程の変更に関する事項を審議する。(教務部教務課)

【点検・評価】

≪事務組織と教学組織の連携協力関係≫

事務組織と教学組織の連携協力関係を点検評価するにあたり以下のとおり4つの問題がある。

①教学組織内の問題

それぞれの業務について権限の委譲が確認されている全学委員会の設置は、学部長会議への案件処理の軽減化を図ることになるが、学部によっては各委員会の決定事項が委員から学部へ正確に伝わっておらず、学部長会議へ報告されて初めて問題となるなど教学組織内の連携に問題がある場合がある。

②事務組織と教学組織の連携協力関係の問題

学部長会議へは、事務組織の所管する各委員会から議案が報告事項として上程されてくるが、重要事項については、本来各委員会から教授会で意見を聴取し、成案を策定し、それを各委員会において審議し、承認された案件を、学部長会議へ諮るなど問題解決の案件処理のための手順のステップが多すぎて、迅速な対応ができないことにある。

③事務組織内の問題

学部長会議を含めた全学的な委員会からの情報伝達についても、教学組織と大学事務部門へは情報がスムーズに流れているが、大学業務を担当する法人事務部門へは、情報が伝達されないなどの弊害が発生している。法人職員の大学部門の兼務発令が廃止されたことによりこの傾向にはいっそう拍車がかかっている。これは、大学部門の情報が、公式会議(院・大学連絡会、科長会議等)を経なければ法人事務部門へ伝わってゆかないことに起因した問題である。

④大学運営において、教学組織へ対抗、連携可能な総合的事務組織の確立

本学では、事務組織として、大学運営を検討する際に、所管業務毎の検討機関は存在するが、教学組織における学部長会議のように組織横断的、総合的な見地から検討する機関が存在しない。

【改善方策】

①教学組織内の連携の問題の改善策としては、権限委譲された全学委員会の委員は、必ず学部教授会において委員会の経過報告を行うように務めてもらうことに他ならない。

②事務組織と教学組織の連携協力関係の改善策としては、権限を委譲した委員会については、手続を簡略化し、迅速な解決ができるように検討していくことが必要である。

③大学業務を兼務する法人事務部門については、公式会議を経なくても大学事務部門と同様に情報が伝達されるように連携をとる仕組み（方法）を確立することが必要である。

④事務組織として総合的な見地から大学運営を検討する会議体あるいは部門の創設の検討を行う必要がある。

以上に加え、大学事務部門の部課長会議である木曜会について、現在の連絡会としての性格から、実質的な審議機関としての役割を持たせるように検討していくことが考えられる。

(事務組織の役割)

B群 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状】 本学には、総合的に教学に関わる企画・立案・補佐機能を担当する事務組織はない。ただし、企画・立案機能を有する事務組織の代わりに学長の下に2名の学長補佐が配置され、その役割を果たしている。学長補佐は、教学に関わる企画・立案について学長から諮問された案件毎に基本計画策定委員会及び基本計画策定委員会小委員会を利用して、その実現可能性に関する検討を行って、その結果を学長へ答申している。

最近の例としては、①理学部における生命科学科開設、②大学院自然科学研究科の生命科学専攻開設、③大学院人文科学研究科の新専攻開設、④キャンパスプランの検討などが挙げられる。

各案件毎に学長からの検討の諮問を受けた学長補佐は、基本計画策定委員会小委員会において、諮問事項に関する問題点の洗い出し、新学科や新専攻の設立に必要な経費の試算、文部科学省への申請に際しての注意点の検討など、学部長会議等の正式議題として審議する前段階として予備的な討議を十分尽くした上で、その実現可能性に関する分析結果についての答申を学長へ報告している。

【点検・評価】 現在は、カリキュラム改編なら教務課、入試制度改革は入学課と業務を所管する部門に検討させており、トータルとしての制度設計を企画・立案する部門が存在していないため、改革の方向性がバラバラで、同じベクトルの方向を目指した改革案が提案されてはこない。今後は、総合的に大学の将来計画を企画・立案することを検討する学

長企画室などの部門を設置してしっかりとした整備体制を確立していかなければならないため、現在の状況が適切であるとはいえない。

【改善方策】 本学が大学法人ではないために、大学事務部門と法人事務部門が並存し、予算の決定権や職員に対する人事権は法人の専管事項であることなどから、大学独自で新たな事務部門を設置することは難しいが、現状のままでは、学長補佐をサポートしていく事務組織も存在しない状況である。これからの事務組織の新しい役割として、戦略的に教育研究のサポートの分野に力を注いでいくべきであると考え、教学に関わる企画・立案・補佐機能を担当する事務組織を大学の中に設置する必要がある。現在進行中の事務機構改革にもそのことが反映されるよう推進する。

B群 学内の予算案編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

【現状】 予算編成は、大きく分類すると納付金政策、予算編成方針、施設・営繕費、人件費、物件費、に分かれており、それぞれの費目について所管部署において予算総枠の検討を行うが、最終的には、財務部がすべての費目のとりまとめを行い次年度予算編成を行う。大学は、法人財務部の示した予算編成案及び各予算種類別の予算総枠に従って各部門毎に予算要求する。

- ① 納付金政策は法人の専管事項であり、財務部が所管部署として、納付金改定にかかる収支見通しを立て、分析検討のため資料を作成する。納付金改定案が作成されたら、大学と調整を行い法人財務部が最終提案を決定する。この大学との調整とは、具体的には財務部から大学経理部長を通じて学部長会議において、納付金改定案について報告説明してもらい、各学部教授会の意見を収集することをいう。
- ② 予算編成方針については、法人財務部が財政状況や、法人総合企画部においてとりまとめた中長期事業計画に基づき予算編成方針及び予算編成スケジュールを策定する。大学は法人財務部から提案された予算編成方針案に基づき、大学内予算編成スケジュールと大学内予算編成上のルール、基準等を検討する。
- ③ 施設・営繕費については、法人施設部において総枠を検討し、施設部長から、大学長宛に予算要求書を配付し、大学長から各部門に予算要求書を配付している。2007(平成19)年度は大学管理課が廃止されたが、施設部が大学管理課の業務を引き継ぐとの了解の下に、施設部が大学管理課に代わって大学各部門に予算要求書を配付し、各部門からの施設・営繕費予算要求の申請の受付、取り纏めをしている。各部門は予算編成方針を受けて、それぞれの必要予算について、まとめ上げ、施設部へ申請する。提出された施設・営繕費の予算要求の大学内の調整、原案の検討については、大学経理部長、大学庶務部長の現地検証を経て学部長会議の事前打ち合わせにおいて学長、学長補佐とを交えて詳細に検討し、必要があれば、予算要求部門に対して、学長、学長補佐によるヒアリングを実施し、その結果を以って学部長会議において大学内の施設・営繕要求を審議決定する。学部長会議において大学としての予算要求を決定した、施設・営繕費要求については、法人施設部による、

学長、学長補佐、大学庶務部長、大学経理部長にヒアリングが実施され、このヒアリングを参考にして、査定を受けることとなる。

④ 人件費については、2006(平成18)年度までは、法人人事部人事課が大学庶務部大学人事課を兼務していたため、法人の人件費総枠を検討したのち、人事部から大学長宛に配付すると同時に大学内の各部門に兼務業務として人件費予算要求書の配付を行っていた。2007(平成19)年度においては、法人部門の人事部と総務部が統合され、新たな組織として総務部人事課が発足したが、業務としては、引き続き大学内の各部門に兼務業務として人件費予算要求書を配付し、各部門からの人件費予算要求の申請の受付、取り纏めをすることになる。各部門は予算編成方針を受けて、それぞれの必要予算について、まとめ上げ、人事課へ申請書を提出する。提出された人件費の予算要求の大学内の調整、原案の検討については、人事課長が大学内原案作成のための素案を作成し、学長、学長補佐とを交えて詳細に検討することになる。必要があれば、予算要求部門に対して、学長、学長補佐、人事課長によるヒアリングを実施し、その結果を以って学部長会議において大学内の人件費要求を審議決定する。学部長会議において大学としての予算要求を決定した人件費予算要求については、法人総務部人事課による、学長、学長補佐、大学庶務部長、大学経理部長にヒアリングが実施され、このヒアリングを参考にして、査定を受けることとなる。

⑤ 物件費については、法人財務課職員の大学経理課の兼務が2007(平成19)年度以降も継続するため、ほぼ例年と同様に財務部が法人の物件費総枠を検討したのち、財務部から大学長宛に予算要求書を配付すると同時に大学内の各部門に兼務業務として物件費予算要求書の配付をし、各部門からの物件費予算要求の申請の受付、取り纏めをすることになる。各部門は予算編成方針を受けて、それぞれの必要予算について、まとめ上げ、財務課へ申請書を提出する。提出された物件費の予算要求の大学内の調整、原案の検討については、財務課長が大学内原案作成のための素案を作成し、学長、学長補佐とを交えて詳細に検討することになる。必要があれば、予算要求部門に対して、学長、学長補佐、財務課長によるヒアリングを実施し、その結果を以って学部長会議において大学内の物件費要求を審議決定する。学部長会議において大学としての予算要求を決定した、物件費予算要求については、法人財務部財務課による、学長、学長補佐、大学庶務部長、大学経理部長にヒアリングが実施され、このヒアリングを参考にして、査定を受けることとなる。

【点検・評価】 法人財務部は2007(平成19)年度予算から、①予算執行の使い勝手を向上する趣旨で短期雇用の人件費に限り予算配付額の8%を上限とした執行を認める。②予算配付額の使用残の次々年度繰越の扱いを止める一方、配付額を超えての要求も可とし、使用残については財務部において計数管理の上で、大型投資時に清算する年度毎の決算方式へ移行する。③積立金については財務部において計数管理の上で大型投資時に清算することを内容とした予算制度の一部見直しを図った。

新しい予算制度は人件費と物件費の枠の硬直化を是正し、各現場における真に必要な応じた予算を作成するという点から評価できるが、①各部門の物件費予算配付額の8%の人件

費の上限執行の取り扱いについて、②枠外予算の意味、③新規事業以外の教員増員ルールなどについての定義が曖昧なため、2008(平成20)年度予算編成に向けて具体的に解決しなければならない問題が積み残しとなっている。

事務組織における主要業務としての、予算の決定権は法人部門が担当していることから、法人職員のうち大学部門を兼務している職員には、予算要求業務上(人件費、物件費、施設・営繕費)、大学の担当者として要求側を担当し、その一方で、法人側担当者として査定を担当するという二面性を持つ役割を担わされ業務を兼務することの弊害が存在していた。

法人の事務組織改編により、大学の部門として置かれていた大学管理課や、大学人事課が廃止され、施設部職員や総務部職員、財務部会計課の職員が大学兼務発令も廃止された。これらの部門の兼務発令が廃止されたことにより、ある意味では、上記のような業務上相反する二面性を有する者はいなくなったが、担当業務は従来どおり法人の担当部門が続けらるることとなり、現実には決裁過程や最終的な予算の扱いなどは曖昧なまま、発生時に対応する状況となっている。

【改善方策】 本学においては、納付金政策、予算編成方針、物件費予算査定は財務部、人件費は総務部人事課、施設・営繕費は施設部とそれぞれの所管部署に権限が委譲され業務が分散している。また、2007(平成19)年度から予算制度が変更され、硬直化していた物件費枠と人件費枠の垣根が低くなり、法人財務部から示された予算配付枠の範囲内において各部門の裁量権も拡大している。予算査定においては、物件費、人件費、施設・営繕費の必要などころに、優先的に予算を投下していくという柔軟な方式にあらため、法人財務部と大学予算編成に関わる各所管業務との間に齟齬のないように実現していくように検討していきたい。

B群 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその適切性

【現状】 学内の意思決定内容及び学内外への情報伝達は以下の方法により大学関係者へ伝えられている。

《教職員に対する情報伝達》

大学の教学組織での意思決定は、学部長会議(毎週1回開催)または学部長会議と専門職大学院研究科長の合同会議において行われ、専任講師以上の教員に対しては、月2回開催(隔週火曜日)の学部教授会、科会において報告・決定事項は伝えられている。

また、助教及び研究室勤務者である副手に対しては、学科主任や研究室委員により情報は伝達される。

理事会等法人本部の意思決定については、法人との連絡チャンネルである、院・大学連絡会及び科長会議を通じて学部長会議へ報告され、大学の意思決定と同様に情報伝達が行われる。

大学の事務部門に対する教学組織の意思決定は、連絡調整機関として大学部門の事務部

課長の集まりである「木曜会」において報告事項という形で情報伝達を行い、各職員は、部課長から報告連絡を受ける。

事務組織に関係する固有事項の意思決定は、法人総務部所管の事務部課長会議（毎月1回開催）において報告・決定事項を含め情報伝達している。

理事会等法人本部の意思決定についても、事務部課長会議を通して情報・伝達されている。

2007年度（平成19年度）から大学ホームページがリニューアルされたこと及び法人本部のホームページがリニューアルされたことから、大学の意思決定事項についての情報掲載が可能となった。

また、事務組織内部の情報伝達については、学習院事務情報化プロジェクトにより、事務組織のパソコン上のネットワークのイントラネットに情報掲示板を開設し、訃報や事務連絡や行事予定表などを掲示し、迅速かつ確実な情報伝達を果たしている。事務組織では、アルバイトも含めて、パソコン1人1台の体制を実現しているため、情報伝達の迅速性と浸透性は向上している。

学内の意思決定事項の教職員への文書による周知は、年間13回発行される総務部総務課作成の「学習院報」を通じて行われている。

《学生に対する情報伝達》

本学における大学から学生個人々人への通知・連絡事項は、原則としてすべて掲示板によることから、関係部局からの公示及び伝達事項・お知らせの類は学内掲示板及びプラズマビジョンに掲載されている。学生向け広報紙として、学習院大学通信 COMPASS（学生部作成）を年4回（4月、7月、9月、1月）学内にて配付している。

《父母・保証人に対する情報伝達》

全学の父母・保証人を対象に、年1回（秋）の父母・保証人会を開催し、体験授業や、学長、学部長、専任教員が出席し、現況報告を行うと同時に、事務組織からは、履修成績関係、学生生活、就職状況の相談コーナーを設けて実施している。

また、入学式の当日には、学則等を新入生の父母・保証人に配付し、常務理事から学校法人の活動及び経営について現況を報告し、教務部長、学生部長、就職部長の3部長から、大学の現況報告を行っている。

学生向け広報紙の「学習院大学通信 COMPASS」は全学生の保証人のもとへも郵送される。また、学校法人学習院の活動を広く内外に知らしめる広報紙の「学習院広報」を年2回発行し、（総合企画部広報課作成）保証人宛送付している。

《卒業生に対する情報伝達》

桜友会（卒業生の同窓会組織）が年2回発行する「桜友会報」の送付、桜友会総会等へ出席し、大学の現況を報告するなどを行っている。

《社会に対する情報伝達》

本学には、大学部門に広報課が存在しないため、入学課が行う受験生向け広報活動が、

大学の広報活動の全てといっても過言ではなく、卒業生・保証人、企業・一般を意識した情報発信はしていなかったが、ホームページを活用しての情報発信を行うこととなり、2007(平成19)年4月には大学ホームページのトップページのリニューアルを行い、訪問者別ページ(受験生向け、在学生向け、保証人・卒業生向け、企業・一般向け)が設けられた。このことにより、従来とは比較にならないほど、本学ホームページへのアクセスが容易になり、知りたい情報にすぐにたどりつけるようになった。今回のホームページのリニューアルをきっかけに、各学部、事務局のページが、それぞれの訪問者別ページへ新着情報としてリンクを張り、積極的な情報発信を行いはじめている。

【点検・評価】 本学における学内の意思決定・伝達システムは、教員組織主導で進められており、事務組織に積極的に情報伝達をしていくような仕組みが整備されていない。

学内教職員に対する情報伝達においては、かろうじて諸会議体を通じて決定事項が報告されるが、学生に対する情報伝達については、所管部署や関連部署のみがその情報を知っているのみで、全学のすべての部署が把握しているとは言い難い。

父母・保証人、卒業生に対しても、学内決定事項の連絡については、情報伝達に迅速さが欠けるきらいがある。大学の意思決定をいち早く、社会一般の広い範囲に情報伝達するためには、紙媒体ではなく、速報性、双方向性に優れたホームページを利用するのが一番である。しかしながら、本学では、情報伝達手段としてホームページの利用は戦略的に行われているとはいえ、今後の改善が望まれる。

また、一般社会への情報発信は、各部門がバラバラに発信したいことを発信するといった体で、一箇所へ情報を集約して十分選別した上での、戦略的情報発信が行われていない。

【改善方策】 以上のような状況から、大学の意思決定に関して事務組織として情報を収集し、必要な情報を取捨選択して発信するという大学広報部門の設置が望まれる。例えば、今年の4月には、大学ホームページのトップページのリニューアル作業を庶務部が担当したが、本来であれば大学広報部門が担うべき仕事である。

本学の現状では、ホームページ一つをとってみても、大学全体の情報を内外に対して戦略的に発信していく広報部門が存在しないことから、各事務部門は所管する業務に関わる部分だけの広報となり(例えば入学課は所管する入試広報の範囲でのみの情報発信となり限界がある)、教育研究部門も自部門(学部、附置研究機関毎)のPRを行うだけの予算しか獲得できないため、部門間に統一がなく、連携のとれたホームページの構造にはなっていない。

ホームページは広く社会に開かれた学校の窓口であることから、情報伝達の手段として戦略的に活用すればこれ以上有効なものはない。各部門がバラバラにホームページを作成するのではなく、統一的な戦略方針の下で、ホームページについて見直しを図り、大学として伝えたい情報をタイムリーに発信していくことが今後の課題である。

ホームページだけでなく、戦略的に情報発信を行う部署が大学事務組織に設置されることにより、在学生、教職員、卒業生、一般社会に対する大学内の各部門の情報発信および

大学と法人との情報発信の連携についての戦略が明確に示されることを目指したい。

B群 国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

1. 国際交流

【現状】 本学の学生および教員の国際交流を所管する業務は国際交流センターを中心として行われている。国際交流センターの概要については、本章の「国際交流」の節を参照されたい。

【点検・評価】 国際交流センターの業務は留学生に比重を置いて活動されており、教員（研究者）の国際交流の対応は学部、各附置研究機関が主として担っている。特に学部の独自の国際交流については、原則として当該部署が独自に対応することになるが、国際交流センターの持つ豊富な経験から、多くの場合国際交流センターがサポートすることになる。また、学生に対する国際交流に関わる業務は、教務課、学生課などが間接的に国際交流センターをサポートしている。例えば受け入れた留学生の履修手続や、本学学生の留学先大学における単位認定手続など就学上の問題などは専門部署である教務課が担当している。

国際交流センターの職員は、事務嘱託ではあるが、担当業務に対する専門知識を有しており、その経験も豊富なため、現状では現体制で業務をこなしているが、本学との交流協定を締結する学校が増加するなど、その業務範囲も拡大しており、今後は留学生の受け入れおよび送り出し学生の人数が増えると嘱託職員2名では決して十分な体制ではない。

【改善方法】 本学の国際交流が、より一層充実されるためには、国際交流に関する中長期的な具体的方針の確立が不可欠となる。従来協定校の締結は、専任教員が長期研修のために滞在した大学を選定することがほとんどであり、受け入れ、送り出しの実績が全くない大学がいくつかある。また、現在交流協定を締結している海外の大学は、26校であり、相互交流が原則ではあるが留学生の受け入れだけで、本学学生の送り出しのない一方通行の交流の大学も多い。そのため、国際交流協定の締結大学数をただ増やすのではなく、従前から交流協定を締結してはいるものの実績のない大学については見直しを行うことも必要である。

2. 入試業務

【現状】 入試業務の事務部局は、教務部入学課（以下入学課という）が担当している。入学課の業務については、本章の「学生の受け入れ」の節に詳細な記述がある。

【点検・評価】 本学には独自の広報課が存在しないため、入学課は入試広報という名目で広報業務も担っている。限られた人数の中で、入試業務と広報活動の両方を実施しているため、業務としては通年が繁忙期の様相を呈している。従前は教務部教務課の協力を得て相談会を実施していたが、双方の部課の業務がより細分化したために現在では以前よりも入学課単独で担当する割合が増加している。

【改善方法】 本学では、現在まで一般入学試験の見直しについてはあまり行われてこな

かったのが現状である。少子化による受験者数の減少対策の検討を始めると、現在の業務が増加することは避けられない。そこで、一部業務の委託業者への外注化や学生アルバイトの利用などにより、業務遂行の効率化を図っているが、このまま入試業務と広報業務を同一部署で担当するには、限界がある。大学の組織改編により大学広報部門の新設を目指し、入試業務の業務量増大に対応可能としたい。

3. 就職業務

【現状】 本学学生の就職業務は、就職部が担当している。就職部は、部長1名、課長1名、課員4名、専門嘱託1名の体制で以下の業務を担っている。就職部の活動としては、学部学生への直接的な進路指導・就職支援が主な業務であるが、その中でも、卒業生組織である桜友会と共同で実施している、「面接対策セミナーの運営」や、マスコミ広告セミナーによる個別指導は本学ならではの活動である。就職支援についての詳細は、学生生活の就職指導を参照願いたい。

【点検・評価】 本学の就職部は、公務員セミナーを外部委託するなど、業務の効率化を図る一方で面接対策セミナー他、学生の運営による就職報告会の開催など、個別指導の機会を増やすなどの努力をしている点は評価できる。今後は大学院学生の進路先の捕捉や、進路指導が課題となろう。これから増加していくことが予想される、ポスドク等の進路確認も収集する必要がある。

【改善方策】 大学院学生の進路先情報の収集は、大学院生本人に対して就職部、研究室に進路先を報告するように徹底していくなどの地道な努力が必要となる。

B群 大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

【現状】 本学は大学法人ではないことから、経営面から支える事務組織としては大学内の事務組織にはその役割を務める部門はなく、法人本部と呼ばれる以下の事務部門がその任を担っている。法人本部のうち以下の6部門が学校法人学習院の運営する学校全ての経営面を支えている。

総務部：総務課、人事課、保健室、事務計算機室

総合企画部：企画調整課、広報課、生涯学習センター

財務部：財務課、会計課

施設部：施設課

教育改革推進募金部本部：募金課

内部監査室

この法人事務組織6部門は、改正私立学校法の施行を契機として、学校法人による管理運営機能の強化を目指し、2006(平成18)年からの事務組織改革により従来あった大学部門との兼務を廃止すると共に、法人事務組織の統合により、現在の体制となっている。

【点検・評価】 学校法人学習院の成立過程の特殊性から、法人事務組織と大学事務組織の兼務により、大学の意思決定を法人事務部門が経営的側面から支えてきた。その後、私

立学校法の改正により事務組織が改編されてきたが、法人事務部門と大学事務部門が完全に分離されたわけではなく、法人事務部門が担当してきた業務は継続することとされた。このことにより、表面上は大学兼務発令の廃止により、1人の職員が、法人職員業務としての大学業務のチェック機能の役割と大学職員として業務遂行する役割を持つという二律背反のジレンマはなくなったが、現実には決裁過程や最終予算の取り扱いなどは、問題発生時に対応するという状況となっている。また、大学の意思決定がスピーディーに法人の経営バックアップの理解に繋がるのが難しい状況にもなっている。

【改善方策】 法人事務組織の改編が一段落したことから、2008年度からは大学内事務組織改編の着手を予定しており、法人の事務組織との融合を図りながら、今後経営面も考えられる部門を大学内に設置するように検討していく予定である。

(事務組織の機能強化のための取り組み)

B群 事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性

【現状】 事務職員の研修体制としては毎年度、法人人事課が職員の研修計画を策定して運営している。これは1991(平成3)年度から導入された職員人事制度により参与以外の職員は人事考課の対象となり職員研修が昇格と密接に結びつく制度として位置付けられていることにある。職員研修の制度としては、以下のメニューが用意されている。

- (1) 学内研修として①資格別に実施する階層別研修、②特定のテーマ設定の下に行う目的別企画研修、④コンピュータ研修 (Excel, Access などのソフトウェアの技能習得)
- (2) 学外研修として、日本私立大学連盟主催の職員研修への派遣、私立大学情報教育協会主催の研修への派遣、海外の本学協定校への派遣
- (3) 研修費補助制度として、大学院、専門学校などの授業料補助制度
- (4) 本学生涯学習センターの講座受講費の減免制度、自己啓発のための通信教育補助制度

また、人事課主催の研修以外に各部署においては、業務上特に必要と考えられる研修会へ、所属長の判断において課員を派遣させている。

【点検・評価】 職員研修を人事政策の一環として考えると、現時点ではやっとメニューが揃い環境整備が整ったという段階である。大学の業務が高度化、専門化することに対応するためには、専任職員の業務遂行能力の向上を図らねばならないが、現行の研修制度では幼稚園から大学まで勤務する全ての職員を一律に扱っていることから大学に勤務する職員に対する研修制度としては有効性には不十分であると言える。特に研修の内容について現状を点検してみると抜本的に見直す必要がある箇所が多々あることが指摘できる。

本学職員向けの研修制度に欠けているものとして、①法律知識を醸成するメニューがない、②財務分析に必要な知識を授けるメニューがない、③職場としての学習院に関する知識を習得するメニューがない、④社会情勢を分析するメニューがない等である。

具体的には、①学校職員の必須知識としての学校関係法令（憲法、教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の各学校の設置基準）の研修がないこと。②私立学校の財務分析を行うのに必要な学校法人会計基準、私立大学等経常費補助金制度の解説などについての研修が全く実施されていないこと。③自分の勤める学校である学習院についても、学校の歴史を解説する講座がない。④日本及び世界の政治経済をビビットに解説する講座がないと学校職員であっても一般社会の情勢を理解していなければ、ユニバーサル化が進行しつつある大学においては取り残されることが必至である。

また、研修機会についても、階層別研修などは現在1年間に2つ程度の資格に対して実施しているが、本来昇格要件として義務付けるのであれば、毎年度全ての資格を対象として実施しなければならない。

一方、職員研修に参加させる管理職側にも問題がないわけではない。たとえば人事課の指名で参加させる日本私立大学連盟主催の職員研修への派遣などについても、業務多忙を理由に課員の参加を断る管理職などが見受けられるが、本来課員の能力を伸ばし、育成するという人材育成の観点からみるとこのようなことがあってはならない。

【改善方策】 人事政策の一環として職員の研修を捉えるのであれば、これからの学校職員として必要な能力とは何か、職員が真の意味での学校経営に参画していくためにはどのような制度が望ましいのかを検討し、上記の本学の職員向けの研修制度で欠けている点を補填して職員にとって必要な新しいメニューを準備し、常に研修制度の見直しを行うことを人事課には望みたい。

また、全ての職員に必要なことは常に自分の知識や技能を磨いていくという意識を持つことを心がけることである。大学の業務が高度化、複雑化する中で、具体的な職員の人材育成は、研修制度だけでなく、OJTにより業務を遂行しながら能力を向上せざるを得なくなっている。そのためにも、日常業務を遂行していく上で、教員に支給している個人研究費と同様に、職員に対しても図書費や研究会に参加する経費などを支弁する職員の研究費制度の検討を要望したい。

C群 事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

【現状】 事務組織の専門性向上と業務の効率化を図るための取り組みは、図らずも法人の人件費抑制政策と雇用の多様化政策に大学が協力することにより推し進めることが可能となった。具体的には、法人人事課からの専任職員10%削減の目標と雇用の多様化という協力要請に対して、大学図書館、法学部経済学部図書センターが専任職員を削減して、カウンター業務を外部の専門業者へ委託し、それぞれ夜間の開館時間の延長を実現している。また就職部では専任職員の代わりとして企業から就職指導要員を専門嘱託職員として迎え入れることで進路指導強化を図ることを実現している。大学庶務課では専任職員を人材派遣に切り替え、弱点であったホームページの運用強化を図っている。

【点検・評価】 現状については、専任職員の専門性向上や人材育成を図った訳ではなく、

人件費の抑制という大命題の下に、業務の効率化を図るために即戦力としての外部戦力を利用した結果として業務の効率化を図ったが、今後は大学を取り巻く経営環境が一層厳しいものになるため、事務組織全体の専門性を向上させ、かつ、業務の効率化を図るための政策を実行する必要がある。

【改善方策】 外部委託の導入と人件費削減策の推進によって、業務の効率化は図られたが、予想をはるかに上回るスピードでこれらの諸施策が実行されたことから、選択停年の取得者増加という要因もあいまって専任職員数が急激に減少し、専門性の向上はおろか事務組織としての体力が著しく低下しているのが現状である。そこで今後は、いままで手をつけていなかった大学事務組織の改編について、法人職員も一体とした改編を行うことが望まれる。そこでは、既存の事務組織のスクラップ&ビルドにより適正な人事配置で、専任職員についても専門性を向上することを目指したい。

C群 教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況

【現状】 大学事務組織の抱える業務が高度化、複雑化する中で、これまで以上に教学上の政策に対して専門化、継続した政策の実行が求められるが、現在の本学事務組織において、教学上のアドミニストレータ養成を行うことは難しい。その理由は、大学事務組織としては人事権を有していないことにある。つまり、教学部門の役職者のトップは教員であり、この教員の役職者を補佐する職員の役職者である部長職の人事権（人事異動の権限）については、学校法人全体の人事政策を掌握している人事課が担当していることにある。

アドミニストレータの養成に対する本学の現在の取り組みは、人事課が担当している職員研修の中の職員高度化支援プログラムにおいてアドミニストレータ養成を意図した国内研修計画の募集（研修先は自己開拓）を行ったり、社団法人日本私立大学連盟主催の「アドミニストレータ研修」に人事課が指名した職員を派遣している。

しかしながら、職員高度化研修もスタートしたばかりであり、私立大学連盟の研修参加も緒についたばかりの状況といえる。

【点検・評価】 大学を取り巻く環境がこの10年で急激に変化したことから、人件費の高騰を抑制するために雇用の多様化や、外部委託などの効率化を図ってきたが、大学の教学組織、事務組織そのものについては全くといってよいほど見直しが行われていない。また、大学設置基準の改正により、学長を中心としたトップマネジメント体制の強力な推進力が明確に問われているが、本学においては、他大学に比較して体制整備も遅れている。

【改善方策】 大学の業務が、高度化、複雑化する中で大学の事務組織に人事権がないことは、従来の教員行政職による片手間な業務遂行では、大学を取り巻く経営環境の変化に迅速に対応することが難しい。

今後の大学行政が高度化、専門化することに伴って、当然のことながら大学の事務組織改革が行われ、専門行政職としてのアドミニストレータが配置され、大学内の職員の人事権を有する職員の役職者の設置が望まれる。

(事務組織と学校法人理事会との関係)**C群 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性**

【現状】 本学の事務組織は学校法人学習院の一部であり、職員については学校法人学習院として採用された後に、各学校へ配属され、その後、一定の年数経過とともに人事異動をする。一方、学校法人学習院の理事会は理事6人以上20人以内、監事2人以上5人以内で構成されている。2007(平成19)年5月1日現在理事19名、監事3名で運営されており、事務職員の代表としては、法人事務局長が、学習院長の推薦に基づき評議員会の同意を得て院長により理事として選任されている。ただし、この法人事務局長は、教員の常務理事が兼務しており、実質的な事務職員の代表とはいえない。なお、2006(平成18)年度までは、事務局長には事務職員のトップが就いており、正式な理事の1人として理事会に出席していた。

私立学校法の改正に伴い、2007(平成19)年度から学校経営に対する理事会の権限強化にともない理事会の開催日数が増やされて、年間8回開催されることになった。理事会の上程議案と本学の事務組織の関係があるのは、事業計画に基づいた予算案である。また、最近では予算案以外にも学習院新長期計画の大学の教育、研究体制の刷新計画、大学キャンパスプランなどが上程議案として上げられている。理事会において承認された中長期事業計画、新長期計画はマスタープランであり、事務組織における懸案事項、検討課題はその具体化された業務項目という関係にある。

理事会において諮られる予算案などの事業計画は、学部長会議の了承を得た後に大学と法人の該当の部署との協議を経て、院・大学連絡会、科長会議において協議、説明された上で理事会に上程されている。

【点検・評価】 理事会において検討される大学の予算案などの事業計画については、これまでの手続などから、上程された案件については適正な審議を経たものであるといえる。

ただし、大型案件である大学キャンパスプランについては、理事会においても時間をかけて慎重に検討されてきたが、大学との意思疎通が必ずしも円滑ではなく、互いの審議手続や検討内容が正確には伝わっていないと思われる状況が少なからずあったことも事実である。

【改善方法】 これまで定例案件として審議されてきた大学の予算案と同じく、大学キャンパスプランなどの大型案件については院・大学連絡会、科長会議などの調整段階から情報提供を行い、理事会までに十分な理解を得るような風通しの良さを確保したい。また、事務組織の代表者が理事として再び理事会に出席可能となるような、理事の選任規程の見直しなどの体制作りが望まれる。

B群 大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性(大学院)

【現状の説明】 現在、本学には専門職大学院の法務研究科(法科大学院)を含み、7研

研究科 15 専攻が設置されているが（2008 年度より 7 研究科 19 専攻となる予定）、大学院に関わる業務を専門に行う事務部門はなく、すべて学部に関わる業務と同様に処理されている。

各研究科の充実と将来発展に関わる事項については、研究科委員会が企画・立案し、審議の上、実施され、全学的課題については、基本計画策定委員会で検討される。また、それらの検討・実施にあたっては、各事務部門がサポートする体制をとっている。

法務研究科以外の各研究科に共通する大学院全体の重要事項（学位の授与に関する事項、学則および諸規程の変更に関する事項等）については、学長を委員長とし、各専攻から選出された委員により構成される大学院委員会において審議される。

また、法務研究科に関する事項については、学長が主宰する専門職大学院研究科長会議（学部長会議と合同）において審議される。

【点検・評価】 大学院の規模は決して大きいとは言えず、これまでは実質的にも学部基礎を置くものとして運営されており、特に大きな問題もなかった。しかし、2004 年度から法務研究科が、2008 年度から人文科学研究科及び自然科学研究科に新たな 4 専攻（美術史学専攻、アーカイブズ学専攻、身体表象文化学専攻、生命科学専攻）が設置される予定であるなど、必ずしも学部・学科に基礎を置かない研究科・専攻も誕生し、従来の学部主体の運営方針を変更せざるを得ない状況になっている。

また、既存の研究科でもコース制の導入やカリキュラムの改編が進んでおり、これらの動きに対応できる事務局が求められている。

【改善策】 今後は、大学内での意思決定プロセスにおける大学院委員会および各研究科の位置づけをより明確にして整理し直すこと、また全学的な研究開発部門を学長統轄下に設置して、大学院における教育と研究の推進体制をさらに拡充し、専門的職業人や若手研究者の育成に一層寄与できる組織を構築したい。

B 群 大学院に関わる予算案編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性

B 群 大学院運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況

【現状】 本学の大学院については専門職大学院の法科大学院（法務研究科）以外は全ての研究科の予算編成は学部を基礎としており、2007（平成 19）年度まで大学院独自で予算編成案を考えることはなかった。そのため、大学院独自の予算折衝も行っていない。また、大学院運営を経営面から支える事務局機能についても、本学では全て学部を基礎とした体制をとっているため大学院独自の事務局機能は確立されていない。大学院の教学関係の問題を取り扱う大学院委員会という会議体の事務については教務課が所管部署であるが、ここでは経営面の問題までは検討の対象とはしていない。学内の予算案編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性、及びの大学運営を経営面から支えるような事務局機能の確立状況の詳細については上述の当該箇所を参照されたい。

【点検・評価】 現状では、経常費補助金上の教員数の算定も学部を基礎として行われて

おり、大学院が組織上独立した存在として考えられることはなかったため、大学院独自の予算編成や予算折衝の必要性や事務局機能を確立する必要性は発生していなかった。しかしながら、2008(平成20)年度から学部に基礎を置かない大学院の新専攻が人文科学研究科に2専攻(アーカイブズ学専攻、身体表象文化学専攻)及び自然科学研究科に生命科学専攻が開設されることから、今後は大学院独自の組織の位置づけと予算編成の枠組を設ける必要がある。当面問題となるのは、物件費では、教材費の配分、人件費では、大学院新専攻のみを担当する非常勤講師に対する予算措置である。

【改善方策】 学部に基礎を置かない大学院新専攻の開設は、従来学部を中心にしてきた組織編成、特に予算編成に対する考え方に大きな変化をもたらすことになることは必至である。本学の大学院新専攻開設にあたって最初に考えなければならないのは、今後の大学院に対する経営方針に影響を与えるであろう予算編成の取り扱いルールであり、このルールの確立については、慎重かつ十分な検討が望まれる。また、事務局機能についても、新専攻の学生数から考えてみると、そのスケールメリットから大学院に対する独立した機能の必要性について費用対効果の検討が必要となる。

1 2 自己点検・評価

【目標】 1993(平成5)年に施行された学習院大学自己評価規程(以下、「規程」)によれば、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検および評価を自ら行うとされ、その点検・評価対象事項として、以下の項目が掲げられている。

- 一 本学の在り方および目標に関すること。
- 二 教育活動に関すること。
- 三 研究活動に関すること。
- 四 学生の受入れおよび卒業生に関すること。
- 五 学生生活に関すること。
- 六 教員組織に関すること。
- 七 図書および学術情報に関すること。
- 八 社会との連携および国際交流に関すること。
- 九 施設、設備および環境に関すること。
- 十 財政に関すること。
- 十一 管理運営および組織機構に関すること。
- 十二 その他、自己評価委員会が必要と認める事項。

これらの項目に対する点検・評価とその結果に基づく改善策の検討を、継続的かつ自発的な活動によって実施することを目標とする。

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
(含大学院)

(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

A群 自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性(含大学院)

(自己点検・評価に対する学外者による検証)

B群 自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性(含大学院)
(大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応)

A群 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状の説明】 「規程」第3条において、大学全体に係る自己点検・評価を行うとともに、その報告書を作成・公表する機関として、学長を委員長とする学習院大学自己評価委員会(以下、自己評価委員会)を設置することとしている。その構成員は、学長、各学部

長、各大学院研究科委員長、教務部長、学生部長、図書館長、各大学附置機関の長、庶務部長、経理部長、就職部長、その他本委員会が必要と認める者、と定められており、大学内のすべての部局から委員が出席する。

自己点検・評価に関する事実上の作業を行う機関として、「規程」第6条により、作業委員会を設置することができることとされ、自己評価委員会の学長を除く構成員が代表する部門から選出される各1名により構成される。作業委員会委員長は、「規程」上は作業委員の互選により選出されることとなっているが、その責務から、現在は学長補佐2名のうち1名がその任に当たっている。作業委員会委員はそれぞれの部門に設置される自己評価小委員会の代表でもある。「規程」第7条によれば、自己評価小委員会は、各部門における自己点検・評価活動を経常的に行うためのものであり、点検・評価の結果を各部門の長を通じて自己評価委員会に報告することとなっている。

このようなプロセスを経て、自己評価委員会が作成する報告書に基づき、学長ならびに各部門の長は必要な改善に努めることとなっている。

以上の「規程」に基づき、第1回自己点検・評価が1994(平成6)年に着手され、1996(平成8)年に「学習院大学の現状と課題」と題された報告書が刊行された。その後、2000(平成12)年、2003(平成15)年に第2回、第3回自己点検・評価報告書が刊行されたが、その過程はまさに方法論模索のための試行錯誤の連続であり、実際、第2回は当初予定されていた刊行年度を1年先延ばしにせざるを得ない事態となった。しかし、そうした試行錯誤の末、自己点検・評価に対する理解に基づいた報告書の編集の基本方針や共通ルールの確立、また大学の基本データに対する全学共通の認識と了解の重要性などの議論が深まったことも事実である。第3回報告書には、自己点検・評価のための組織体制は、自己評価規程制定の際にイメージしたものにほぼ近づきつつあり、また第三者評価実施の下地作りはほぼ完了できた、との記述がある。

2002(平成14)年の大学の点検・評価にかかる学校教育法の改正により、それまで努力義務であった自己点検・評価に加え、2004(平成16)年から第三者機関による評価が法令によって義務化され、法令により国の認証評価機関による審査を7年以内ごとに受けることとなった。本学は、認証評価機関として大学基準協会を選定し、第4回の自己点検・評価の実施は、2008(平成20)年度の認証評価にあわせ、2007(平成19)年度中の報告書刊行を目指すこととなった。

なお、これまで本学は外部評価を受けたことはなく、自己点検・評価に関して、文部科学省その他からの指摘・勧告も受けていない。

【点検・評価】 上に述べたように、本学はこれまで3回の自己点検・評価を行いその報告書を作成・公表し、大学院や附置教育研究組織をも含む点検・評価を恒常的に行うための制度システムが整い、有効に働き始めていると思われる。しかし、現在、学長補佐が臨時的に作業委員会の委員長であることから察せられるように、委員会が完全に恒常的であるとは言い切れない面があり、このことは、教職員の自己点検・評価の目的・意義への

理解にも影響を与えている可能性がある。

次に、「規程」では、各部門に設けられた自己評価小委員会は、当該部門における自己点検・評価活動を経常的に（具体的には年度ごとに）実施し、自己評価委員会に報告することとなっているが、このプロセスはほとんど機能しておらず、大学全体の報告書作成の際の臨時的な活動にとどまっている。

また、学長、各部門の長は、報告書に基づき必要な改善に努めることとなっているが、それを行うための全学的な制度システムは確立されておらず、各部門の判断に任されているのが現状である。

【改善方策】 以上のように、自己点検・評価に対する本学の取り組みは、その歩みを始めたばかりであり、制度システムは整いつつあるとはいえ、いまだ不十分であることは否めない。今後は、自己評価小委員会の恒常的な活動の充実を目指し体制を整えることが必要である。自己評価小委員会の活性化は、教職員の自己点検・評価に対するより深い理解を求めることにも有用であろう。

今回の自己点検・評価報告書を以って、初めての第三者評価として、大学基準協会の認証評価を受けることになる。その評価を分析・検討し、改善に結びつけるための、点検・評価・改善に特化したより専門的な全学的組織の設置が望まれていたが、これに関しては、現在進行中の事務機構改革に盛り込まれ早期実現を目指すこととなった。

1 3 情報公開・説明責任

【目標】 社会に対する大学のアカウンタビリティの確立に向けて、教職員の意識改革を促し、一方で、情報公開に関する規程の整備や統括部署の設置等、事務機構改革の中で体制を整備することを目標とする。

(財政公開)

A群 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

本項目に関する責務は、本学を設置する学校法人学習院が担っている。2005(平成17)年4月1日に「学習院財務情報公開に関する閲覧規程」を制定、同年6月1日「平成16年度財務情報公開に関する資料」の公開以降、毎年同月日に最新の財務情報の公開を実施している。また、閲覧に供する場所は、本学においては西5号館5階財務部財務課(同規程第4条)としている。「資料」の構成は、上記規程第3条の定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書(資金収支計算書並びに消費収支計算書)、事業報告書及び監事による監査報告書となっている。また、閲覧対象者については、同規程第2条に以下のようになっている。

第2条 財産目録等の閲覧を請求できる者は、次の各号に定めるものとする。

- 一 本院の設置する学校に在学する学生生徒等及びその保護者、並びに本院の設置する学校の卒業生
 - 二 本院と雇用契約にある者
 - 三 本院に対する債権者、抵当権者
 - 四 前三号のほかに院長が認める者
- 2 前項に定める者であっても、本院を誹謗中傷することを目的とする場合、明らかに不法・不当な目的である場合には閲覧を拒否することができるものとする。
- 3 財産目録等の閲覧を請求する者は、当該部署の窓口で所定の閲覧願を提出しなければならないものとする。

これらの措置は、概ね適切であると考えているが、2007(平成19)年5月1日現在まで、窓口での閲覧申請実績は皆無であることから、実際にはインターネット上の情報閲覧が多いものと考えられる。インターネット上では学校法人学習院財務部のホームページにおいて、2004(平成16)年度分から2006(平成18)年度分までの、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、消費収支計算書及び監事による監査報告書を掲載している。また2006(平成18)年度分からは事業報告書についてもホームページ上での掲載を始めた。

しかし当初の最低限の財務資料だけでは、閲覧者にとって理解しにくい点も多いと思われたため、2007(平成19)年7月の学習院ホームページのリニューアルに合わせて、「学校法人学習院の財務状況について」という解説資料を新たに掲載した。2004(平成16)年度分まで遡り、年度ごとに7ページずつ、勘定科目別の決算状況の解説、過去20年間の繰越消費収支の推移のグラフ化等を行っており、学校法人全体の経営状況を今までよりも把握できるようにした。

(情報公開請求への対応)

B群 情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状分析】 情報公開の請求窓口は大学内で特に定まった窓口は設置されておらず、請求する内容によって請求部門が異なり各部門ごとに対応しているのが現状である。また、在学生以外にも卒業生、保証人、受験生、企業の方、一般の方、などからの問い合わせが想定できるが、対象者別窓口は設置しておらず、問い合わせ内容によって窓口が異なる。他大学でいくつか例が見られるような「情報公開週間」を設けて情報公開するような全学的な取り組みはない。

情報公開に関する規程としては、財政公開について「学習院財務情報公開に関する閲覧規程」を定めているが、他の分野については情報公開に関する規程等は特に定めていない

【点検・評価】 情報公開に対する大学の考えが固まっていないため、統一的な対応ができていないことが問題点としてあげられる。

【改善方策】 大学としての情報公開への考え方を取りまとめ、それを基にした規程・手続きを定め運用することが必要であり、そのための体制づくりに着手する。

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

B群 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

(自己点検・評価)

A群 自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性(大学院)

【現状分析】 本学が前回(2003(平成15)年2月)刊行した「自己点検・評価報告書」(「本文編」「研究者一覧編」「データ編」の3分冊)については、800部を印刷し、学内外に送付する形で公表した。

具体的には、学内には全専任教員、大学各部署、法人役員等、院内各部署、自己評価委員会委員、自己評価委員会作業委員会委員に配布、また、学外には、全国国公立大学376校、文部科学省、大学基準協会、私立大学連盟、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、大学セミナーハウス、国立国会図書館、日本学術会議、東京都立中央図書館、放送大学に送付した。

いわゆる外部評価はこれまで受けていない。

【点検・評価】 「自己点検・評価報告書」の発信については、前回刊行時には上記のとおり積極的に学内外に発信しており現状では適切と考える。

【改善方策】 本報告書の学内外への発信については、前回刊行時の発信実績を参考に今回の発信先、発信方法、印刷部数等について決定する予定である。また、本報告書を以て大学基準協会の「大学評価」を申請する予定であるが、その結果は、冊子の形で学内外に送付するとともに、本報告書も含め、大学 Web サイトリニューアルにともない新設した「客観的評価への取り組み」ページに掲載し発信力を高める予定である。